

高浜発電所保安規定審査資料	R0
提出年月日	2021年11月2日

高浜発電所 3 , 4 号炉
大山生竹テフラ噴出規模見直しに伴う
保安規定変更に関する補足説明

枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。

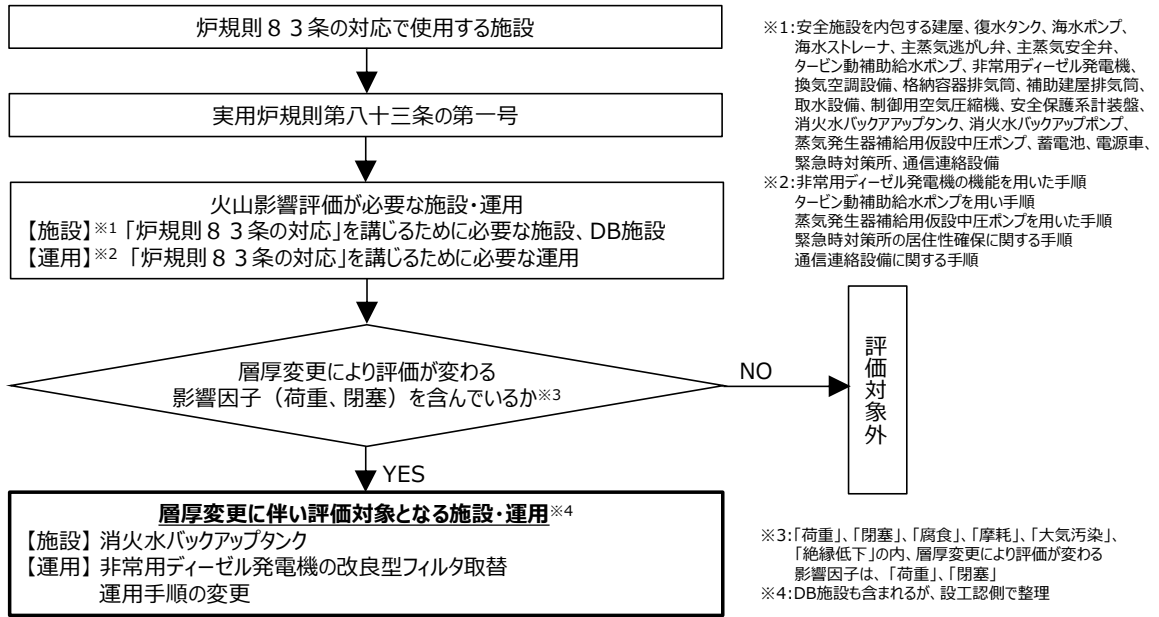
目 次

1. 層厚変更に伴い評価対象となる施設・運用の整理
2. 層厚変更に伴い評価対象となる施設の成立性確認
3. 層厚変更に伴い評価対象となる運用の評価
4. 火山影響等発生時における手順の変更について
5. 海水ポンプおよび海水ストレーナに対する気中降下火砕物濃度の影響について
6. 火山灰除けテントについて

1. 層厚変更に伴い評価対象となる施設・運用の整理

実用炉規則第八十三条の第一号(以下、「炉規則 8 3 条の対応」という。)で使用する施設の内、層厚変更に伴い評価対象となる施設・運用の抽出結果を以下に示す。

また、高浜 3, 4 号炉の通信連絡設備に関する手順について、電源車を配置する場所をタービン建屋からより頑強な燃料取扱建屋に変更する。



2. 層厚変更に伴い評価対象となる施設の成立性確認

炉規則 8 3 条の対応で使用する施設の内、層厚変更に伴い評価対象となる施設・運用について、炉規則改正に伴う既認可保安規定（平成 30 年 12 月 17 日付け、原規規発第 1812176 号）の補足説明資料における評価に対する層厚変更に伴う成立性確認を以下に示す。

なお、層厚変更に伴う変更箇所を下線で示す。

(1) 消火水バックアップタンクにおける降下火砕物荷重の影響評価

a. 概要

本資料は、消火水バックアップタンクが降下火砕物等堆積時においても、主要な構造部材が構造健全性を有することを確認する。

b. 構造概要

高浜 3, 4 号炉の消火水バックアップタンクは横置き円筒タンクであり、上面が曲面となっていることから、タンク上面に降下火砕物が堆積しにくい構造であるため、影響は軽微と考えられる。

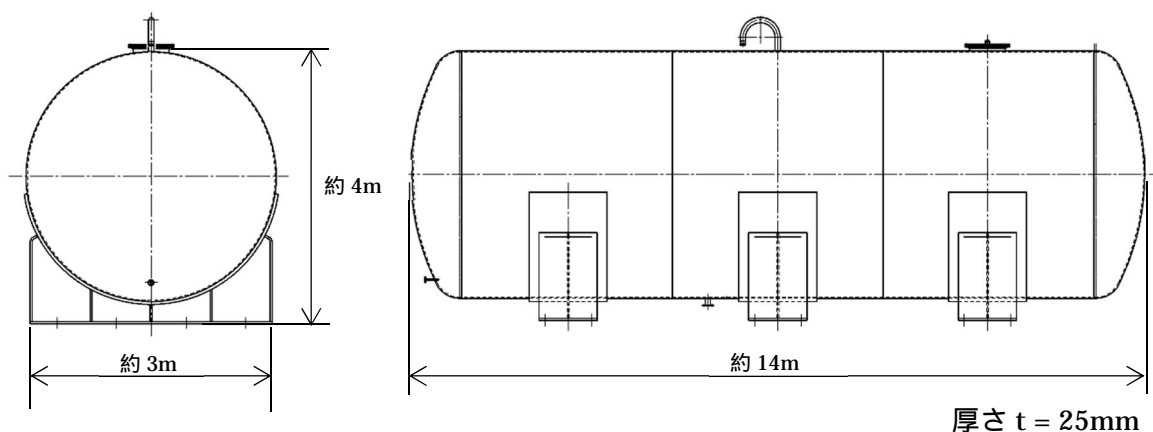


図1 消火水バックアップタンクの構造

c. 強度評価

本資料では、保守的な想定としてタンク上面に、積雪 100cm、火山灰 27cm を堆積させた条件で、消火水バックアップタンクの胴板並びに支持脚の評価を行う。

消火水バックアップタンクは、「工事計画認可申請書 資料 13 別添 1 火災防護設備の耐震性に関する説明書」にて耐震評価を実施している。具体的には、基準地震動 S_s 設計用加速度（水平 8.59m/s^2 （=約 0.88G）、鉛直 5.88m/s^2 （=約 0.60G））に対して、胴板の裕度は 2.4 以上、支持脚の裕度は 10.3 以上であることを確認している。

タンク上面への堆積を想定した火山灰および積雪の質量は 31,640kg であり、消火水バックアップタンクの質量 147,000kg の約 22% に相当する。

つまり、タンク上面に積雪および火山灰を堆積させた状態は、胴板および支持脚に対して、タンク単体の自重による荷重に鉛直加速度 0.22G を加えた状態と等価である。

一方で、耐震評価では、タンク単体の自重に鉛直加速度 0.60G を加えた状態で応力評価を行っており、その結果、十分な裕度を有していることを確認している。

以上のことから、耐震評価は、火山灰および積雪を堆積させた強度評価を包含しているものと考えられる。

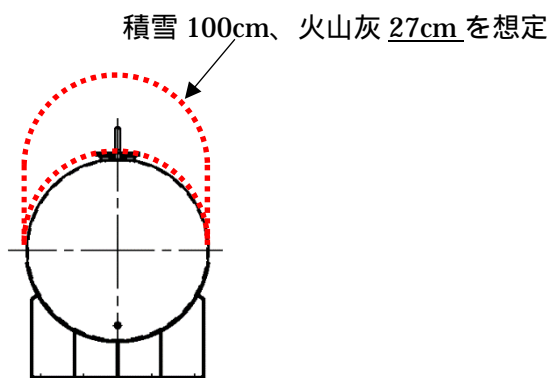


図2 強度評価における積雪・火山灰の想定

表1 消火水バックアップタンクの耐震評価結果

評価部位	材料	応力	基準地震動 S_s による応力		裕度
			評価応力(MPa)	許容応力(MPa)	
胴板	SS400	一次一般膜	17	240	14.11
		一次	60	360	6.00
		一次+二次	97	235	2.42
支持脚	SS400	組合せ	27	279	10.33
		座屈	0.06	1	16.66

3. 層厚変更に伴い評価対象となる運用の評価

炉規則 8 3 条の対応で使用する施設の内、層厚変更に伴い評価対象となる運用について、既認可保安規定（平成 30 年 12 月 17 日付け、原規規発第 1812176 号）における補足説明資料での評価に対し、層厚変更に伴う評価結果を以下に示す。

なお、層厚変更に伴う変更箇所を下線で示す。

(1) 改良型フィルタのフィルタ取替の着手時間について

ディーゼル発電機については、屋外に設置している吸気消音器の吸気フィルタの閉塞が想定されるため、高濃度の降下火砕物濃度に対して確実にディーゼル発電機の機能を維持できるよう、改良型フィルタを配備している。

本資料では、改良型フィルタのフィルタ取替の基準となる着手時間を計算する。

a. 対策の概要および改良型フィルタの仕様

火山現象による影響が発生し、又は発生するおそれがある場合、ディーゼル発電機の吸気消音器前に着脱可能な改良型フィルタを取付ける。

改良型フィルタはディーゼル発電機運転中においても容易にスライド式のフィルタを取替え・清掃することが可能である。また、フィルタには、300 メッシュの金属フィルタをブリーツ状にすることで面積を拡大させたフィルタを使用する。取替え・清掃時には、火山灰の侵入を防止するため、取替え・清掃するフィルタの流路を塞ぐ閉止板を装填する。

改良型フィルタの主な仕様を以下に示す。また、改良型フィルタの外形図を図 1 に、改良型フィルタによる火山灰捕集の概要を図 2 に、改良型フィルタの作業エリアの概要図を図 3 に、改良型フィルタ取付作業の概要を図 4 に、改良型フィルタの取替作業の概要を図 5 に、フィルタフィルタの性能試験の概要および結果を別紙 1 に示す。

改良型フィルタ台数(台) ¹	1
フィルタ個数(個) ²	12
フィルタ外形寸法 ³	上段 374、下段 527 高さ 572、幅 148
フィルタ有効面積(m ²) ³	
フィルタの最大捕集容量(g/m ²)	142,952(既認可:59,714)

1 ディーゼル発電機 1 台当たり

2 改良型フィルタ 1 台当たり

3 フィルタ 1 個当たり

b. 改良型フィルタの取付時間について

(a) 降灰到達時間

気象条件等を考慮し、噴火から降下火砕物が発電所敷地に到達するまでの時間を 60 分とする。降灰到達時間の考え方について別紙 2 に示す。

(b) 改良型フィルタの取付時間

改良型フィルタ取付けに要する時間は、改良型フィルタの仕様変更を実施していないため、既認可保安規定（平成 30 年 12 月 17 日付け、原規規発第 1812176 号）の補足説明資料

枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。

料 - 1の「別紙4 作業の成立性について」に示すとおり50分である。

したがって、改良型フィルタの取付は降下火砕物が発電所敷地に到達する前に実施可能である。

c. フィルタ取替の着手時間の計算に用いる気中降下火砕物濃度

計算に用いる気中降下火砕物濃度は、「原子力発電所の火山影響評価ガイド」(以下「ガイド」とする)の添付1「気中降下火砕物濃度の推定手法について」に定められた手法により推定した気中降下火砕物濃度とする。

気中降下火砕物濃度の算出方法および算出結果を別紙3に示す。

別紙3の結果より、高浜発電所における気中降下火砕物濃度を 3.78g/m³(既認可:1.4g/m³)とする。

d. フィルタの基準捕集容量到達までの時間の計算について

別紙1に示すフィルタ性能試験の結果では、フィルタの最大捕集容量が、142,952g/m²(既認可:59,714g/m²)となるが、フィルタ差圧曲線の差圧が高い領域を避け、差圧上昇が時間的に十分なだらかな領域となるように、フィルタ取替の目安として基準捕集容量を保守的に 70,000g/m²(既認可:50,000g/m²)とする。フィルタの基準捕集容量到達までの時間は、以下の条件に基づいて計算した結果、94分(既認可:181分)である。

	層厚変更後	既認可
フィルタ取替の目安となる基準捕集容量 (g/ m ²)	<u>70,000</u>	50,000
ディーゼル発電機吸気流量 (m ³ /h)	<input type="text"/>	同左
ディーゼル発電機 フィルタ表面積 (m ²) = 個数 × 有効面積 = 12(個) × <input type="text"/>	<input type="text"/>	同左
ディーゼル発電機 フィルタ部の流速 (m/s) = / / 3,600	3.17 3.3	同左
降下火砕物の大気中濃度 (g/m ³)	<u>3.78</u>	1.4
フィルタの基準捕集容量到達までの時間 (min) = / / / 60	<u>94</u>	181

e. フィルタ取替の着手時間の計算について

フィルタ取替に要する時間は、既認可保安規定(平成30年12月17日付け、原規規発第1812176号)の補足説明資料-1の「別紙4 作業の成立性について」に示すとおり1ユニットあたり要員4名で20分程度を見込んでいる。したがって、フィルタの基準捕集容量到達までの時間は94分であったことから、フィルタ取替に要する時間(20分)を差し引くと、フィルタ取替の着手時間は74分となるが、70分(既認可:100分)でフィルタ取替を着手することとする。

f. フィルタの取替・清掃回数について

実機での作業時間は降灰継続時間である24時間(1,440分)を想定している。フィルタ取替に要する時間20分とフィルタ取替に着手する時間70分を踏まえると、フィルタ取替が完

枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。

了する時間は 90分 である。フィルタは 2 セット (12 枚 / セット) 配備していることを踏まえ、フィルタ 1 セット当たり火山灰を捕集する回数は 8回 (1,440 分 / 90 分 / 2 セット) となり、初回は新品フィルタであることから、フィルタの清掃回数は 7回 (既認可 : 5 回) 必要である。

フィルタは 7回 清掃して繰り返し使用することとなるが、繰り返しフィルタを使用したとしても、フィルタの性能は十分確保できていることを別紙 4 の検証試験にて確認している。

g. 炉規則第八十三条 第一号 ロ (3) の対応におけるディーゼル発電機の機能を期待する時間について

本対応においては、気中降下火砕物濃度の 2 倍の濃度を想定し、ディーゼル発電機の機能を期待する時間を設定する。具体的には、フィルタの基準捕集容量到達までの時間 (94分) を 1/2 にした 45分 (既認可 : 90 分) とする。

(2) 改良型フィルタの火山灰捕集について

改良型フィルタは、300 メッシュの金属フィルタをブリーツ状にすることで面積を拡大させ、火山灰を捕集する構造としている。

改良型フィルタによる火山灰捕集の概要を図 2 に示す。

また、層厚変更に伴い気中降下火砕物濃度が増加し、改良型フィルタの閉塞時間が短くなることから、改良型フィルタの改造により、閉塞時間への影響対策を実施した。

改良型フィルタ閉塞時間の改善内容を別紙 5 に示す。

(3) 火山灰捕集による設備への影響について

別紙 1 によるフィルタの性能試験結果から、火山灰捕集の量を確認すると、以下のとおりであった。

確認項目	火山灰の量
灰受けおよび上流ダクト内への堆積	約 5.4kg
改良型フィルタへの付着	0.1kg 以下
改良型フィルタ内部への堆積	約 1.6kg
通過灰回収フィルタおよび下流ダクト内への堆積	0.05kg 以下

試験装置のフィルタは、横置きに取付けているため、フィルタ内の下部に火山灰が堆積する。

改良型フィルタに付着する火山灰の量は 100 g 以下であるが、フィルタ内部に堆積する量を合わせても約 2kg 程度の重量増加となる。改良型フィルタは、金属製のフィルタであることから、約 2kg 程度の重量増加によるフィルタへの影響はない。

また、改良型フィルタを設置するディーゼル発電機の吸気消音器の下部はグレーチングであり、周辺に他の設備もないことから、改良型フィルタ近傍への火山灰集積による影響はない。

更に、フィルタの捕集率は約 99.6% であり、改良型フィルタを通過する火山灰がディーゼル発電機に侵入する可能性はあるが、フィルタを通過する火山灰は微細なものであり、機関内に侵入しても潤滑油により機関外へ除去されること、また燃焼室に一時的に滞留したとしても排ガスとともに大気へ放出されることから、ディーゼル発電機の機能に影響はない。

(4) 改良型フィルタの差圧管理について

改良型フィルタは、時間管理によるフィルタ取替着手時間（70分）に基づき、フィルタ1セット当たり7回清掃を繰り返すことにより、24時間のフィルタ取替運用が可能である。

24時間以降の火山灰濃度が薄くなった場合については、フィルタ閉塞時間（許容差圧に到達する時間）が長くなり、時間管理による頻度での清掃が不要となるため、フィルタ取替着手の判断を時間管理から差圧管理に変更するとともに、社内標準に差圧管理の運用を反映する。

フィルタ差圧管理運用の詳細を別紙6に示す。

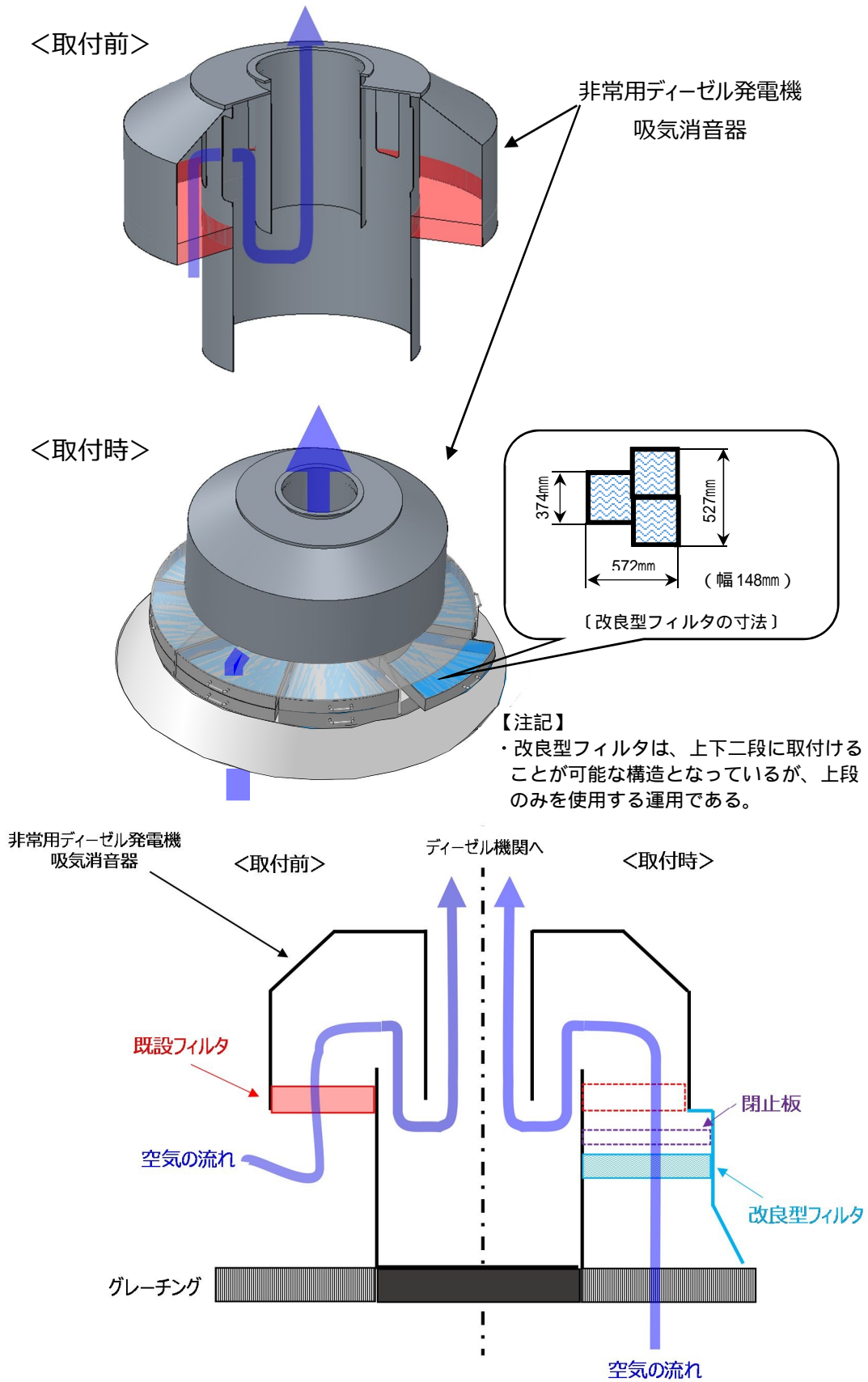
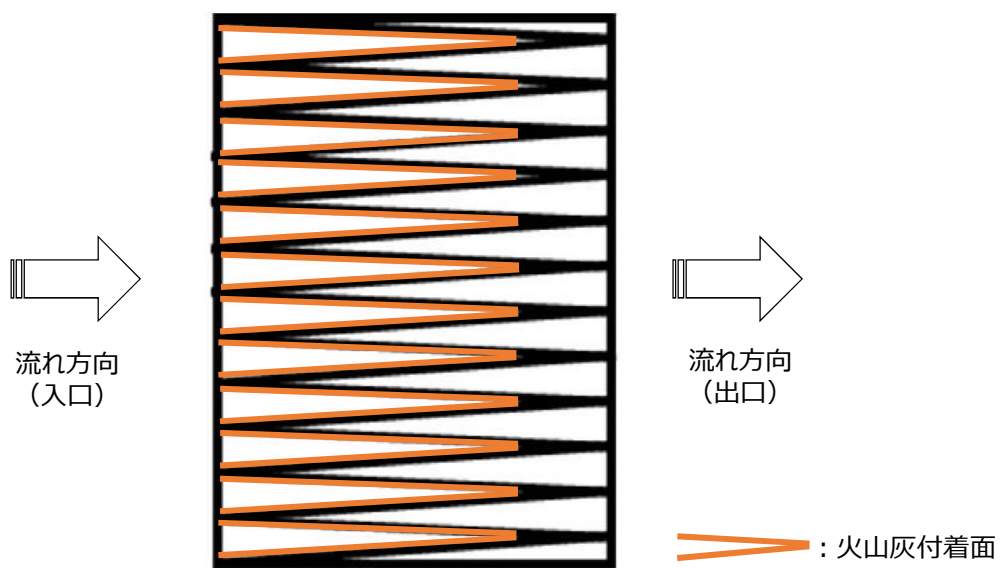


図 1 改良型フィルタ外形図



〔改良型フィルタの断面図（A 視）〕

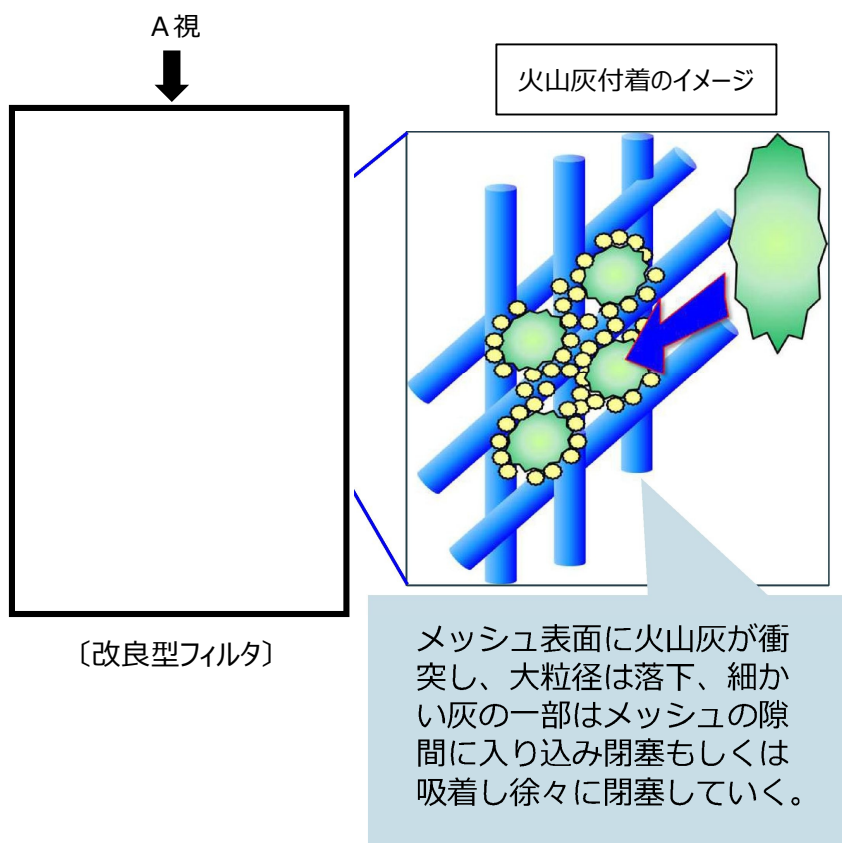


図 2 改良型フィルタの火山灰捕集の概要図

枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。

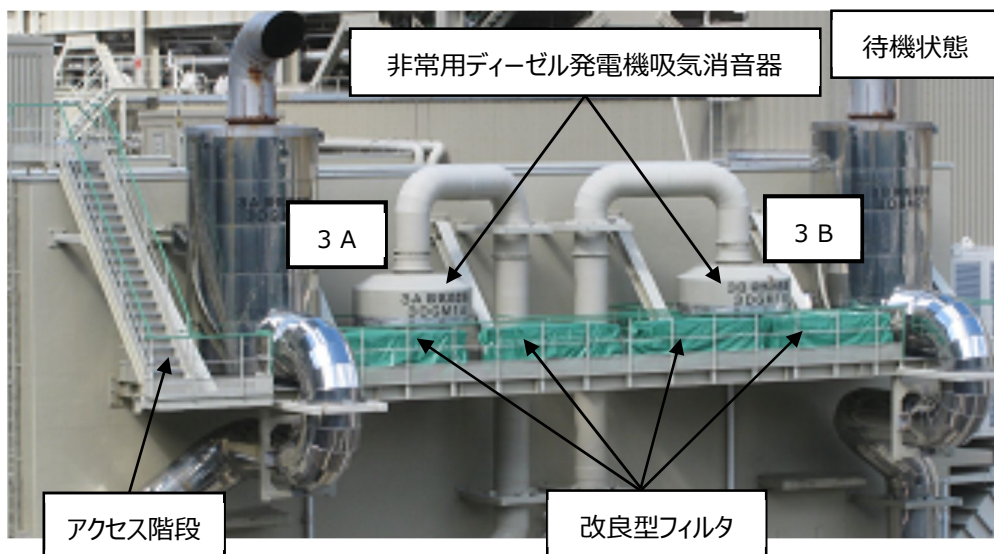
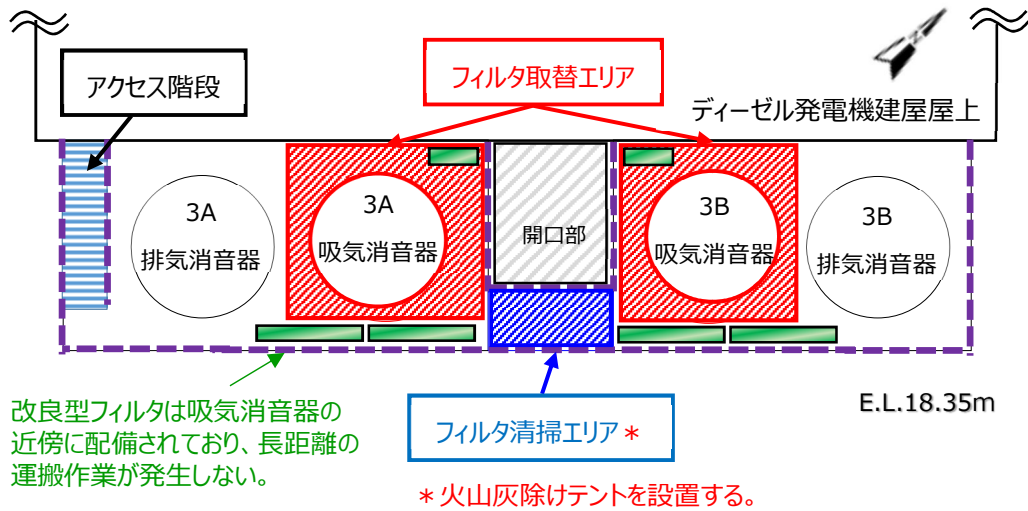
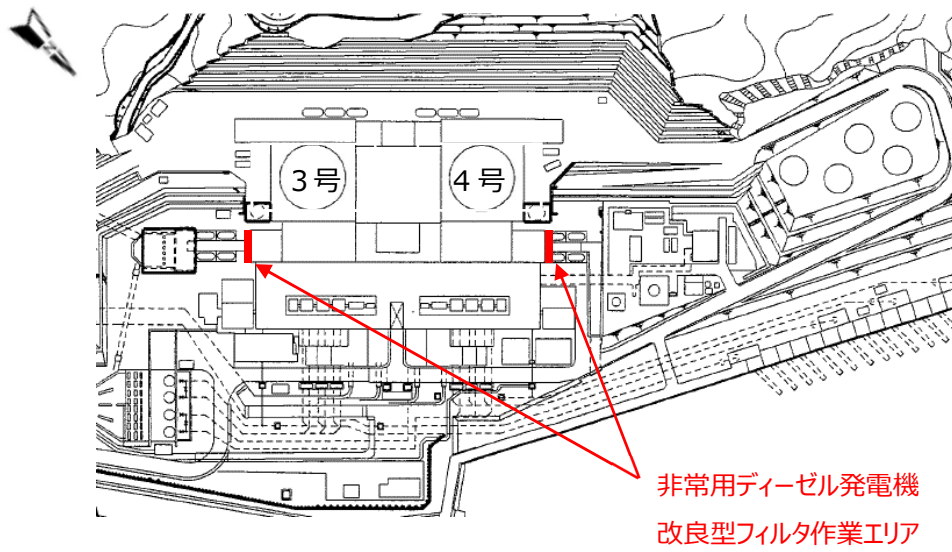
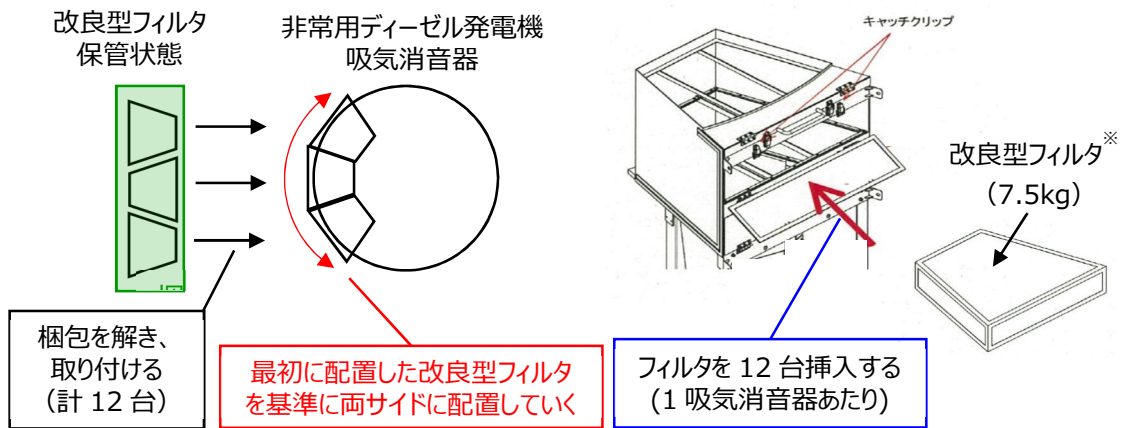


図3 改良型フィルタ取付、フィルタ取替・清掃を行う作業エリアの概要



※フィルタは、非常用ディーゼル発電機運転中の取替・清掃のため、所要数の 2 倍を配備している。

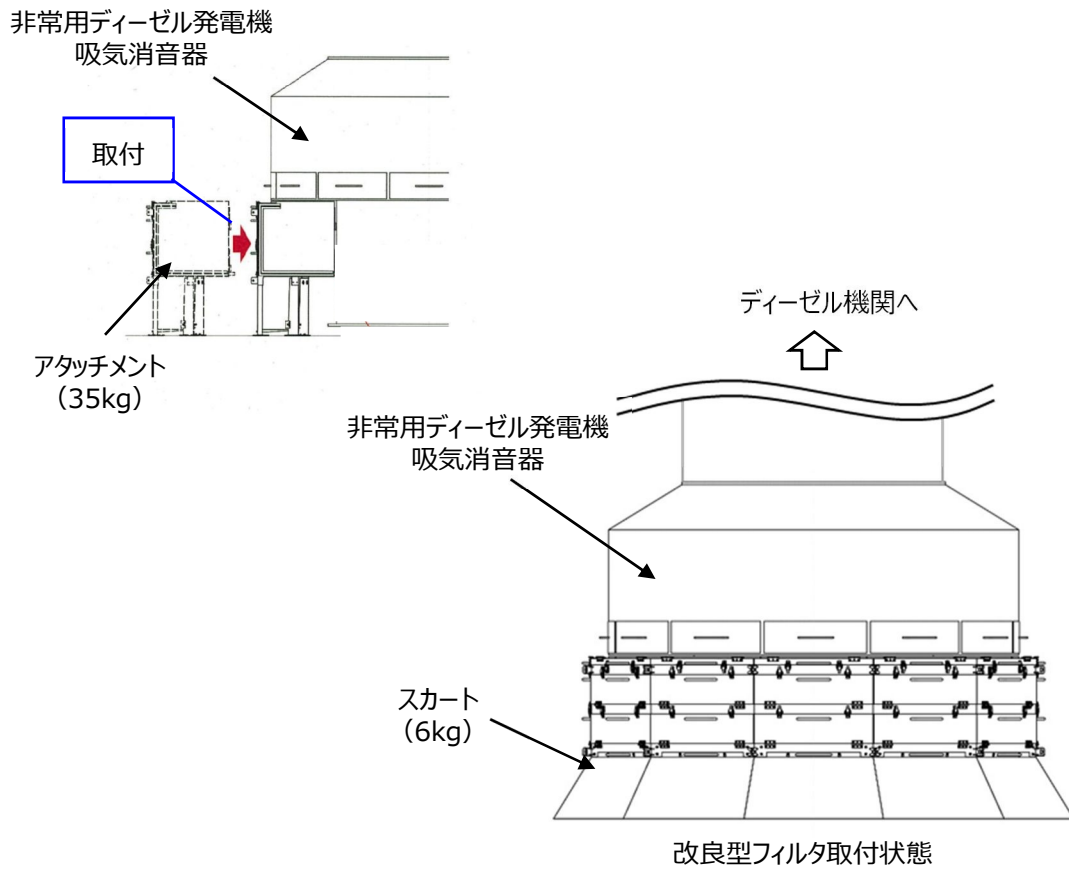
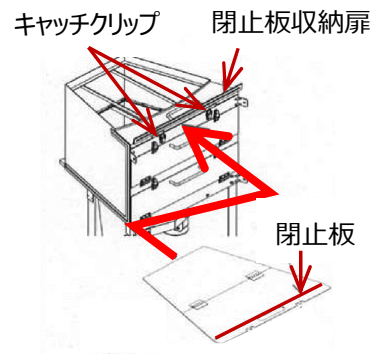
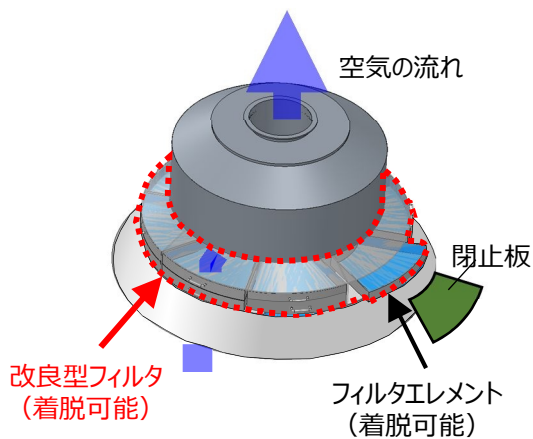
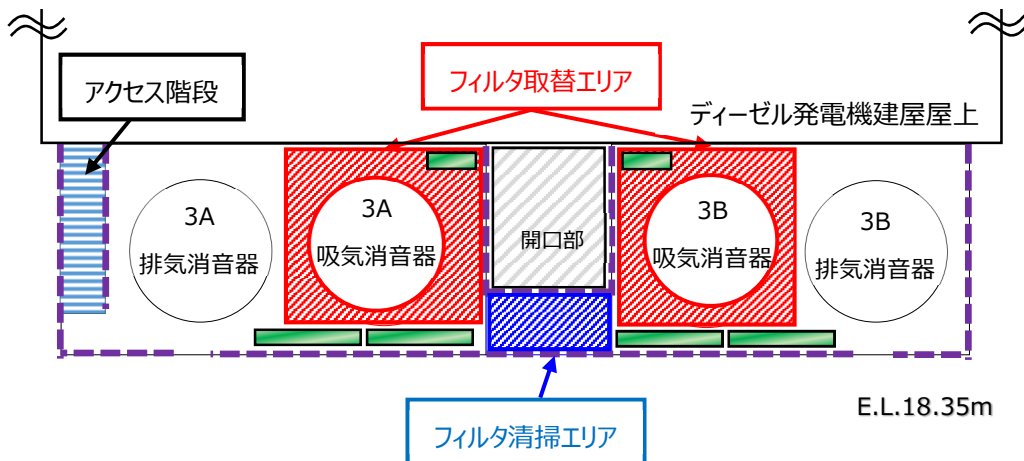


図 4 非常用ディーゼル発電機への改良型フィルタ取付作業の概要



- ・改良型フィルタの取替作業は、下図に示す手順①から④を繰り返し実施する。
- ・フィルタは1 2組あり、取替作業を1 組ずつ実施することになっているため、閉止板で空気の流入を止めている間は、残りの1 1組のフィルタから空気を取り込める。また、フィルタ取替作業の着手は、保守的に許容差圧より十分低いタイミングで実施しており、1 組のフィルタ閉止により許容差圧に到達することはないため、非常用ディーゼル発電機への影響はない。

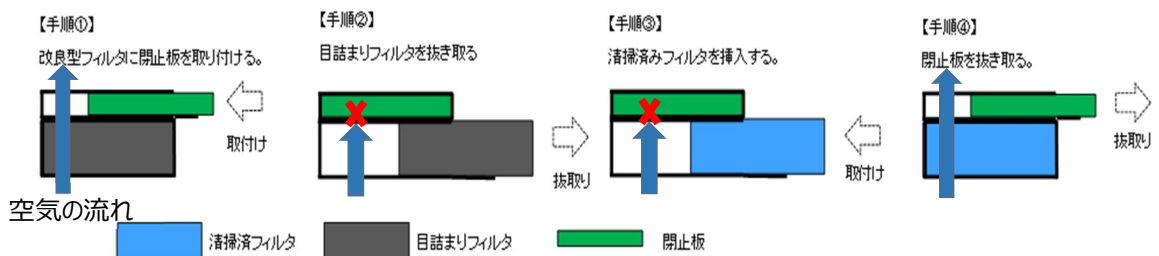


図5 非常用ディーゼル発電機の改良型フィルタ取替作業の概要

(5) 蒸気発生器補給用仮設中圧ポンプ(電動)を用いた蒸気発生器への注水による炉心冷却の成り立ちについて

a. はじめに

火山影響等発生時において、ガイドに基づき設定した気中降下火砕物濃度を超える降下火砕物濃度を想定した場合、前項「3. 層厚変更に伴い評価対象となる運用の評価」の「(1) 改良型フィルタのフィルタ取替の着手時間について g. 炉規則第八十三条 第一号 ロ(3) の対応におけるディーゼル発電機の機能を期待する時間について」に示すとおり、非常用ディーゼル発電機が降灰到達から 45 分間機能維持するものと設定する。

上記設定を踏まえて、降灰と同時に外部電源喪失が発生し、自動起動した非常用ディーゼル発電機が 45 分間運転継続した後、非常用ディーゼル発電機が停止することにより全交流動力電源喪失が発生した場合でも、蒸気発生器補給用仮設中圧ポンプ(電動)(以下、「仮設中圧ポンプ」という。)により蒸気発生器へ注水することで、炉心の著しい損傷を防止できることについて確認した。

b. 主要解析条件等

第 1 表に主要な解析条件を示す。また、第 1 図に対応手順と事象進展を示す。なお、第 1 表以外の主要解析条件は、原子炉設置変更許可申請書 添付書類十のうち、事故シーケンスグループ「全交流動力電源喪失」における重要事故シーケンス「外部電源喪失 + 非常用所内交流電源喪失 + 原子炉補機冷却機能喪失」と同様であり、参考表 1 に示す。

第1表 主要解析条件

項目	主要解析条件	条件設定の考え方
解析コード	M - R E L A P 5	新規制基準適合性確認審査で実績のあるコードを使用。(主要条件のため記載)
炉心崩壊熱	FP：日本原子力学会推奨値 アクチニド：ORIGEN2 (サイクル末期を仮定)	サイクル末期炉心の保守的な値を設定。燃焼度が高いと高次のアクチニドの蓄積が多くなるため長期冷却時の崩壊熱は大きくなる。このため、燃焼度が高くなるサイクル末期時点を対象に崩壊熱を設定。また炉心平均評価用崩壊熱を用いる。
起因事象	原子炉手動停止 (解析上の時刻0秒)	降灰予報「多量」から5分後(噴火から15分後)を設定。
原子炉手動停止後の対応	高温停止状態維持	原子炉手動停止後、1次系濃縮完了までは高温停止状態を維持。
安全機能の喪失に対する仮定(1)	外部電源喪失 (原子炉手動停止から45分後)	発電所への降灰到達時(噴火から60分後)に外部電源が喪失することを仮定。
安全機能の喪失に対する仮定(2)	非常用所内交流動力電源喪失 (原子炉手動停止から90分後)	降灰到達から45分間の非常用ディーゼル発電機の機能維持を考慮。気中降下物濃度の2倍濃度の火山灰による閉塞を想定した場合の非常用ディーゼル発電機の機能維持時間をフィルタ試験結果より保守的に設定。
補助給水機能の喪失に対する仮定	全交流動力電源喪失と同時に機能喪失	全交流動力電源喪失により電動補助給水ポンプが停止。タービン動補助給水ポンプには期待しない。
2次系強制冷却開始(主蒸気逃がし弁開)	原子炉手動停止から115分後 (全交流電源喪失から25分後)	仮設中圧ポンプ準備完了時間に弁の操作時間5分を加えた時間を設定。(全交流電源喪失後に操作現場に移動したのち、仮設中圧ポンプ準備完了の連絡を現場で受けてからの手動操作を想定)
仮設中圧ポンプによる蒸気発生器への注水	蒸気発生器2次側圧力 2.4MPa[gage]にて注入開始	設備の仕様から設定

c. 解析結果

2次系関係の主要な事象進展を第2図から第5図に、1次系関係の主要な事象進展を第6図から第8図に示す。

原子炉の手動停止後、補助給水ポンプによる蒸気発生器への注水および主蒸気逃がし弁による1次系温度の維持等により、高温停止状態を維持する。

原子炉の手動停止から45分後に発生する外部電源喪失以降も非常用ディーゼル発電機からの給電により高温停止状態を維持する。

原子炉の手動停止から90分後に、非常用ディーゼル発電機が機能喪失することにより全交流電源喪失および補助給水機能喪失が発生するが、原子炉の手動停止から115分後に主蒸気逃がし弁による2次系強制冷却を開始することで蒸気発生器の圧力が低下し、仮設中圧ポンプによる蒸気発生器への注水は原子炉の手動停止から約136分後から開始される。それまでの約46分間は蒸気発生器への注水が停止するが、仮設中圧ポンプによる注水の効果により、蒸気発生器の水位は、事象進展中、約23%以上に保たれる。(既認可：約29%)

仮設中圧ポンプによる蒸気発生器への注水により蒸気発生器2次側の保有水を確保できること、1次系の保有水が十分確保されていること、主蒸気安全弁の作動および主蒸気逃がし弁による2次系強制冷却により1次系の自然循環が維持されることから、継続的な炉心冷却が可能であり、炉心の著しい損傷を防止できる。

以降は、1次系圧力1.7MPa[gage]にて蓄圧タンク出口弁を閉止し、1次系温度170、1次系圧力0.7MPa[gage]の状態まで減温・減圧し、安定停止状態に移行する。これらの主要な事象進展と解析結果を第2表に示す。

第2表 主要な事象進展と解析結果

事象進展	層厚変更後		既認可
	解析上の経過時間(分)	火山噴火からの想定時間(分)	火山噴火からの想定時間(分)
原子炉手動停止	0	15	15
外部電源喪失発生	45	60	60
全交流動力電源喪失発生 (補助給水機能喪失発生)	90	105	150
主蒸気逃がし弁(現場)による 2次系強制冷却開始	115	130	165
仮設中圧ポンプによる蒸気発生器への 注水開始	約136	約151	約186
蒸気発生器水位(広域)の 最低値(約23%)到達	約150	約165	約201 ¹

1：既認可における蒸気発生器水位(広域)の最低値である約29%に到達する時間

d. 不確かさの影響評価

c. で実施した解析結果に対して、原子炉設置変更許可申請書 添付書類十と同等の不確かさの影響評価を実施し、運転員等操作時間および評価結果に与える影響を確認した。

不確かさの影響評価方法について、参考図 1 に示す。

不確かさの影響を確認する運転員等操作は、蒸気発生器の水位が回復に転じるまでに実施する操作を対象とする。具体的には、「外部電源喪失後の対応」、「2次系強制冷却開始」、「仮設中圧ポンプによる蒸気発生器への注水」を対象に影響を確認する。

(a) 解析コードにおける重要現象の不確かさの影響評価

本解析に対して不確かさの影響評価を行う重要現象は、「蒸気発生器 2 次側水位変化・ドライアウト」であり、当該重要現象に対する不確かさの影響評価は以下のとおりである。

ア. 運転員等操作時間に与える影響

「蒸気発生器 2 次側水位変化・ドライアウト」は、LOFTL9 - 3 試験の結果から、蒸気発生器水位の低下に伴う伝熱量の低下傾向を適切に模擬できており、不確かさは十分小さいと評価している。また、蒸気発生器水位を起点としている運転員等操作はないことから、運転員等操作時間に与える影響はない。

イ. 評価結果に与える影響

ア. に記載しているとおり、「蒸気発生器 2 次側水位変化・ドライアウト」は、LOFTL9 - 3 試験の結果から、蒸気発生器水位の低下に伴う伝熱量の低下傾向を適切に模擬できており、不確かさは十分小さいと評価している。このため、評価結果に与える影響は十分小さい。

(b) 解析条件の不確かさの影響評価

ア. 初期条件、事故条件および機器条件

初期条件、事故条件および機器条件は第 1 表に示す条件のうち「原子炉手動停止後の対応」および「2次系強制冷却開始」以外の条件であり、それらの条件設定を設計値等、最確条件（現実的な条件）とした場合の影響を評価する。

運転員等操作時間に与える影響

炉心崩壊熱の変動を考慮し、現実的な条件の崩壊熱を用いた場合、解析条件として設定している崩壊熱より小さくなるため、蒸気発生器水位は高めに推移する。しかしながら、蒸気発生器水位を起点としている運転員等操作はないことから、運転員等操作時間に与える影響はない。

起因事象および安全機能の喪失に対する仮定の変動を考慮し、最確条件の起因事象および安全機能の喪失に対する仮定を用いた場合、非常用ディーゼル発電機フィルタの捕集容量を現実的に考えると、全交流動力電源喪失発生時刻は想定より遅れる。このように、現実的な条件で起因事象や安全機能の喪失を仮定した場合、事象進展が緩やかになるため、崩壊熱の低下により蒸気発生器水位は高めに推移する。しかしながら、蒸気発生器水位を起点としている運転員等操作はないことから、運転員等操作時間に与える影響はない。

補助給水機能の喪失については、全交流動力電源喪失発生と同時に電動補助給水ポンプは停止し、また、タービン動補助給水ポンプに期待しないことは前提条件であることから、不確かさはない。なお、さらなる考察のため、補助給水機能の喪失に対する仮定の変動を考慮し、仮にタービン動補助給水ポンプがある期間使用できる場合も考えると、その期間は補助給水が停止しないことから、事象進展が緩やかになるため、蒸気発生器水位は高めに推移する。しかしながら、蒸気発生器水位を起点としている運転員等操作はないことから、運転員等操作時間に与える影響はない。

仮設中圧ポンプによる蒸気発生器への注水については、設備仕様から設定していることから不確かさはない。このため、運転員等操作時間に与える影響はない。

評価結果に与える影響

炉心崩壊熱の変動を考慮し、現実的な条件の崩壊熱を用いた場合、解析条件として設定している崩壊熱より小さくなり、蒸気発生器水位は高めに推移するため、評価結果の余裕は大きくなる。

起因事象および安全機能の喪失に対する仮定の変動を考慮し、最悪条件の起因事象および安全機能の喪失に対する仮定を用いた場合、非常用ディーゼル発電機フィルタの捕集容量を現実的に考えると、全交流動力電源喪失発生時刻は想定より遅れる。このように、現実的な条件で起因事象や安全機能の喪失を仮定した場合、事象進展が緩やかになることにより、崩壊熱の低下により蒸気発生器水位は高めに推移するため、評価結果の余裕は大きくなる。

補助給水機能の喪失については、全交流動力電源喪失発生と同時に電動補助給水ポンプは停止し、また、タービン動補助給水ポンプに期待しないことは前提条件であることから、不確かさはない。なお、さらなる考察のため、補助給水機能の喪失に対する仮定の変動を考慮し、仮にタービン動補助給水ポンプがある期間使用できる場合も考えると、その期間は補助給水が停止しないことから、事象進展が緩やかになることにより、蒸気発生器水位は高めに推移するため、評価結果の余裕は大きくなる。

仮設中圧ポンプによる蒸気発生器への注水については、設備仕様から設定していることから不確かさはない。このため、評価結果に与える影響はない。

イ．操作条件

操作条件の不確かさとして、解析コードおよび解析条件の不確かさが運転員等操作時間に与える影響並びに解析上の操作開始時間と実際に見込まれる操作開始時間等の操作時間の変動を考慮して、要員の配置による他の操作に与える影響および評価結果に与える影響を確認する。

要員の配置による他の操作に与える影響

「原子炉手動停止後の対応（運転員操作）」に対して「2次系強制冷却開始（運転員操作）」の操作は全交流動力電源喪失発生を起点に切り替わる操作であり、作業は重複しないことから、要員の配置による他の操作に与える影響はない。また、「仮設中圧ポンプによる蒸気発生器への注水（緊急安全対策要員操作）」は、「2次系強制冷却開始（運転員操作・緊急安全対策要員操作）」とは異なる要員による操作であり、作業は重複しないため、要員の配置による他の操作に与える影響はない。

評価結果に与える影響

「原子炉手動停止後の対応」については、原子炉手動停止の発生を起点とし、全交流動力電源喪失の発生までの間、高温停止状態を維持する操作であることから、評価結果に与える影響はない。

「2次系強制冷却開始」および「仮設中圧ポンプによる蒸気発生器への注水」については、解析上の開始時間に対して実際に見込まれる開始時間は早くなる。具体的には、仮設中圧ポンプの準備操作完了を受けて、主蒸気逃がし弁開操作を開始し、主蒸気逃がし弁の開放による2次系強制冷却開始後、蒸気発生器2次側が既定の圧力まで減圧されれば、仮設中圧ポンプによる蒸気発生器への注水が開始されるが、仮設中圧ポンプの準備操作の操作時間は実際には短くなることを訓練等で確認していることから、2次系強制冷却開始時間は、解析上の想定に対して早くなる。このため、蒸気発生器2次側減圧が早まり、仮設中圧ポンプから蒸気発生器への注水が早期に開始されることから、評価結果の余裕は大きくなる。

(c) 操作時間余裕

不確かさの影響を確認する運転員等操作のうち「原子炉手動停止後の対応」については、原子炉手動停止を起点とし、全交流動力電源喪失の発生までの間、高温停止状態を維持する操作であることから、十分な操作時間余裕がある。

また、「2次系強制冷却開始」については、解析コードおよび解析条件の不確かさによる操作開始時間への影響がないこと、解析上の操作開始時間として仮設中圧ポンプ起動作業時間20分と主蒸気逃がし弁開操作時間5分を設定しており、実際に見込まれる操作開始時間は早くなる^(注1)ことから、操作が遅れた場合の時間余裕を確認する必要はないが、どの程度の操作時間余裕があるかを把握する観点から、評価結果に対して、対策の有効性が確認できる範囲内での操作時間余裕を確認する。

(注1): 仮設中圧ポンプ起動作業は、想定時間20分より短い時間で操作が完了できることを確認していること、および、弁の中間開度での蒸気放出に解析上期待していないことから、実際の操作開始は早まるとしている。

「2次系強制冷却開始」に対する操作時間余裕としては、当該操作が遅れることにより主蒸気安全弁からの蒸気放出が継続することを仮定し、解析上の蒸気発生器の最低水位である約23%に相当する液相保有水である約18tonが、主蒸気安全弁から放出される蒸気として全て消費される時間を算出して概算する。

第4図に示す蒸気発生器保有水量(液相)の時間変化より、主蒸気安全弁動作時のSG保有水量低下率は約0.40ton/minであることから、余裕時間は以下の通りとなる。

【評価結果】

$$\text{約 } 18\text{ton} \div \text{約 } 0.40\text{ton/min} = \underline{\text{約 } 45\text{分}}$$

評価の結果、操作時間余裕として全交流電源喪失から25分後に実施する「2次系強制冷却の開始」に対して、約45分の時間余裕が確保できる。

また、「仮設中圧ポンプによる蒸気発生器への注水」に関しては、仮設中圧ポンプの準備完了後に「2次系強制冷却開始」を行うことから、前述の「2次系強制冷却開始」にかかる時間余裕約45分は仮設中圧ポンプの準備にかかる時間余裕としても扱うことができる。

e. まとめ

降灰予報「多量」を受けて原子炉を手動停止させた後、降灰到達により外部電源喪失が発生し、その45分後に全交流動力電源喪失および補助給水機能喪失に至るものと想定した場合でも、仮設中圧ポンプによる蒸気発生器への注水により蒸気発生器2次側の保有水を確保できること、1次系の保有水が十分確保されていること、主蒸気安全弁の作動および主蒸気逃がし弁による2次系強制冷却により1次系の自然循環が維持されることから、継続的な炉心冷却が可能であり、炉心の著しい損傷を防止できる。また、解析コードおよび解析条件の不確かさを考慮した場合でも、蒸気発生器水位に対する余裕が大きくなる。

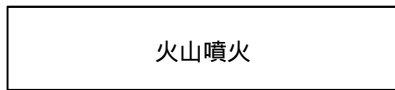
このため、仮設中圧ポンプを用いた蒸気発生器への注水により、炉心の著しい損傷を防止できることを確認した。

火山噴火からの想定時間)

[既認可]

(0分)

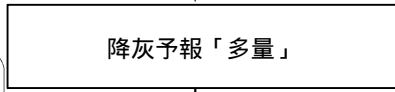
[0分]



(10分)

[10分]

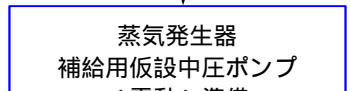
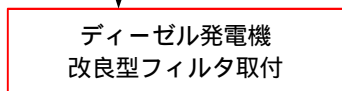
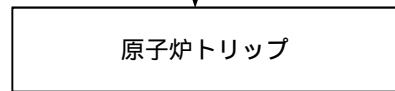
解析上の経過時間



(15分)

[15分]

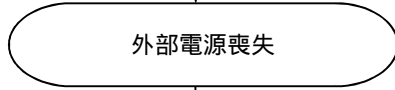
0分



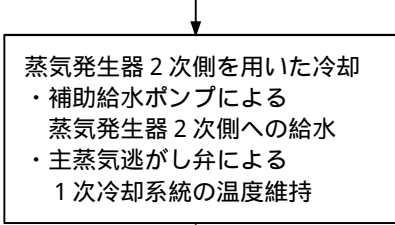
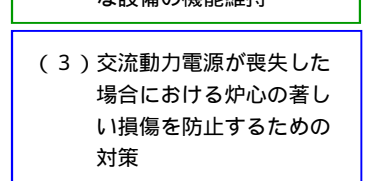
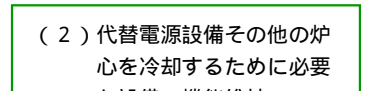
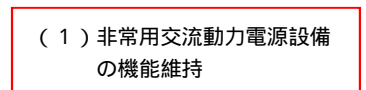
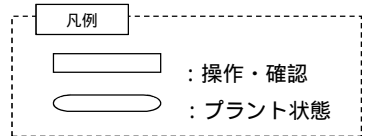
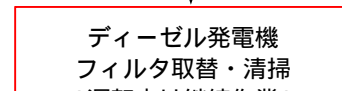
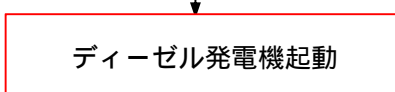
(60分)

[60分]

45分



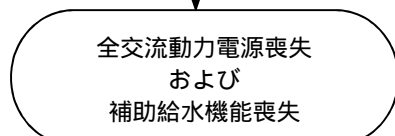
[降灰到達]



(105分)

[150分]

90分

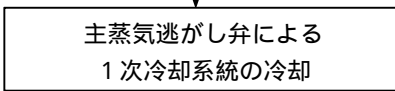


準備完了
(原子炉トリップから110分後)
[既認可: 135分後]

(130分)

[165分]

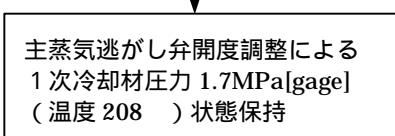
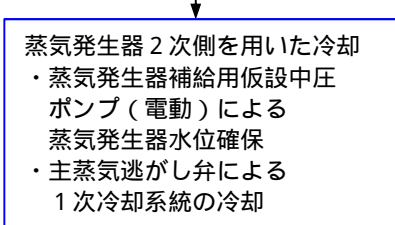
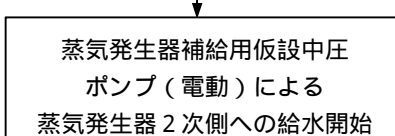
115分



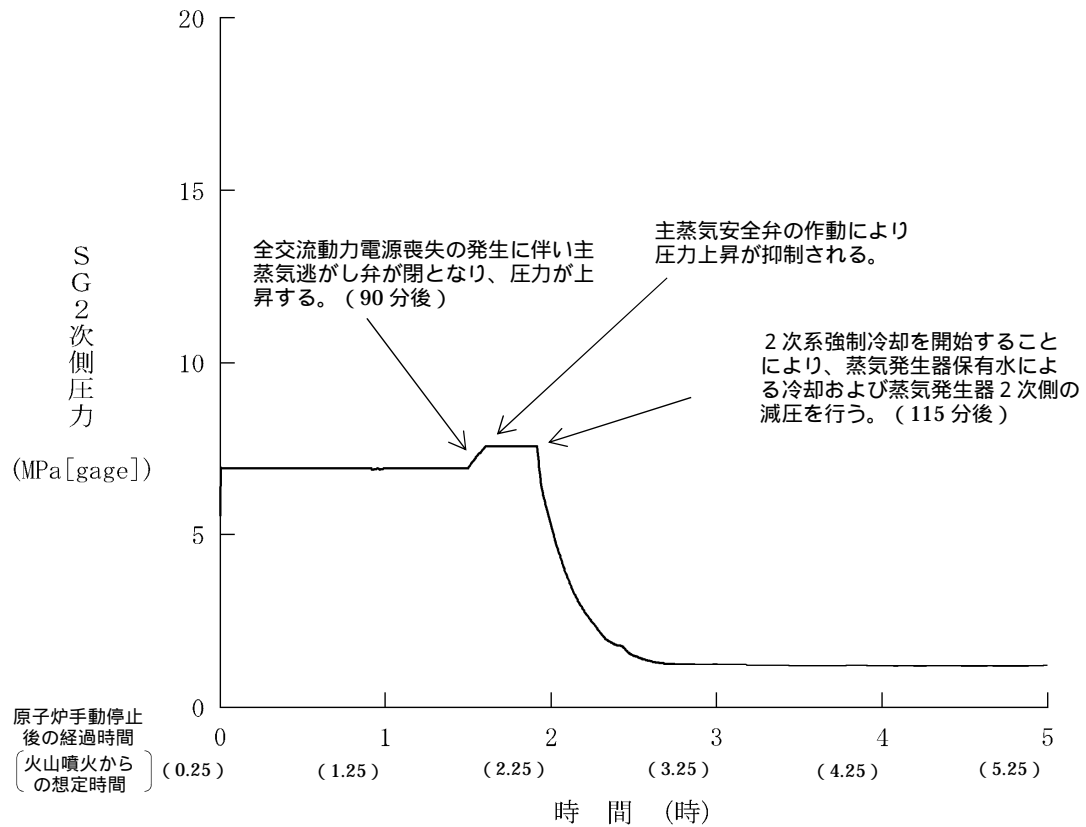
(151分)

[186分]

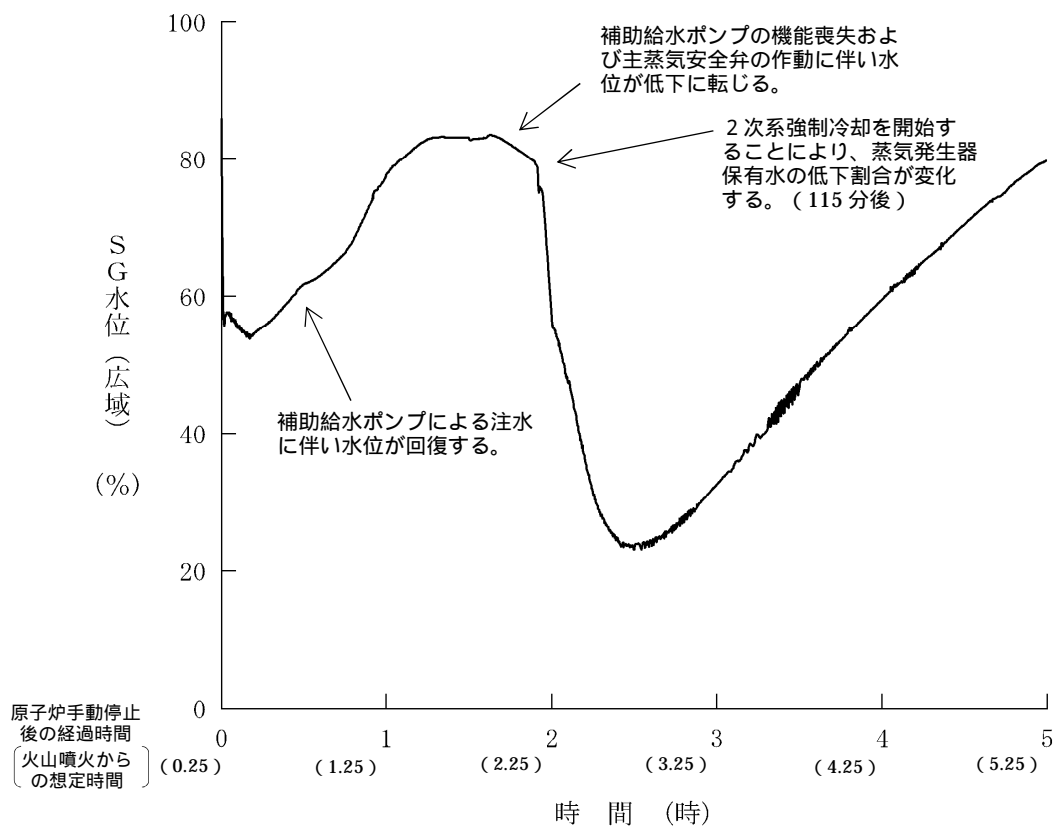
約136分



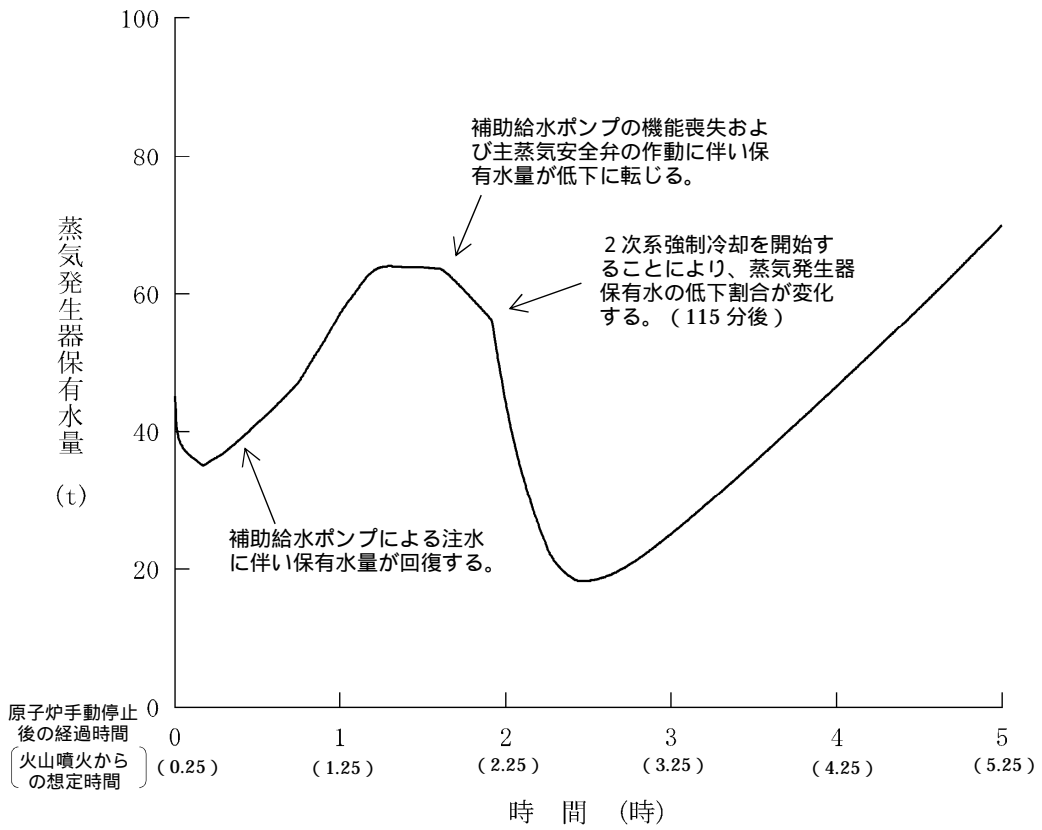
第1図 対応手順と事象進展



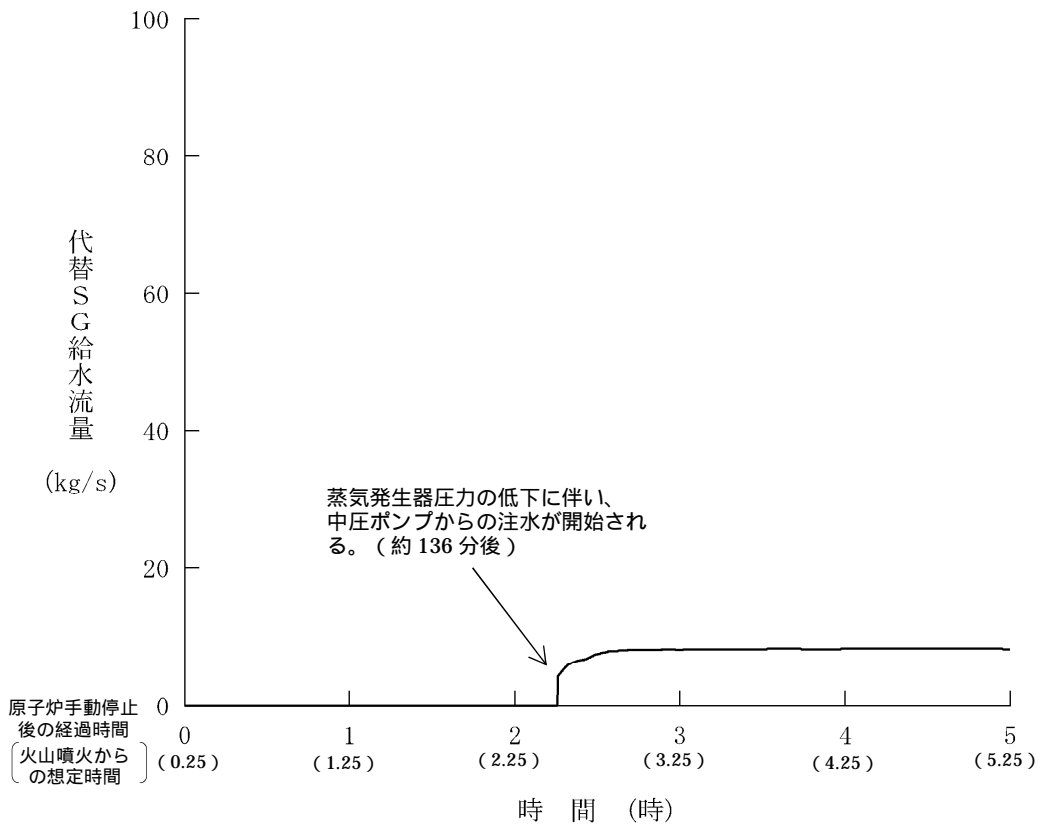
第2図 蒸気発生器2次側圧力



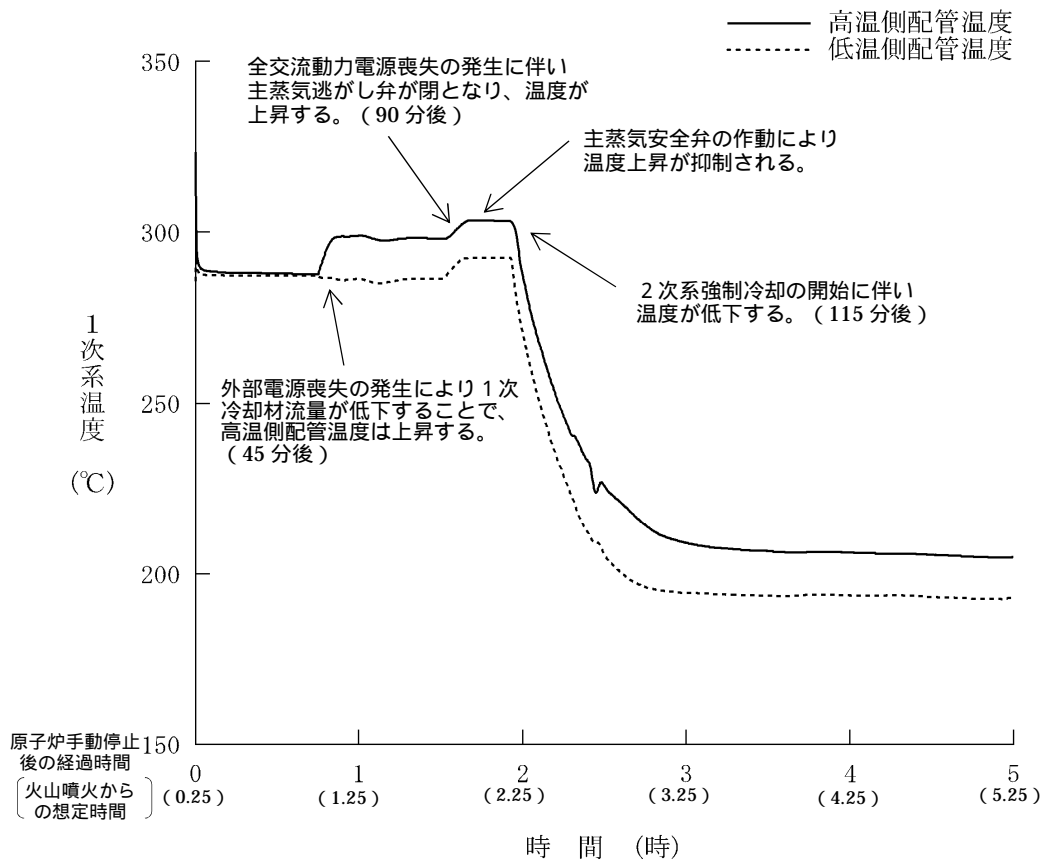
第3図 蒸気発生器水位 (広域)



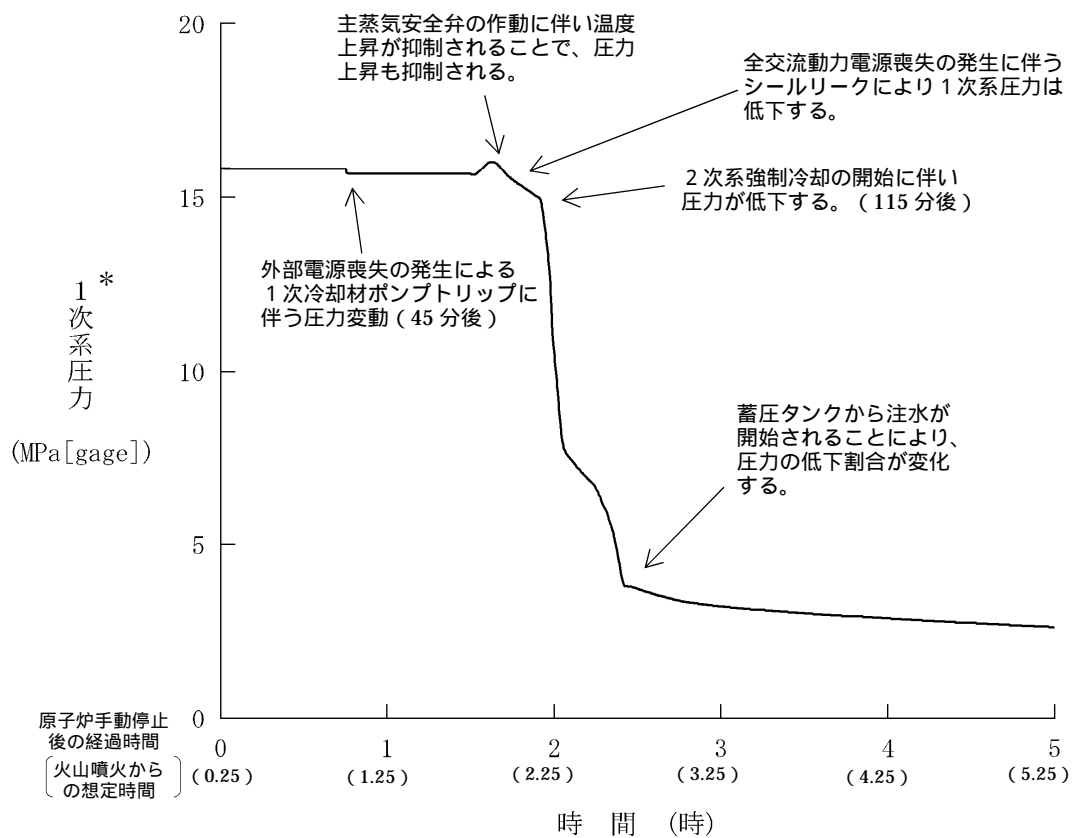
第4図 蒸気発生器保有水量 (液相)



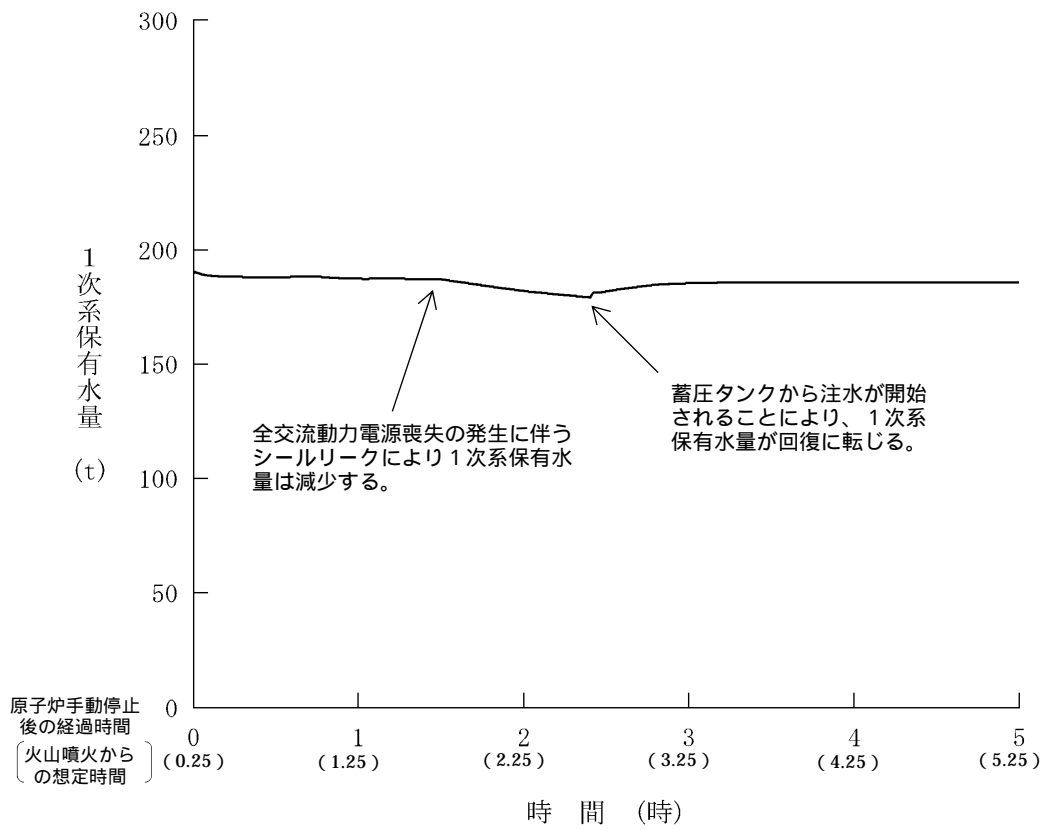
第5図 蒸気発生器2次側への注水流量



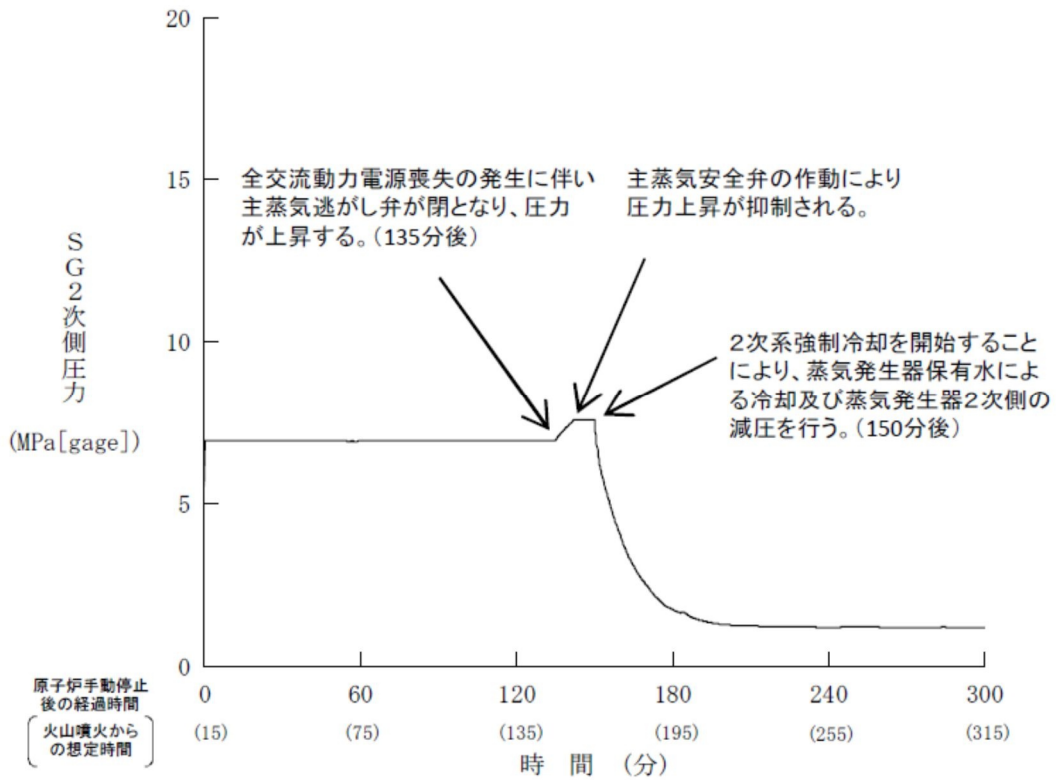
第6図 1次系温度 (高温側、低温側)



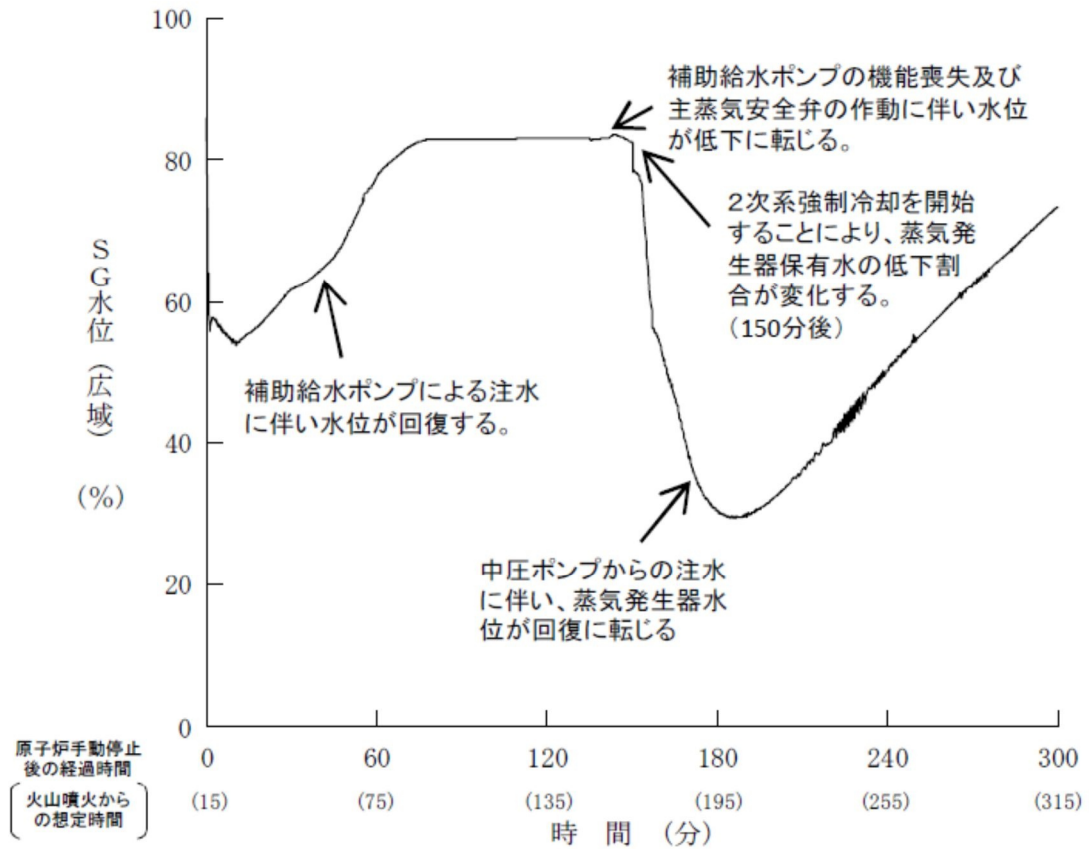
第7図 1次系圧力



第8図 1次系保有水量

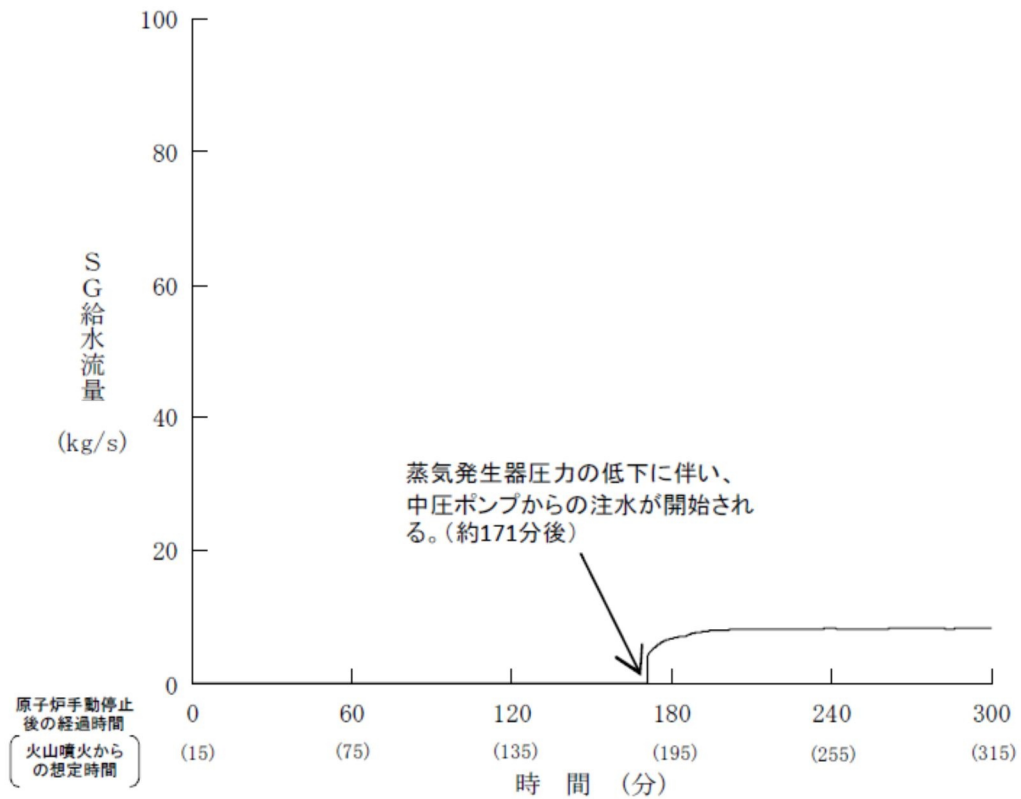


第9 - 1 図 [既認可] 蒸気発生器 2 次側圧力

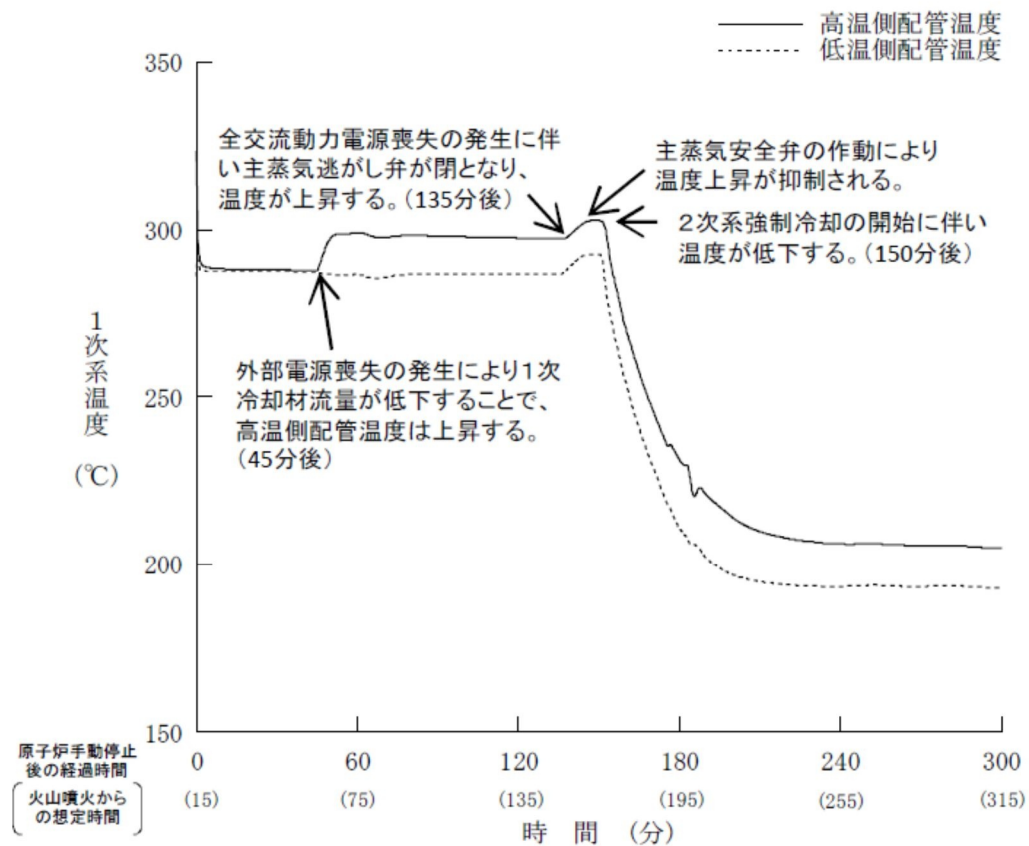


第9 - 2 図 [既認可] 蒸気発生器水位 (広域)

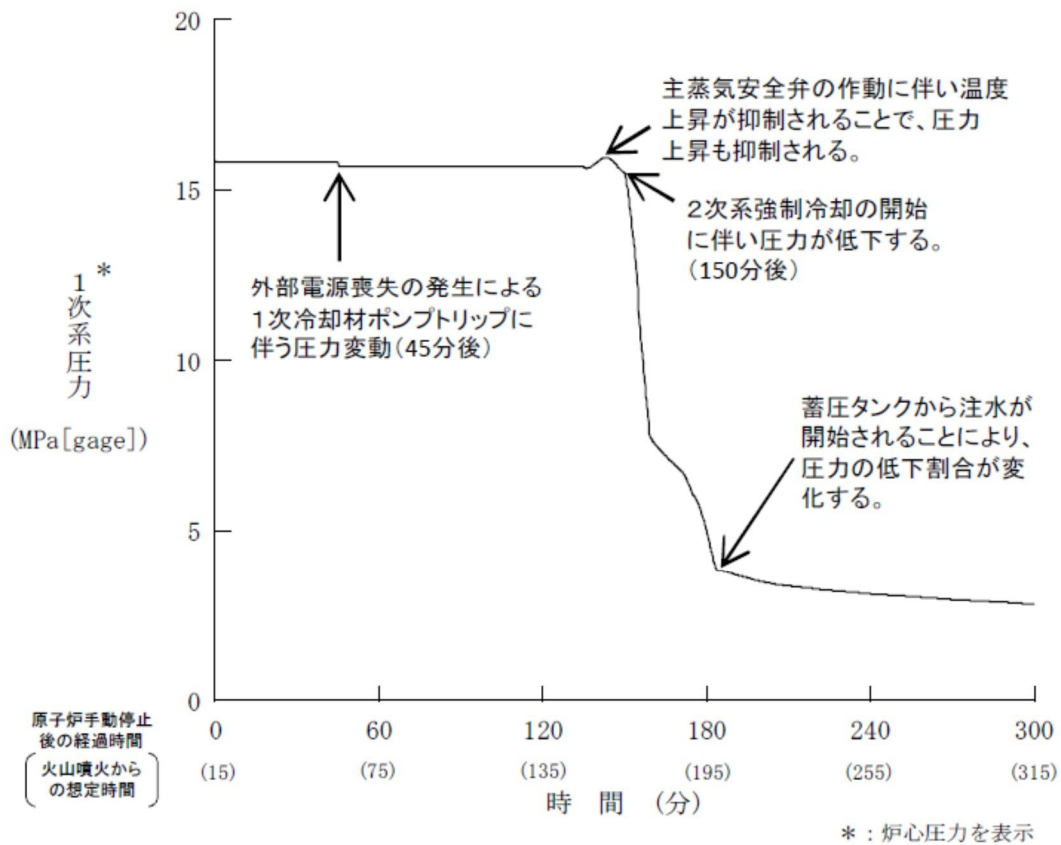
既認可においては、蒸気発生器保有水量 (液相) のグラフは作成していないため、掲載していない。
 今回 (層厚変更後)、分かりやすさの観点から、蒸気発生器保有水量 (液相) のグラフを作成し、第4図として掲載したが、蒸気発生器保有水量 (液相) の挙動としては、第3図「蒸気発生器水位 (広域)」と同様である。



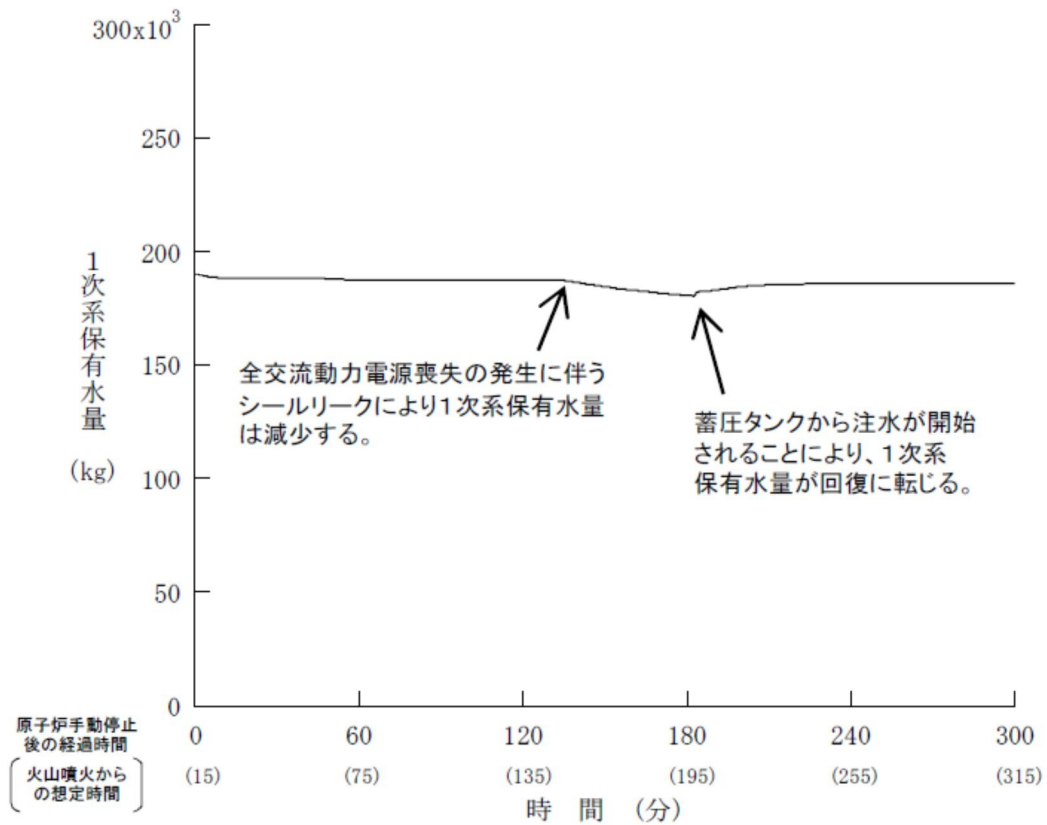
第9 - 3 図 [既認可] 蒸気発生器 2 次側への注水流量



第9 - 4 図 [既認可] 1 次系温度 (高温側、低温側)



第9 - 5 図 [既認可] 1次系圧力



第9 - 6 図 [既認可] 1次系保有水量

参考表 1 外部電源喪失 + 非常用所内交流電源喪失 + 原子炉補機冷却機能喪失の解析条件 (1 / 3)

項目	主要解析条件	条件設定の考え方
解析コード	M-R E L A P 5	本重要事故シナリオの重要現象である炉心における沸騰・ボイド率変化、気液分離・対向流等を適切に評価することが可能であるコード。
炉心熱出力 (初期)	100%(2.652MWt)×1.02	評価結果を厳しくするよう、定常誤差を考慮した上限値として設定。炉心熱出力が大きいと崩壊熱が大きくなり、1次冷却材の蒸散量及び燃料被覆管温度の評価の観点から厳しい設定。
1次冷却材圧力 (初期)	15.41+0.21MPa[gage]	評価結果を厳しくするよう、定常誤差を考慮した上限値として設定。1次冷却材圧力が高いと2次系強制冷却による減温、減圧が遅くなり、蓄圧注入のタイミングが遅くなり、比較的低温の冷却材が注水される点から厳しい設定。
1次冷却材平均温度 (初期)	302.3℃+2.2℃	評価結果を厳しくするよう、定常誤差を考慮した上限値として設定。1次冷却材平均温度が高いと2次系強制冷却による減温、減圧が遅くなり、蓄圧注入のタイミングが遅くなり、比較的低温の冷却材が注水される点から、厳しい設定。
炉心崩壊熱	FP：日本原子力学会推奨値 アクチニド：ORIGEN2 (サイクル末期を仮定)	標準値として設定。保守的な値を設定。燃焼度が高いとサイクル末期炉心の蓄積が多くなるため、長期冷却時の高次崩壊熱は大きくなる。このため、燃焼度が高くなるサイクル末期時点を対象に崩壊熱を設定。また、使用する崩壊熱はMOX燃料の装荷を考慮している。
蒸気発生器 2次側保有水量 (初期)	48t (1基当たり)	蒸気発生器2次側保有水量の標準値として設定。

：原子炉設置変更許可申請書 添付書類十から抜粋した

参考表 1 外部電源喪失 + 非常用所内交流電源喪失 + 原子炉補機冷却機能喪失の解析条件 (2 / 3)

項目	主要解析条件	条件設定の考え方
起因事象	外部電源喪失	外部電源喪失が発生するものとして設定。
安全機能の喪失に対する仮定	非常用所内交流電源喪失 原子炉補機冷却機能喪失	非常用所内交流電源が喪失し、原子炉補機冷却機能喪失するものとして設定。
外部電源	外部電源なし	起因事象として、外部電源が喪失するものとしている。
RCPシール部からの漏えい率 (初期)	定格圧力において 約 4.8m ³ /h (21gpm) (1台当たり) 相当となる口径 約 0.3cm (約 0.13インチ) (1台当たり) (事象発生時からの漏えいを想定)	WCAP-15603のうちシールが健全な場合の漏えい率の値として設定。
原子炉トリップ信号	1次冷却材ポンプ電源電圧低 (定格値の65%、応答時間1.2秒)	トリップ設定値に計装誤差を考慮した低めの値として解析に用いるトリップ限界値を設定。検出遅れや信号発信遅れ時間等を考慮した遅めの値として、応答時間を設定。
タービン動補給水ポンプ	事象発生後の60秒後に注水開始 160m ³ /h (蒸気発生器3基合計)	タービン動補給水ポンプの作動時間は、信号遅れとポンプの定速達成時間に余裕を考慮して設定。 タービン動補給水ポンプの設計値210m ³ /hから、ミニフロー流量50m ³ /hを除いた値により設定。
主蒸気逃がし弁容量	定格ループ流量 (ループ当たり) の 10% (1個当たり)	定格運転時において、設計値として各ループに設置している主蒸気逃がし弁1個当たり定格主蒸気流量 (ループ当たり) の約10%を処理できる流量として設定。
蓄圧タンク保持圧力	4.04MPa [gage] (最低保持圧力)	炉心への注水のタイミングを遅くする最低の圧力として設定。
蓄圧タンク保有水量	29.0m ³ (1基当たり) (最低保有水量)	最低の保有水量を設定。
漏えい停止圧力	0.83MPa [gage]	1次冷却材ポンプ封水戻りラインに設置している逃がし弁の閉止圧力を基に設定。

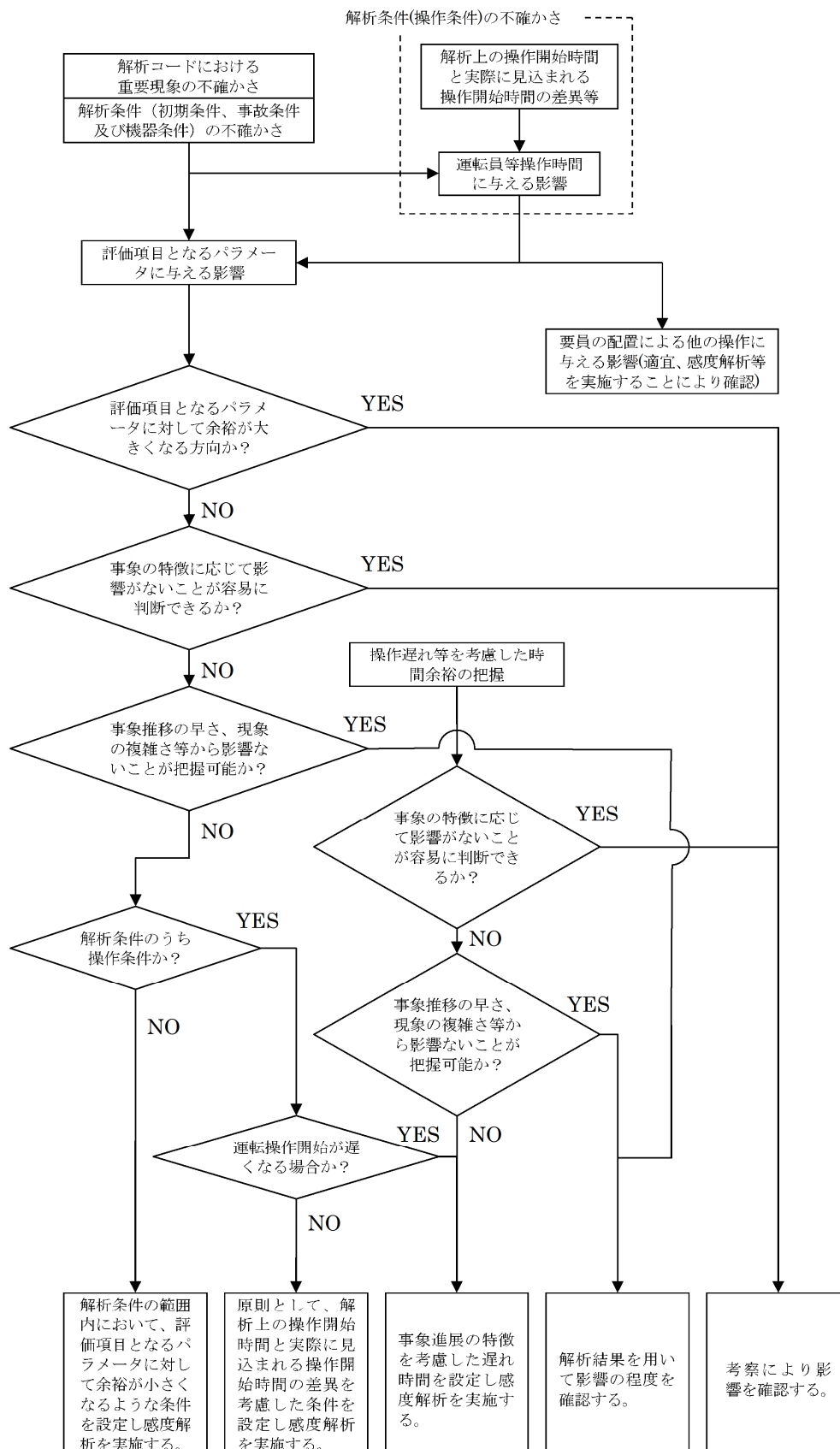
: 原子炉設置変更許可申請書 添付書類十から抜粋した

参考表 1 外部電源喪失 + 非常用所内交流電源喪失 + 原子炉補機冷却機能喪失の解析条件 (3 / 3)

項目	主要解析条件	条件設定の考え方
2次系強制冷却開始 (主蒸気逃がし弁開)	事象発生から 30 分後	運転員等操作時間として、事象発生の検知及び判断に 10 分、主蒸気逃がし弁の現場開操作に 20 分を想定して設定。
交流電源確立	事象発生の 24 時間後	-
1次冷却材温度・圧力の保持	1次冷却材温度 208℃ (約 1.7MPa[gage] 到達時及び) 1次冷却材温度 170℃ (約 0.7MPa[gage] 到達時)	208℃については、蒸気発生器 2 次側冷却による 1 次系の自然循環を阻害するおそれがある窒素の混入を防止するため、蓄圧タンクから 1 次系に窒素が混入する圧力である約 1.2MPa[gage] に対して、0.5MPa の余裕を考慮して設定。また、170℃については、余熱除去系への切り替え等を考慮して設定。
蓄圧タンク出口弁閉止	1次冷却材圧力約 1.7MPa[gage] 到達及び代替交流電源確立 (24 時間) から 10 分後	運転員等操作時間として、蓄圧タンク出口弁の駆動源である代替交流電源確立の検知及び判断に 10 分を想定し設定。
2次系強制冷却再開 (主蒸気逃がし弁開)	蓄圧タンク出口弁閉止から 10 分後	運転員等操作時間として、主蒸気逃がし弁の調整操作に 10 分を想定し設定。
補助水流量の調整	蒸気発生器狭域水位内	運転員操作として、蒸気発生器狭域水位内に維持するよう設定。

重大事故等対策に関連する操作条件

: 原子炉設置変更許可申請書 添付書類十から抜粋した



参考図1 解析コードおよび解析条件の不確かさの影響評価フローについて

: 新規基準適合性確認審査 安全審査資料 「重大事故等対策の有効性評価」添付資料 1.7.1 から抜粋した以上

フィルタの性能試験について

1 試験の概要

ディーゼル発電機改良型フィルタのフィルタには、300 メッシュの金属フィルタをブリーツ状にすることで面積を確保したフィルタを使用する。

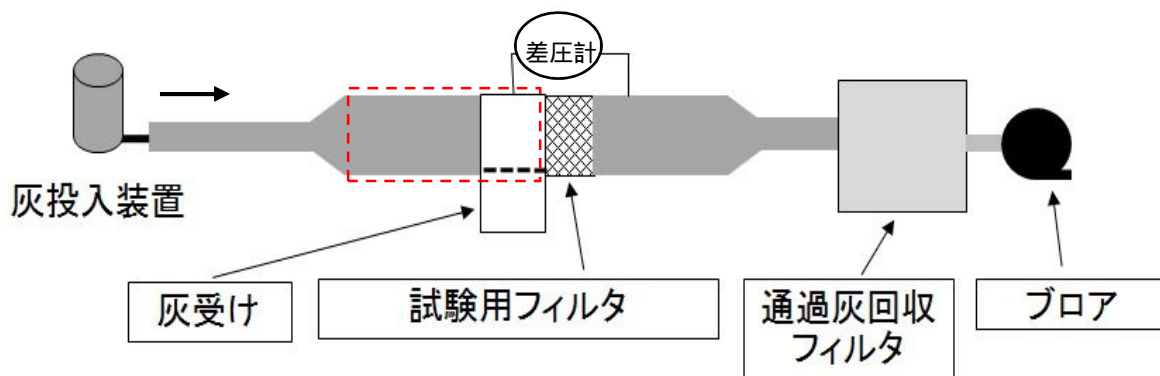
本試験では、フィルタの性能を確認するため、ディーゼル発電機改良型フィルタの吸気口を模擬した試験装置によりフィルタの閉塞時間を測定する。

2 試験方法

(1) 試験装置

図 1 に示す試験装置にフィルタを挿入し、フィルタ通過風速がディーゼル発電機運転時と同じになるよう流量調整した後、上流より火山灰を供給する。

試験は流量を一定に保ってフィルタの圧力損失を連続的に測定し、許容差圧に到達した時点で装置を停止し、試験終了時の最大捕集容量を算出する。



試験用フィルタの入口部分が火山灰濃度 $3.78\text{g}/\text{m}^3$ (既認可 $1.4\text{g}/\text{m}^3$) となるように、灰投入装置で調整する。

図 1 試験装置概要

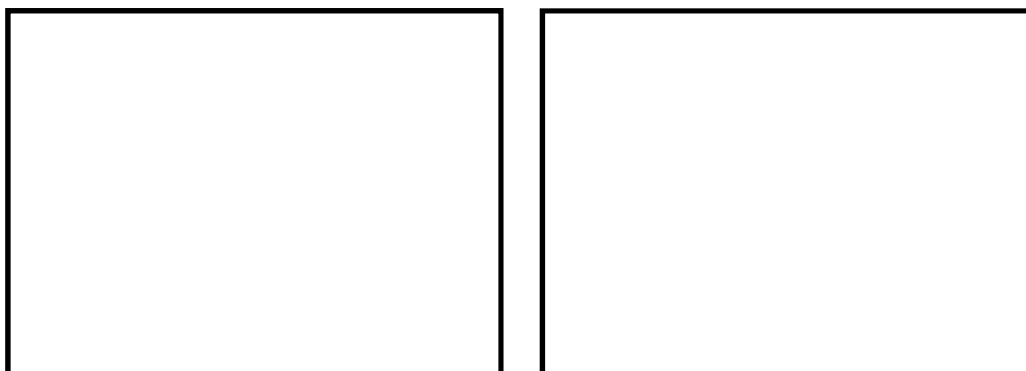


図 2 試験状況

枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。

(2) 試験条件

試験条件を表 1 に示す。

フィルタ性能試験では、実機で使用している 300 メッシュブリーツ型金属フィルタの試験体 (W180mm×H290mm) を用いて行う。

試験風速は、ディーゼル発電機の吸気流量が最大となる定格出力時の吸気流量から 3.3m/s と算出している。なお、ディーゼル発電機の吸気流量は、出力に応じて変化するものであり、通常時の出力は定格出力以下であることから、保守性を有している。

フィルタ許容差圧は、ディーゼル発電機が定格出力運転時において、最低限必要とする吸気流量に到達する際のフィルタ前後の差圧 と設定している。

使用する火山灰は、実際の火山灰を模擬するため、別紙 3 に示す数値シミュレーション (Tephra2) による粒径分布の計算結果となるように流径調整を行っている。

火山灰濃度は、別紙 3 に基づき 3.78 g/m^3 (既認可: 1.4 g/m^3) としている。

なお、試験装置の試験用フィルタは、横置型でフィルタ内部に火山灰が堆積するが、高浜 3, 4 号炉の実機フィルタは、縦置型でフィルタ内部に火山灰が堆積しないため、試験データは保守的なものとなる。

表 1 試験条件

試験フィルタ	300 メッシュブリーツ型金属フィルタ
フィルタ寸法	W180mm×H290mm 1
試験風速	3.3m/s
許容差圧	<input type="text"/>
使用火山灰	Tephra2 シミュレーション結果をもとに粒径調整 2
火山灰濃度 3	3.78 g/m^3 (既認可: 1.4 g/m^3)

1 フィルタ試験は、実機での条件を模擬し、許容差圧到達時の単位面積当たりの最大捕集容量を算出するものであるため、実機フィルタと寸法が異なっても影響はない。

2 火山灰をふるいで粒径毎に分けた後、粒径分布の割合で調合する。

3 試験用フィルタの入口部分が火山灰濃度 3.78 g/m^3 と(既認可 1.4 g/m^3) となるように、灰投入装置で調整する。

3 試験結果

試験結果を表 2、図 3 に示す。

試験結果に基づき、フィルタ取替の着手時間の計算に用いる基準捕集容量は保守的に $70,000 \text{ g/m}^2$ とする。

なお、基準捕集容量は、フィルタ許容差圧の 1/10 以下となる領域を目安としているが、許容差圧到達時間が 191 分と短く、想定する降灰継続時間 (24 時間) 中のフィルタ 1 セット当たりの清掃回数が多くなるため、清掃の繰り返しによるフィルタ初期差圧上昇への影響を考慮し、フィルタ差圧が十分低い領域となるように $70,000 \text{ g/m}^2$ に設定した。

枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。

表2 試験結果

	層厚変更後 (層厚 27cm、ラビリンス板なし)	既認可 (層厚 10cm、ラビリンス板あり)
許容差圧到達時間	191min	210min 以上
最大捕集容量 2	142,952g/m ²	59,714g/m ²

2 最大捕集容量 (g/m²) = 試験濃度 (g/m³) × 試験風速 (m/s) × 閉塞時間 (s)

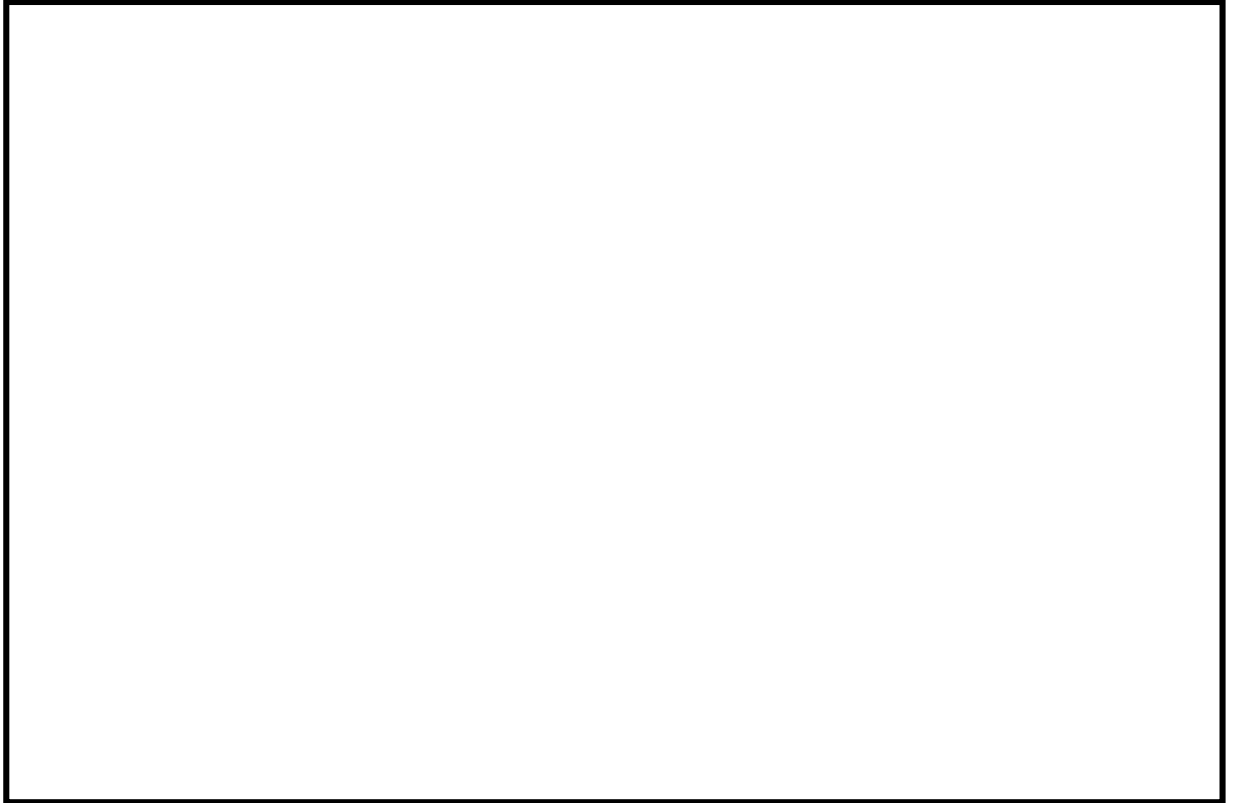


図3 フィルタ性能試験結果の圧損曲線

以上

枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。

降灰到達時間について

高浜発電所において給源火山の対象としている大山火山(高浜発電所から約180km)が噴火した後、保守的に当該地域の最大風速約60m/sでそのまま火山灰が飛散すると仮定して計算した場合、約1時間程度で発電所に到達する可能性があることから、火山の噴火から高浜発電所で降灰が開始する最短時間を約1時間とする。

高浜発電所から大山火山までの距離を図1に示す。



図1 高浜発電所から大山火山までの距離

以上

気中降下火砕物濃度の算出手法および算出結果

原子力発電所の火山影響評価ガイド（以下「ガイド」という。）が改正され、設計および運用等による安全施設の機能維持が可能かどうかを評価するための基準である気中降下火砕物濃度を推定する手法が示された。

高浜発電所について、ガイドに基づき気中降下火砕物濃度の算出を行った。

1 気中降下火砕物濃度の推定手法

ガイドにおいては、以下の2つの手法のうちいずれかにより気中降下火砕物を推定することが求められている。

- a. 降灰継続時間を仮定して降灰量から気中降下火砕物濃度を推定する手法
- b. 数値シミュレーションにより気中降下火砕物濃度を推定する手法

これらの手法のうち、設置許可段階での降灰量（層厚）の数値シミュレーション（Tephra2）との連続性の観点から、「a.降灰継続時間を仮定して降灰量から気中降下火砕物濃度を推定する手法」により気中降下火砕物濃度を推定する。

「a.降灰継続時間を仮定して降灰量から気中降下火砕物濃度を推定する手法」については、粒径の大小に関わらず同時に降灰が発生すると仮定していること、粒子の凝集を考慮しないことから、保守的な手法となっている。また、気中降下火砕物濃度の算出に用いている降下火砕物の層厚 27cm は、文献調査および地質調査では敷地付近で想定する火山噴火（大山）の降下火砕物は確認されているものの、その噴火履歴と地下構造の検討により発電運用期間に噴火の可能性は十分低いと評価されていること、噴出源が同定できない降下火砕物が 10cm 以下であること、補助的に実施した大山を対象とする数値シミュレーション（Tephra2）の計算結果が最大でも 21.9cm 程度であることを踏まえて保守的に評価した値であり、これを前提として算出する「a.降灰継続時間を仮定して降灰量から気中降下火砕物濃度を推定する手法」による気中降下火砕物濃度は保守的である。

なお、「b.数値シミュレーションにより気中降下火砕物濃度を推定する手法」については、数値シミュレーション（3次元の大気拡散シミュレーション）で使用する噴煙高さの設定や噴出率の時間変化等に課題を残しているため、必要なパラメータを設定することが困難であり、その結果の妥当性を評価することが困難である。

2 気中降下火砕物濃度の算出方法

ガイドに基づく気中降下火砕物濃度の算出方法を以下に示す。

粒径 <i>i</i> の降灰量	$W_i = p_i W_T$	（ p_i ：粒径 <i>i</i> の割合 W_T ：総降灰量）
粒径 <i>i</i> の堆積速度	$v_i = \frac{W_i}{t}$	（ t ：降灰継続時間）
粒径 <i>i</i> の気中濃度	$C_i = \frac{v_i}{r_i}$	（ r_i ：粒径 <i>i</i> の降下火砕物の終端速度）
気中降下火砕物濃度	$C_T = \sum_i C_i$	

3 入力条件および計算結果

入力条件および計算結果を表 1 に示す。

表 1 の計算結果より、高浜発電所における気中降下火砕物濃度を $3.78\text{g}/\text{m}^3$ (既認可: $1.4\text{g}/\text{m}^2$) とする。

なお、気中降下火砕物濃度は、大山 DNP の噴出規模 11km^3 の数値シミュレーション(Tephra2) 結果による層厚 21.9cm の条件において、越畑地点における DNP の評価層厚と距離の関係をもとにした検討結果から設定した設計層厚 27cm にて計算する。

表 1 入力条件および計算結果

入力条件		備考
設計層厚	27cm	見直し後の層厚
総降灰量 W_T	329,400g/m ²	設計層厚 × 降下火砕物密度 1.22g/cm ³ (Tephra2 による計算値)
降灰継続時間 t	24h	Carey and Sigurdsson(1989) 参考
粒径 i の割合 p_i	別表 1 参照	Tephra2 による粒径分布の計算値
粒径 i の降灰量 W_i		式
粒径 i の堆積速度 v_i		式
粒径 i の終端速度 r_i		Suzuki(1983) 参考 (図 1 参照)
粒径 i の気中濃度 C_i		式
気中降下火砕物濃度 C_T	3.78g/m ³	式

別表 1 粒径ごとの入力条件および計算結果

粒径 i (μm)	0 ~ 1 (707)	1 ~ 2 (354)	2 ~ 3 (177)	3 ~ 4 (88)	4 ~ 5 (44)	5 ~ 6 (22)	6 ~ 7 (11)	合計
割合 p_i (wt%)	57.0	27.0	13.0	2.4	0.64	0.03	8.7×10^{-4}	100
降灰量 W_i (g/m ²)	1.9×10^5	8.9×10^4	4.3×10^4	7.9×10^3	2.1×10^3	1.0×10^2	2.9	$W_T=329,400$
堆積速度 v_i (g/s · m ²)	2.2	1.0	5.0×10^{-1}	9.1×10^{-2}	2.4×10^{-2}	1.2×10^{-3}	3.3×10^{-5}	
終端速度 r_i (m/s)	1.8	1.0	0.5	0.35	0.1	2.6×10^{-2}	1.0×10^{-2}	
気中濃度 C_i (g/m ³)	1.2	1.0	9.9×10^{-1}	2.6×10^{-1}	2.4×10^{-1}	4.5×10^{-2}	3.3×10^{-3}	$C_T=3.78$

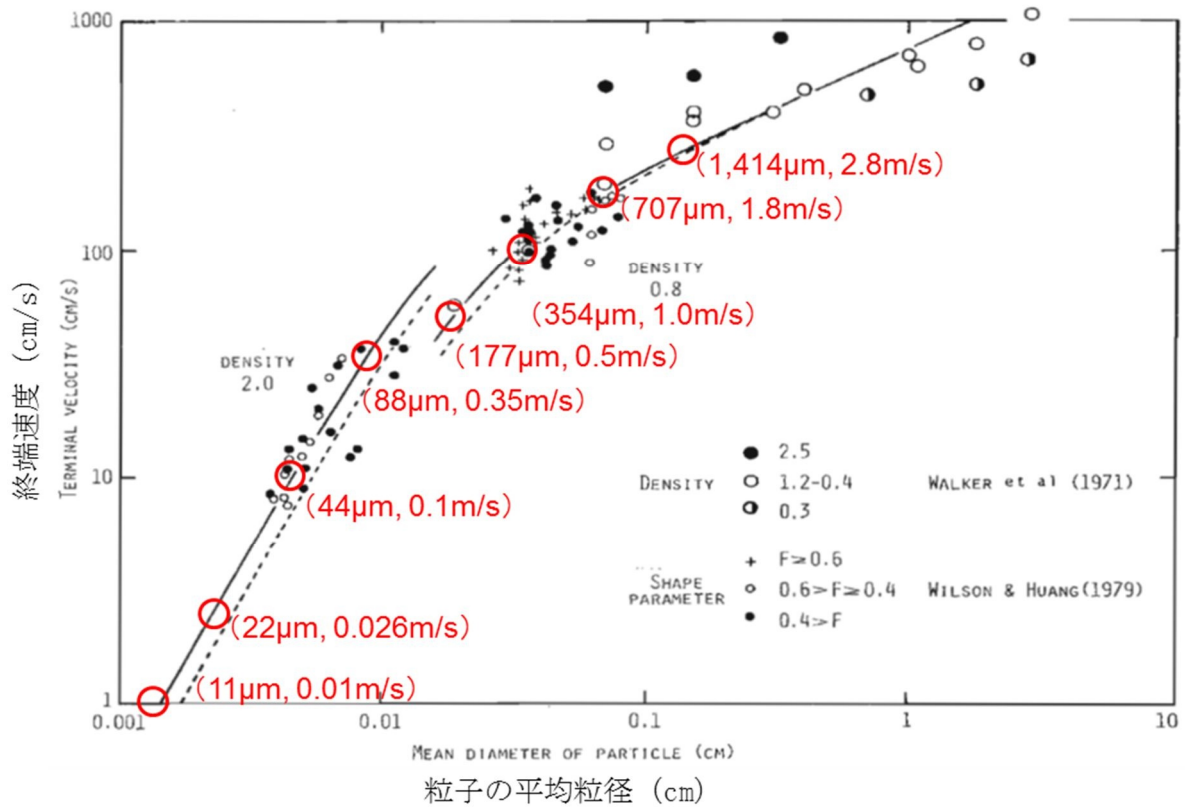


図1 Suzuki (1983) における降下火砕物の粒径と終端速度との関係図
(粒径*i*の終端速度を赤丸表示)

Suzuki, T. (1983) A theoretical model for dispersion of tephra, Arc Volcanism : Physics and Tectonics : 95-116, Terra Scientific Publishing.

以上

改良型フィルタのフィルタ取替・清掃作業の検証

1 目的

ディーゼル発電機の改良型フィルタは、降灰時に取替・清掃を行い繰り返し使用することとしているが、フィルタを繰り返し使用したとしても、24時間の降灰継続に対して、十分な性能が確保されていることを確認する。

2 検証内容

検証試験の内容としては、別紙1の試験装置を用いてフィルタに94分間(フィルタの基準捕集容量到達までの時間)火山灰を付着させ、フィルタ清掃を7回繰り返し行う。その後、94分間火山灰を付着させたとしても許容差圧に到達しないか確認する。

検証試験におけるフィルタの清掃回数は、実機での作業において、24時間に7回、取替・清掃を行う想定であることから、試験での清掃回数を7回とした。清掃方法は、火山灰が付着した面を下向きにして床に置き、フィルタの側面を手で叩き、フィルタに衝撃を加えることで火山灰を落とす。衝撃の印加は、1秒間に2回の頻度にて手で叩き、30秒間続ける。

清掃作業の条件を表1に、衝撃を印加する面を図1に示す。

表1 清掃作業の条件

清掃回数	7回
清掃方法	火山灰が付着した面を下向きにして床に置き、フィルタの側面を手で叩き、フィルタに衝撃を加えることで火山灰を落とす。衝撃の印加は、1秒間に2回の頻度にて手で叩き、30秒間続ける。

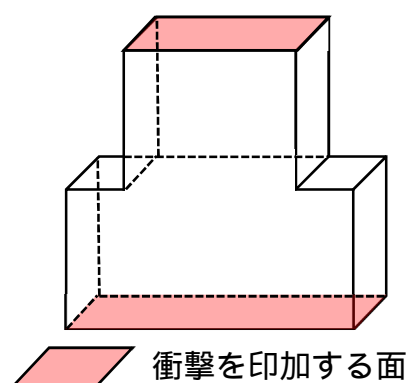
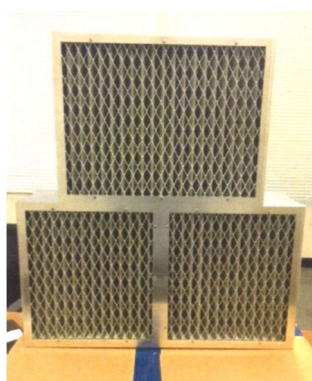


図1 衝撃を印加する面

3 検証結果

火山灰を基準捕集容量到達時間（94分）まで付着させて確認（7回実施）したところ、フィルタ清掃前の差圧挙動が大きく変化せず許容差圧に対して十分余裕があり、これまでと同様に30秒間フィルタを手で叩いて火山灰を除去した後のフィルタ清掃後の差圧も回復していることから、24時間降灰継続時のフィルタ清掃は問題なく実施可能であることを確認できた。

検証結果を表2に示す。

なお、層厚変更後においても、フィルタの清掃方法および清掃時間は従来と同様で行い、表2の試験データが得られているため、これまで設定しているフィルタ清掃時間（60分）の変更はない。

表2 高浜発電所で想定する粒径分布を用いた検証結果

清掃回数	状態	差圧
0回目（初期）	-	5.28mmAq
1回目	清掃前	15.0mmAq
	清掃後	5.46mmAq
2回目	清掃前	18.8mmAq
	清掃後	5.51mmAq
3回目	清掃前	20.7mmAq
	清掃後	5.46mmAq
4回目	清掃前	18.5mmAq
	清掃後	5.53mmAq
5回目	清掃前	19.5mmAq
	清掃後	5.66mmAq
6回目	清掃前	18.9mmAq
	清掃後	5.56mmAq
7回目	清掃前	21.9mmAq
	清掃後	5.66mmAq

以上

改良型フィルタ改造による閉塞時間への影響対策について

層厚変更に伴う気中降下火砕物濃度の増加より、改良型フィルタの閉塞時間は短くなるが、これまで実施したフィルタ試験では、フィルタ流速が速いと閉塞時間が短くなる知見が得られているので、フィルタ流速を遅くする対策を検討した。

以前の改良型フィルタは、強制的に流れの乱れを発生させることにより、フィルタに流入する火山灰による「はたき落とし効果」を期待し、フィルタ入口と出口を互い違いに半分塞ぐラビリンズ板を取付ける設計であった。(図1参照)

このラビリンズ板があると、フィルタの表面積が半分になり、フィルタ流速が2倍速くなることから、ラビリンズ板を取外してフィルタ試験を実施した結果、閉塞時間の改善に有効であることが確認できた。(表1参照)

ラビリンズ板の設置目的である流入する火山灰による「はたき落とし効果」は、火山灰の粒径が大きいものがある場合に有効となるが、大山からの距離が約180kmと遠く火山灰の粒径が1mm以下である高浜発電所においては、「はたき落とし効果」を期待できないため、ラビリンズ板を取外しても問題はない。

●高浜3,4号機

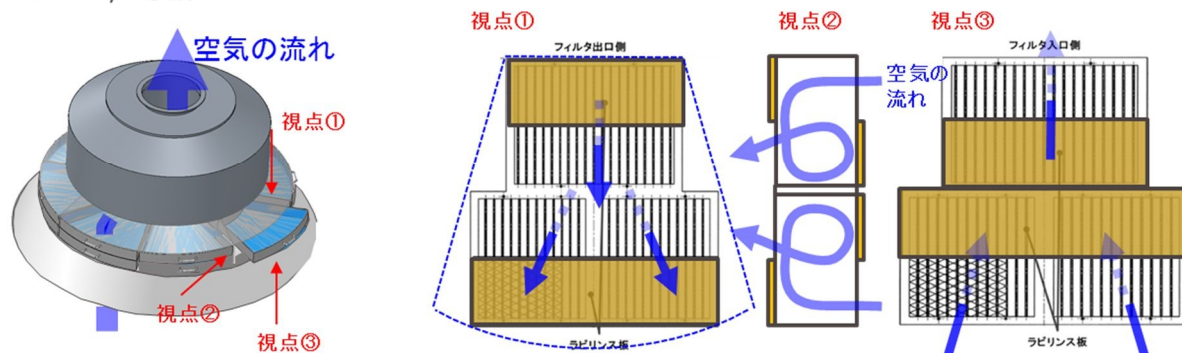


図1 改良型フィルタのラビリンズ板取付け状況

表1 ラビリンズ板による影響確認結果

No.	試験条件		ラビリンズ板の状況	フィルタ閉塞時間	備考
	流速	火山灰濃度			
	3.3m/s	1.40g/m ³ (層厚 10cm)	あり	210分	
		3.50g/m ³ (層厚 25cm)	あり	114分	└→150分の改善
		3.50g/m ³ (層厚 25cm)	なし	264分	
		3.78g/m ³ (層厚 27cm)	なし	191分	

【考察】

・火山灰濃度が3.50g/m³と同じ条件でラビリンズ板を取外すと、フィルタ閉塞時間が150分延びる結果となったが、大飯3,4号炉(392分)のような大きな改善効果が得られなかった。この理由については、流速が大飯3,4号炉の2.8m/sに比べて3.3m/sと速いことが影響していると考えられる。

改良型フィルタ差圧管理の運用について

火山影響等発生時におけるディーゼル発電機の機能維持対策である改良型フィルタの取付けは、気象庁が発表する降灰予報で「多量」の降灰が予想される場合等を着手の判断基準としている。さらに、フィルタ取替の運用は、降灰予報等で直ちにフィルタを取付けた後に、外部電源喪失でディーゼル発電機が起動した場合、手順に着手することとしている。

よって、最初から火山灰濃度が薄い場合の対応は考えず、ディーゼル発電機が起動した後に、火山灰濃度が薄くなる場合を想定するが、火山灰濃度の推移を想定することが困難であり、運用移行の手順を明確にするため、時間管理に基づくフィルタ取替・清掃を 24 時間継続し、24 時間以降に差圧管理の運用を行うものとする。

1 差圧管理の方法

フィルタ取替の時間管理では、保守的に差圧上昇が時間的に十分なだらかな領域となるように、取替着手時間（70 分）を設定しているが、このフィルタ差圧が低い領域においては、火山灰濃度の濃薄による差が発生しないことをこれまでのフィルタ試験にて確認している。

そこで、24 時間以降の火山灰濃度が低い場合でのフィルタ取替に着手する差圧は、保守的に DNP 層厚（27cm）に対する濃度のフィルタ性能試験で差圧が急上昇する手前のポイントから、フィルタ取替時間（20 分）を考慮した時間（140 分）での計測値 16mmAq に設定する。

フィルタ取替に着手する差圧設定の詳細を図 1 に示す。



図 1 フィルタ取替に着手する差圧設定

枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。

4. 火山影響等発生時における手順の変更について

炉規則 8 3 条の対応として、保安規定の添付 2 「3 火山影響等、降雪および地滑り発生時」に定めている通信連絡設備に関する手順、および電源車の燃料確保に関する手順では、電源車（3 号炉および 4 号炉 通信連絡設備（緊急時対策所を含む）への給電用）（以下、「電源車（通信連絡設備用）」という。）および電源車（電源車（通信連絡設備用）への燃料補給用）（以下、「電源車（緊急時対策所用）」という。）の配置場所をタービン建屋としているが、DNP 噴出規模見直しによる層厚変更を踏まえ、より頑強な燃料取扱建屋に変更する。

電源車の配置場所変更に関係する各手順の詳細内容については、以下のとおりであり、手順の変更に伴う既認可保安規定（平成 30 年 12 月 17 日付け、原規規発第 1812176 号）の補足説明資料からの変更箇所を下線で示す。

(1) 蒸気発生器補給用仮設中圧ポンプ（電動）を用いた蒸気発生器 2 次側による炉心冷却および同ポンプの機能を維持するための手順等

対策の概略系統図を第 1 図に、電源車（3 号炉および 4 号炉 蒸気発生器補給用仮設中圧ポンプ（電動）への給電用）（以下、「電源車（仮設中圧ポンプ用）」という。）および電源車（通信連絡設備用）による給電の概要を第 2 図に、通信連絡設備の電源系統の概要を第 3 図に、対応手順の概要を第 4 図に示すとともに、対策手順等を以下に示す。

a. 蒸気発生器補給用仮設中圧ポンプ（電動）の準備作業

火山影響等発生時において蒸気発生器補給用仮設中圧ポンプ（電動）の機能を維持するための対策として、電源車（仮設中圧ポンプ用）の移動および電源ケーブルの敷設・接続、電源車（通信連絡設備用）の移動および電源ケーブルの敷設・接続、可搬式排気ファンの設置、仮設ダクトの敷設・接続並びに可搬式ダストサンブラ等を設置するための手順を整備する。

(a) 作業手順

蒸気発生器補給用仮設中圧ポンプ（電動）の準備作業の概略手順は、以下のとおり。第 5 - 1 図、第 6 図にタイムチャートを示す。

ア. 電源車（仮設中圧ポンプ用）による給電準備

発電所対策本部長は、緊急安全対策要員へ電源車（仮設中圧ポンプ用）による給電準備を指示する。

緊急安全対策要員は、燃料取扱建屋のスライド扉を開放し、電源車（仮設中圧ポンプ用）を保管場所から燃料取扱建屋内へ移動する。

緊急安全対策要員は、電源車（仮設中圧ポンプ用）の燃料源となる電源車（3 号炉および 4 号炉 蒸気発生器補給用仮設中圧ポンプ（電動）への給電用への燃料補給用）（以下、「電源車（可搬式代替低圧注水ポンプ用）」という。）を燃料取扱建屋近傍へ移動する。

緊急安全対策要員は、燃料取扱建屋のスライド扉を閉止し、人用扉を開く。

緊急安全対策要員は、人用扉を通して電源車（仮設中圧ポンプ用）から蒸気発生器補給用仮設中圧ポンプ（電動）まで給電できるように電源ケーブルを敷設・接続する。

緊急安全対策要員は、人用扉開口部にシート養生による目張りを実施する。

緊急安全対策要員は、燃料取扱建屋に可搬式排気ファンおよび仮設ダクトを設置する。

イ．電源車（通信連絡設備用）による給電準備

発電所対策本部長は、緊急安全対策要員へ電源車（通信連絡設備用）による給電準備を指示する。

緊急安全対策要員は、燃料取扱建屋 1のスライド扉 2を開放し、電源車（通信連絡設備用）を保管場所から燃料取扱建屋 1内へ移動する。

緊急安全対策要員は、電源車（通信連絡設備用）の燃料源となる電源車（緊急時対策所用）を燃料取扱建屋 1近傍へ移動する。

緊急安全対策要員は、燃料取扱建屋 1のスライド扉 2を閉止し、人用扉を開く。

緊急安全対策要員は、人用扉を通して電源車（通信連絡設備用）から安全系母線に給電できるように可搬式代替電源接続盤 3まで電源ケーブルを敷設・接続する。

緊急安全対策要員は、人用扉開口部にシート養生による目張りを実施する。

緊急安全対策要員は、燃料取扱建屋 1に可搬式排気ファンおよび仮設ダクトを設置する。

ウ．蒸気発生器補給用仮設中圧ポンプ（電動）を用いた炉心冷却準備

作業手順は、設置（変更）許可添付書類十追補による。

(b) 作業の成立性

作業の成立性について、確認結果を別紙 5 に示す。

電源車（仮設中圧ポンプ用）および電源車（通信連絡設備用）による給電準備および蒸気発生器補給用仮設中圧ポンプ（電動）を用いた炉心冷却準備の内、屋外作業は火山灰除けのための資機材を用いて降下火砕物の影響を受けないよう実施する。

b．蒸気発生器補給用仮設中圧ポンプ（電動）を用いた炉心冷却

火山影響等発生時において、全交流動力電源喪失となりタービン動補助給水ポンプを用いた蒸気発生器 2 次側による炉心冷却を行う際に、タービン動補助給水ポンプによる給水ができない場合は、電源車（仮設中圧ポンプ用）および電源車（通信設備連絡用）を起動し、蒸気発生器補給用仮設中圧ポンプ（電動）を用いた蒸気発生器 2 次側による炉心冷却を行う。

第 1 図に概略系統図、第 5 - 2 図にタイムチャートを示す。

(a) 作業手順

ア．電源車（仮設中圧ポンプ用）による給電開始

発電所対策本部長は、緊急安全対策要員に電源車（仮設中圧ポンプ用）による給電開始を指示する。

緊急安全対策要員は、可搬式ダストサンプラ等を用いて、電源車周辺の空気中の放射性物質濃度に異常がないことを確認する。

緊急安全対策要員は、電源車（仮設中圧ポンプ用）を起動し、運転状態を確認する。

緊急安全対策要員は、可搬式排気ファンを起動する。

イ．電源車（通信設備連絡用）による給電開始

発電所対策本部長は緊急安全対策要員に、当直課長は運転員等に電源車（通信連絡設備用）による給電開始を指示する。

運転員等は、不要負荷をしゃ断器開放操作にて切り離す。

緊急安全対策要員は、可搬式ダストサンプラ等を用いて、電源車（通信連絡設備用）周辺の空気中の放射性物質濃度に異常がないことを確認する 4。

緊急安全対策要員は、電源車（通信連絡設備用）を起動し、運転状態を確認する。

緊急安全対策要員は、可搬式排気ファンを起動する。

運転員等は、メタクラ 3・パワーセンタへの給電操作を行い、母線電圧にて受電確認を実施する。

ウ．蒸気発生器補給用仮設中圧ポンプ（電動）を用いた炉心冷却

作業手順は、設置（変更）許可添付書類十追補による。

(b) 炉心冷却の成立性

作業の成立性について、確認結果を別紙 5 に示す。

蒸気発生器補給用仮設中圧ポンプ（電動）を用いた蒸気発生器 2 次側による炉心冷却について、「5. 火山影響等発生時における対応変更のタイムチャート」に示す作業時間を踏まえた解析を実施し、不確かさの影響を考慮しても、炉心が著しい損傷に至らないことを確認している。

（3. 層厚変更に伴い評価対象となる運用の評価にある「（5）蒸気発生器補給用仮設中圧ポンプ（電動）を用いた蒸気発生器への注水による炉心冷却の成立性について」にて確認）

【注記】

- 1 電源車の設置場所変更に伴う建屋名称の見直し
- 2 電源車の設置場所変更に伴う扉名称の見直し
- 3 電源車の設置場所変更に伴うケーブル接続箇所の見直しによる
- 4 電源車の設置場所を管理区域である燃料取扱建屋に変更したことによる追記

(2) 通信連絡設備に関する手順等

火山影響等発生時において、電源車（通信連絡設備用）による給電の概要を第 2 図に、通信連絡設備の機能を確保するための電源系統の概略を第 3 図に示す。

なお、電源車（通信連絡設備用）の対策手順等については、（1）蒸気発生器補給用仮設中圧ポンプ（電動）を用いた蒸気発生器 2 次側による炉心冷却および同ポンプの機能を維持するための手順等の内、「電源車（通信連絡設備用）による給電準備」および「電源車（通信設備連絡用）による給電開始」のとおりである。

(3) 電源車（仮設中圧ポンプ用）および電源車（通信連絡設備用）の燃料確保に関する手順等

火山影響等発生時における電源車（仮設中圧ポンプ用）の燃料確保については、新規制基準対応として整備した電源車（可搬式代替低圧注水ポンプ用）を燃料源として使用し、燃料

を抜き取り給油することで、燃料を補給する。

また、火山影響等発生時における電源車（通信連絡設備用）の燃料確保については、新規制基準対応として整備した電源車（緊急時対策所用）を燃料源として使用し、燃料を抜き取り給油することで、燃料を補給する。

電源車（仮設中圧ポンプ用）および電源車（通信連絡設備用）の燃料確保の概略図を第7図に示す。

電源車の燃料を確保するために必要となる燃料源の電源車（電源車（可搬式代替低圧注水ポンプ用）、電源車（緊急時対策所用））による燃料補給の手順等を以下のとおり整備する。

- a. 電源車（可搬式代替低圧注水ポンプ用）、電源車（緊急時対策所用）の建屋近傍への移動
火山影響等発生時において、燃料補給における降灰の影響を低減させるため、電源車（可搬式代替低圧注水ポンプ用）、電源車（緊急時対策所用）を燃料取扱建屋 5 近傍へ移動させる。

(a) 作業手順

電源車（可搬式代替低圧注水ポンプ用）、電源車（緊急時対策所用）の建屋近傍への移動の概略手順は以下のとおり。第8図にタイムチャートを示す。

発電所対策本部長は、緊急安全対策要員に電源車（可搬式代替低圧注水ポンプ用）、電源車（緊急時対策所用）の建屋近傍への移動を指示する。

緊急安全対策要員は、電源車（可搬式代替低圧注水ポンプ用）、電源車（緊急時対策所用）を燃料取扱建屋 5 近傍に移動させる。

(b) 作業の成立性

作業の成立性について、確認結果を別紙5に示す。

降下火砕物が発電所敷地に到達する前に実施するため、降灰による影響はない。

給油作業については、消防法に基づく手続きが必要であり、具体的には「震災時等における危険物の仮貯蔵・仮取扱い等の安全対策および手続きに係るガイドライン」で規定されているとおり、消防署への事前計画の届出および給油作業時の連絡等を実施する。

また、原子炉等規制法に基づき、電源車（仮設中圧ポンプ用）および電源車（通信連絡設備用）を建屋内に入れた場合においても当該区画の火災荷重が管理目標値以下であることを確認した。

確認結果を以下に示す。

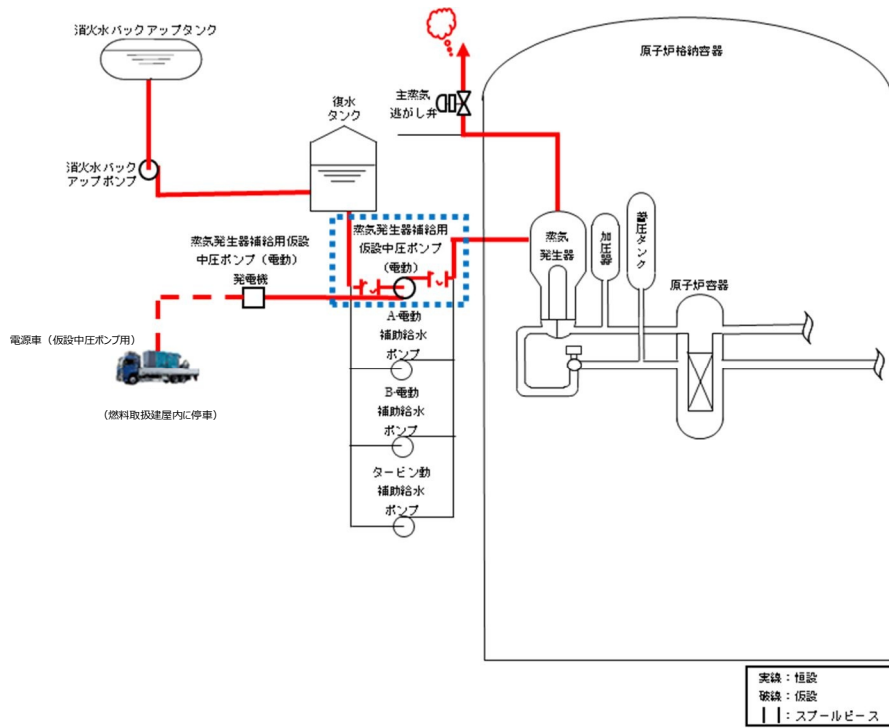
建屋	当該区画の火災荷重* (電源車の火災荷重) [MJ/m ²]	火災荷重管理目標値 [MJ/m ²]
3号炉 燃料取扱建屋	133.6 (34)	658
4号炉 燃料取扱建屋	94 (33)	656

* 電源車を含む当該区画の火災荷重を記載

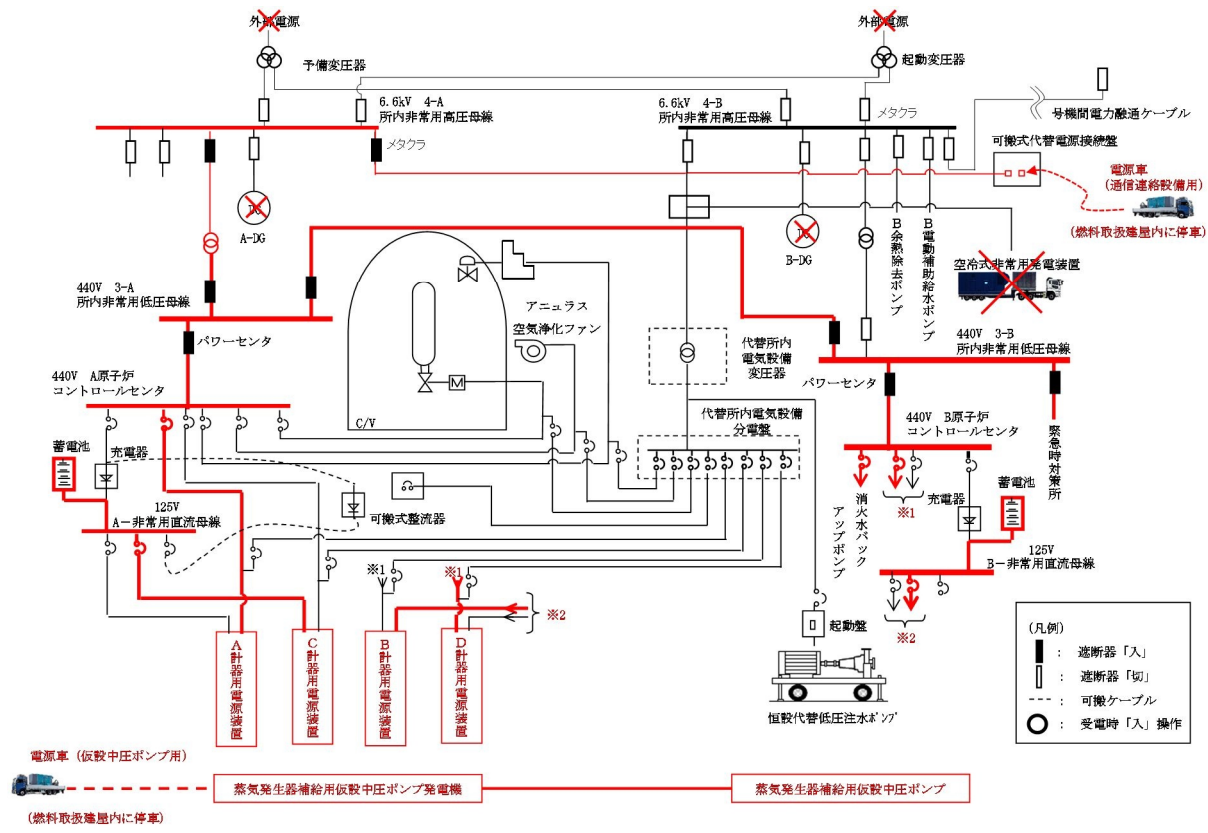
【注記】

 5 電源車の設置場所変更に伴う建屋名称の見直し

 6 電源車の設置場所変更に伴う火災荷重の見直し

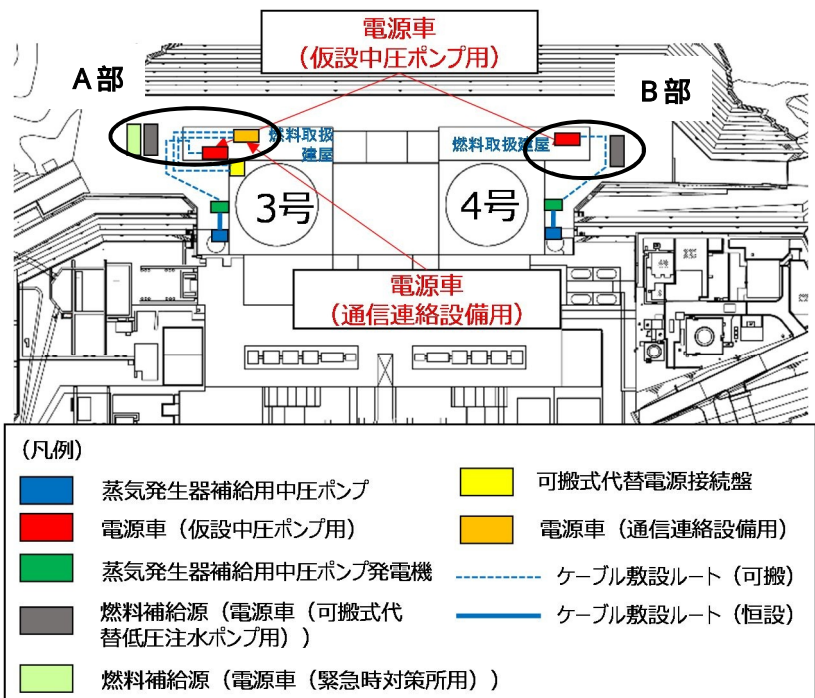


a. 系統図

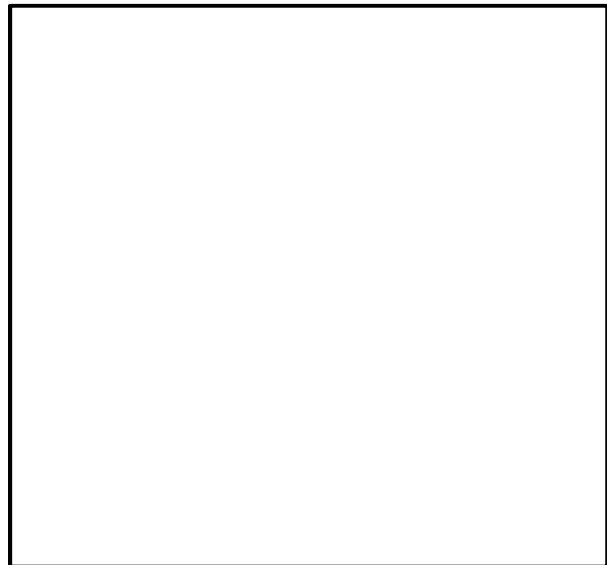


b. 給電系統図

第1図 対策の概略系統図



A部詳細 (3号炉燃料取扱建屋)

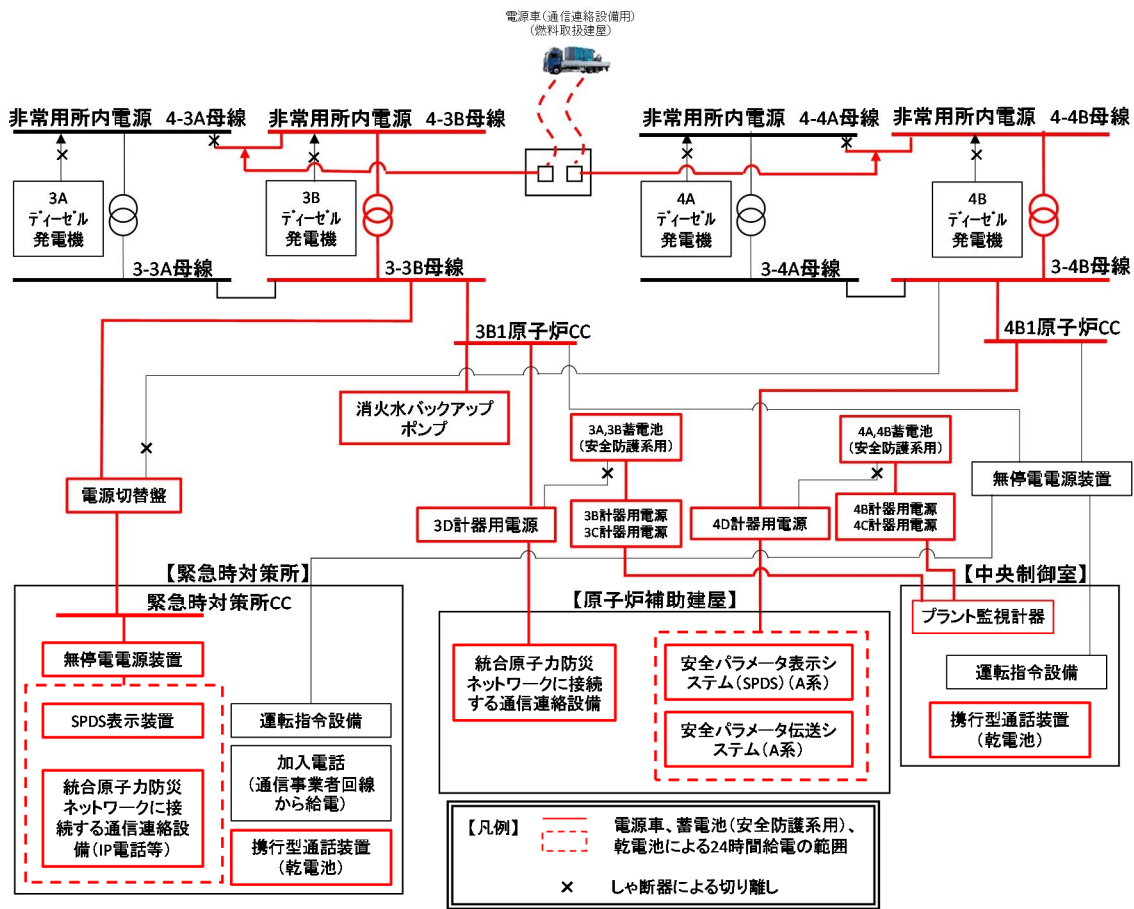


B部詳細 (4号炉燃料取扱建屋)

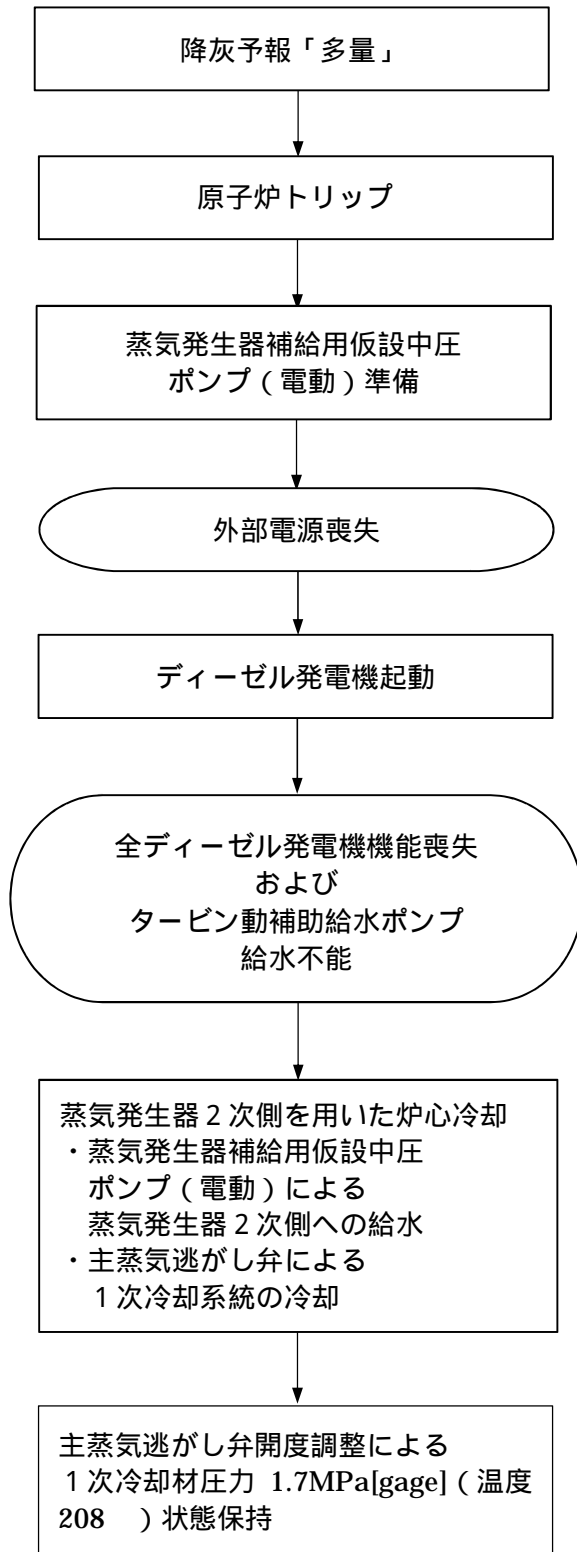
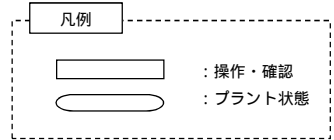
第2図 電源車 (仮設中圧ポンプ用)、電源車 (通信連絡設備用) による給電の概要 (配置例)

電源車 (通信連絡用設備) は3号炉と4号炉いずれの電源接続盤にも接続が可能であり、対応時は3号炉または4号炉の電源接続盤1か所に接続する運用となっている

枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。



第3図 通信連絡設備の電源系統の概要



第 4 図 対応手順の概要

手順の項目	要員(名) (作業に必要な要員数)	経過時間(分)												備考							
		0	10	20	30	40	50	60	70	80	90	100	110		120	130	140	150	160	170	180
▽噴火発生																					
▽降灰予報(少量)発生、発電所対策本部長による作業開始指示																					
▽発電所敷地への降灰到達																					
電源車の移動	緊急安全対策要員 (3,4号炉合計) 4																				
		緊急安全対策要員 (1ユニットあたり) 2																			
電源車(仮設中圧ポンプ用)および電源車(通信連絡設備用)電源ケーブルの敷設・接続	緊急安全対策要員 (3,4号炉合計) 2																				

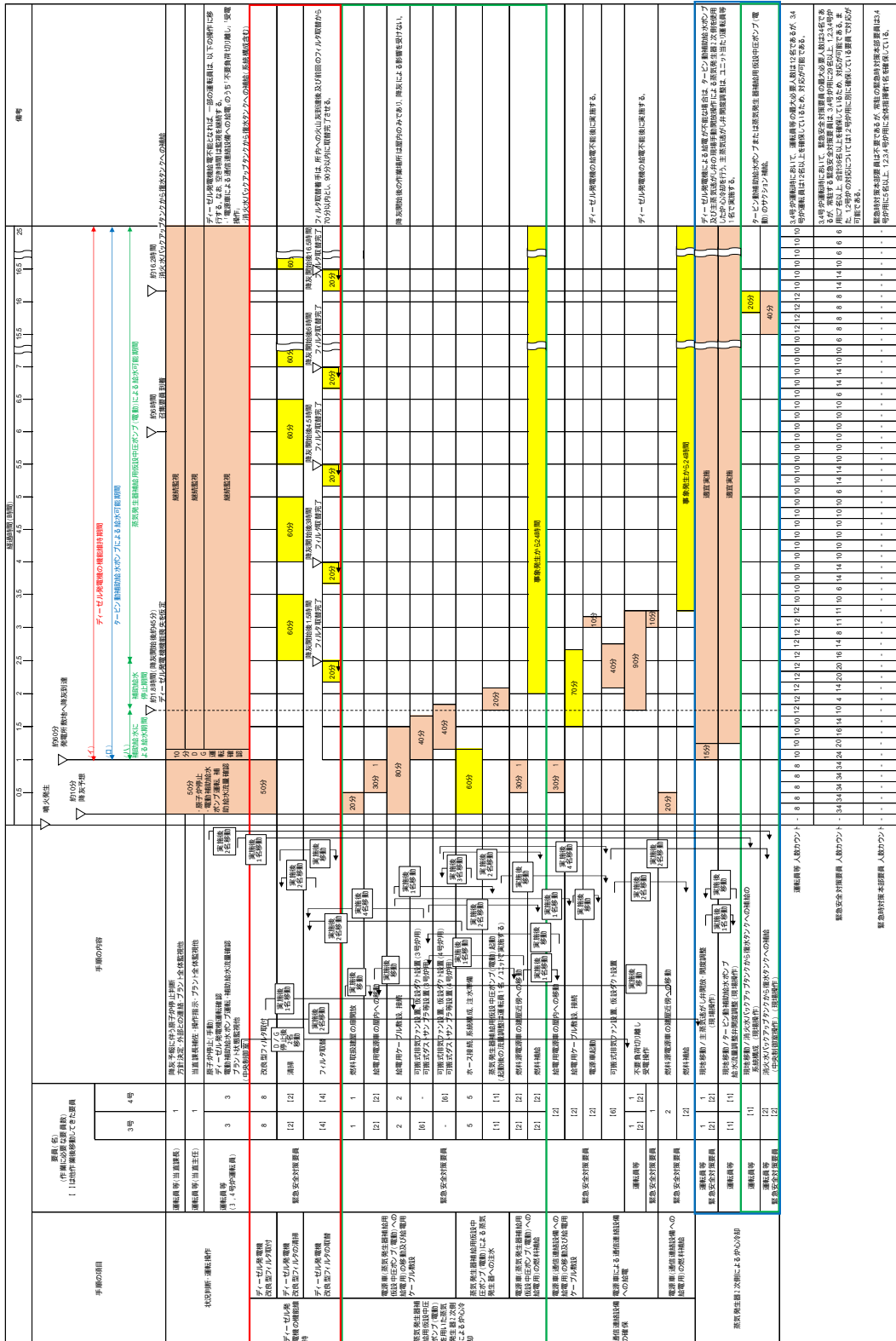
第5-1図 電源車(仮設中圧ポンプ用)および電源車(通信連絡設備用)による給電準備 タイムチャート

手順の項目	要員(名) (作業に必要な要員数)	経過時間(分)												備考							
		0	10	20	30	40	50	60	70	80	90	100	110								
電源車(仮設中圧ポンプ用)および電源車(通信連絡設備用)による給電開始																					
緊急安全対策要員(1ユニットあたり) 2																					
電源車(仮設中圧ポンプ用)の給電開始	緊急安全対策要員 (3,4号炉合計) 2																				
電源車(通信連絡設備用)の給電開始	緊急安全対策要員 (3,4号炉合計) 1																				
運転員等(1ユニットあたり) 3																					

第5-2図 電源車(仮設中圧ポンプ用)および電源車(通信連絡設備用)による給電開始 タイムチャート

手順の項目	要員(名)(3,4号炉合計) (作業に必要な要員数)	経過時間(分)										備考										
		0	10	20	30	40	50	60	70	80	90											
蒸気発生器補給用仮設中圧ポンプ(電動)を用いた 炉心冷却準備																						
蒸気発生器補給用仮設 中圧ポンプ(電動)によ る蒸気発生器への注水	緊急安全対策要員		移動																			
						補助給水系への接続																
								注水準備														

第6図 蒸気発生器補給用仮設中圧ポンプ(電動)を用いた炉心冷却準備 タイムチャート



1: 作業手順に照らし合わせ対応する。

第9図 層厚変更を踏まえた火山影響等発生時における対応のタイムチャート

火山影響等発生時における炉心冷却のための手順等について

1. 火山影響等発生時における炉心冷却のための手順等の流れについて

火山影響等発生時における炉心冷却のための手順フローを図1に示す。

火山影響等発生時において、原子炉停止後、外部電源喪失が発生した場合は、炉心崩壊熱の除去を維持継続する必要があるため、ディーゼル発電機からの給電により蒸気発生器2次側及び余熱除去系による炉心冷却を行う。この場合、継続してディーゼル発電機の機能を維持する必要があるため、ディーゼル発電機にフィルタを取り付け、定期的に取替・清掃を行う。(炉規則83条第1号ロ(1)に係る対応)

また、この状態において全てのディーゼル発電機の機能が喪失した場合は全交流動力電源喪失となるが、降下火砕物の影響により空冷式非常用発電装置からの代替受電が不可能なため、タービン動補助給水ポンプを用いた蒸気発生器2次側による炉心冷却を行う。(炉規則83条第1号ロ(2)に係る対応)

さらに、タービン動補助給水ポンプによる給水ができない場合は、蒸気発生器補給用仮設中圧ポンプ(電動)を用いた蒸気発生器2次側による炉心冷却を行う。(炉規則83条第1号ロ(3)に係る対応)

蒸気発生器2次側による炉心冷却の他に、火山影響等発生時に使用する通信連絡設備において、外部電源やディーゼル発電機の機能が喪失した場合においても、電源車による給電により通信連絡設備の機能を確保する。

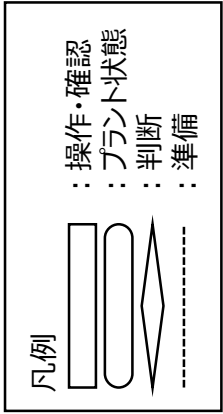
これに加え、火山影響等発生時において、必要な数の要員を収容する等の発電所対策本部としての機能を維持するため、緊急時対策所(指揮所)の居住性を確保する。

2. 層厚見直しにより変更となる手順

火山影響等発生時における炉心冷却のための手順の全体像を図1に示す。また、火山影響等発生時における炉心冷却のための手順等において、層厚見直しにより変更となる手順を図1の黄色点線で示す。層厚見直しにより「ディーゼル発電機フィルタ取替・清掃」「蒸気発生器補給用仮設中圧ポンプ(電動)準備」「蒸気発生器補給用仮設中圧ポンプ(電動)起動」「通信連絡設備の確保」の手順が変更となっている。

このうち、「ディーゼル発電機フィルタの運用を変更した内容」を別紙2、「蒸気発生器への注水による炉心冷却の成立性の見直しにより注水作業を変更した内容」を別紙3、「火山影響発生時に使用する設備の設置場所変更に伴って作業を変更した内容」を別紙4で説明する。

詳細手順の変更については、添付「高浜発電所 火山影響等発生時における手順の比較」に示す。



炉規則83条 第1号ロに係る対応

- (1)非常用交流動力電源設備の機能維持
- (2)代替電源設備その他の炉心を冷却するために必要な設備の機能維持
- (3)交流動力電源が喪失した場合における炉心の著しい損傷を防止するための対策

今回変更箇所

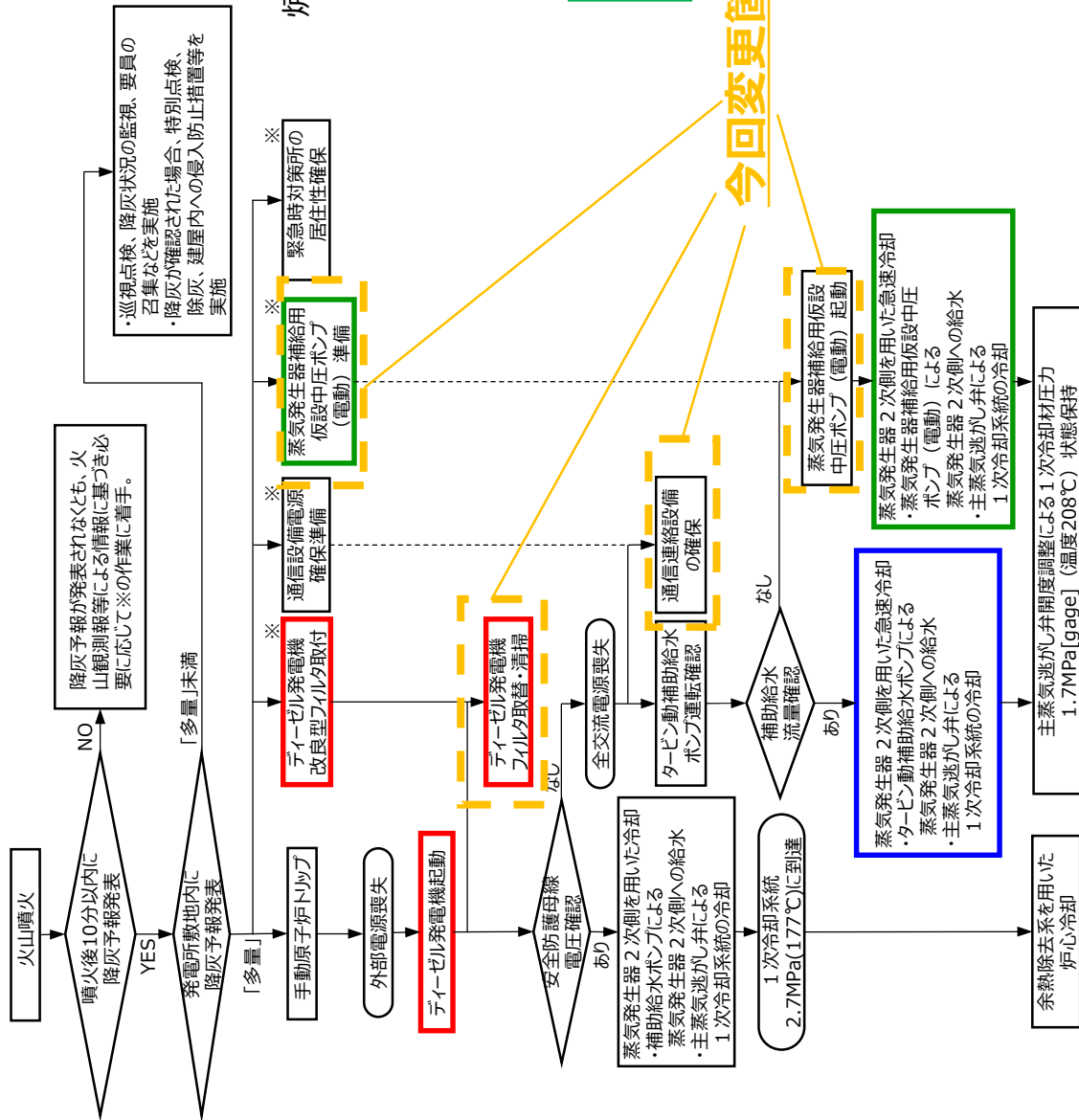


図1 火山影響等発生時における炉心冷却のための手順フロー

高浜発電所 火山影響等発生時における手順の比較

変 更 前 (平成30年12月17日付け、原規規発第1812176号)	変 更 後 (令和3年7月1日日申請版)	理 由
<p>(2) ディーゼル発電機の機能を用いた手順</p> <p>a. ディーゼル発電機への改良型フィルタ取付 火山影響等発生時においてディーゼル発電機の機能を維持するための対策として、フィルタの取替・清掃が容易な改良型フィルタを取り付けるための手順を整備する。</p> <p>(a) 手順着手の判断基準 (中略)</p> <p>(b) 作業手順 ディーゼル発電機改良型フィルタ取り付けの概略手順は以下のとおり。 第8図に概略図、第9図にタイムチャートを示す。 発電所対策本部長は、緊急安全対策要員へディーゼル発電機の改良型フィルタ取付を指示する。 緊急安全対策要員は、ディーゼル発電機の吸気消音器前まで移動する。 緊急安全対策要員は、吸気消音器付近に収納している作業に必要な資機材を準備する。 緊急安全対策要員は、吸気消音器へ改良型フィルタを取り付ける。 緊急安全対策要員は、吸気消音器内の既設フィルタを抜き取る。 緊急安全対策要員は、火山灰除けのためのテントを設置する。</p>	<p>手順変更なし</p>	<p>・既認可保安規定の炉規則 第83条第一号ロ(1)の要求である「火山影響等発生時における非常用交流動力電源設備の機能を維持するための対策に關すること。」に對する対策のうち、「ディーゼル発電機改良型フィルタの取り付け」手順については、DNP層厚変更を踏まえても作業手順の変更はない。</p>

高浜発電所 火山影響等発生時における手順の比較

変 更 前 (平成30年12月17日付け、原規規発第1812176号)	変 更 後 (令和3年7月1日申請版)	理 由
<p>(2) ディーゼル発電機の機能を用いた手順(続き)</p> <p>b. ディーゼル発電機による給電 火山影響等発生時において、原子炉停止後、外部電源喪失が発生した場合は、炉心崩壊熱の除去を維持継続する必要があるため、ディーゼル発電機からの給電により蒸気発生器2次側及び余熱除去系による炉心冷却を行う。</p> <p>(a) 手順着手の判断基準 (中略)</p> <p>(b) 作業手順 ディーゼル発電機は、外部電源喪失により自動起動し所内非常用電源に給電する。ディーゼル発電機が自動起動しない場合は、通常の運転操作により手動起動し所内非常用電源に給電する。</p> <p>c. 蒸気発生器2次側及び余熱除去系を用いた炉心冷却 火山影響等発生時において、原子炉停止後、外部電源喪失が発生した場合は、炉心崩壊熱の除去を維持継続する必要があるため、ディーゼル発電機からの給電により蒸気発生器2次側及び余熱除去系による炉心冷却を行う。</p> <p>(a) 手順着手の判断基準 (中略)</p> <p>(b) 作業手順 蒸気発生器2次側を用いた炉心冷却に係る作業手順は、通常の運転操作による。 なお、水源は降下火砕物に対する健全性を確認した復水タンク及び消火水バックアップタンクを使用する。 余熱除去系を用いた炉心冷却に係る作業手順は、通常の運転操作による。</p>	<p>手順変更なし</p>	<p>・既認可保安規定の炉規則第83条第一号ロ(1)の要求である「火山影響等発生時における非常用交流動力電源設備の機能を維持するための対策に關すること。」に對する対策のうち、「ディーゼル発電機による給電」手順および「蒸気発生器2次側及び余熱除去系を用いた炉心冷却」手順については、DNP層厚変更を踏まえても作業手順の変更はない。</p>

高浜発電所 火山影響等発生時における手順の比較

変 更 前 (平成30年12月17日付け、原規規発第1812176号)	変 更 後 (令和3年7月1日申請版)	理 由
<p>(2) デイジーゼル発電機の機能を用いた手順(続き)</p> <p>d. デイジーゼル発電機改良型フィルタのフィルタ取替・清掃 火山影響等発生時において外部電源喪失が発生し、デイジーゼル発電機が起動した場合において、改良型フィルタの閉塞を防止するため、フィルタの取替・清掃の手順を整備する。</p> <p>(a) 手順着手の判断基準 (中略)</p> <p>(b) 作業手順 デイジーゼル発電機改良型フィルタのフィルタ取替・清掃の概略手順は以下のとおり。フィルタ取替に着手するタイミングは「補足説明資料 - 2 改良型フィルタのフィルタ取替の着手時間について」に記載する。 第10図に取替手順の概略図、第11図にタイムチャートを示す。</p> <p>発電所対策本部長は、緊急安全対策要員へデイジーゼル発電機改良型フィルタの時間監視、フィルタ取替・清掃を指示する。 緊急安全対策要員は、フィルタの取替・清掃を実施する。</p>	<p>手順変更なし</p>	<p>・既認可保安規定の炉規則第83条第一号ロ(1)の要求である「火山影響等発生時における非常用交流動力電源設備の機能を維持するための対策に關すること。」に對する対策のうち、「デイジーゼル発電機改良型フィルタのフィルタ取替・清掃」手順については、DNP層厚変更を踏まえても作業手順の変更はない。</p>

高浜発電所 火山影響等発生時における手順の比較

変更前（平成30年12月17日付け、原規規発第1812176号）	変更後（令和3年7月1日申請版）	理由
<p>(3) タービン動補給水ポンプを用いた蒸気発生器2次側による炉心冷却のための手順等 「(1)b.対応手段と設備の選定の結果」を踏まえた対策の概略系統図を第12図に、対応手順の概要を第13図に示すとともに、対策手順等を以下に示す。</p> <p>a. タービン動補給水ポンプを用いた炉心冷却 火山影響等発生時において、原子炉停止後、外部電源が喪失しディーゼル発電機から給電中に全てのディーゼル発電機が機能喪失となった場合は全交流動力電源喪失となるが、降下火砕物の影響により空冷式非常用発電装置からの代替電ができない場合に、タービン動補給水ポンプを用いた蒸気発生器2次側による炉心冷却を行う。</p> <p>(a) 手順着手の判断基準 (中略)</p> <p>(b) 作業手順 ア. 電源車（通信連絡設備用）による給電開始 「(4)b.(b)イ.電源車（通信連絡設備用）による給電開始」による。</p> <p>イ. タービン動補給水ポンプを用いた炉心冷却 作業手順は、設置（変更）許可添付書類十追補による。</p>	<p>手順変更なし</p>	<p>・既認可保安規定の炉規則第83条第一号口(2)の要求である「(1)に掲げるもののほか、火山影響等発生時における代替電源設備その他の炉心を冷却するために必要な設備の機能を維持するための対策に関すること。」に対する対策のうち、「タービン動補給水ポンプを用いた炉心冷却」手順については、DNP層厚変更を踏まえても作業手順の変更はない。</p>

高浜発電所 火山影響等発生時における手順の比較

変更前（平成30年12月17日付け、原規規発第1812176号）	変更後（令和3年7月1日申請版）	理由
<p>(4) 蒸気発生器補給用仮設中圧ポンプ（電動）を用いた蒸気発生器2次側による炉心冷却及び同ポンプの機能を維持するための手順等</p> <p>「(1) b. 対応手段と設備の選定の結果」を踏まえた対策の概略系統図を第14図に、電源車による給電の概要を第15図に、電源車（通信連絡設備用）による給電の概要を第16図に、対応手順の概要を第17図に示すとともに、対策手順等を以下に示す。</p> <p>a. 蒸気発生器補給用仮設中圧ポンプ（電動）の準備作業</p> <p>火山影響等発生時において蒸気発生器補給用仮設中圧ポンプ（電動）の機能を維持するための対策として、電源車（仮設中圧ポンプ用）の移動及び電源ケーブルの敷設・接続、電源車（通信連絡設備用）の移動及び電源ケーブルの敷設・接続、可搬式排気ファンの設置、仮設ダクトの敷設・接続並びに可搬式ダストサンブラ等を設置するための手順を整備する。</p> <p>(a) 手順着手の判断基準 （中略）</p> <p>(b) 作業手順</p> <p>蒸気発生器補給用仮設中圧ポンプ（電動）の準備作業の概略手順は以下のとおり。第18-1図、第19図にタイムチャートを示す。</p> <p>ア. 電源車（仮設中圧ポンプ用）による給電準備</p> <p>発電所対策本部長は、緊急安全対策要員へ電源車（仮設中圧ポンプ用）による給電準備を指示する。</p> <p>緊急安全対策要員は、燃料取扱建屋のスライド扉を開放し、電源車（仮設中圧ポンプ用）を保管場所から燃料取扱建屋内へ移動する。</p> <p>緊急安全対策要員は、電源車（仮設中圧ポンプ用）の燃料源となる電源車（可搬式代替低圧注水ポンプ用）を燃料取扱建屋近傍へ移動する。</p> <p>緊急安全対策要員は、燃料取扱建屋のスライド扉を閉止し、人用扉を開く。</p> <p>緊急安全対策要員は、人用扉を通して電源車（仮設中圧ポンプ用）から蒸気発生器補給用仮設中圧ポンプ（電動）まで給電できるように電源ケーブルを敷設・接続する。</p> <p>緊急安全対策要員は、人用扉開口部にシート養生による目張りを実施する。</p> <p>緊急安全対策要員は、燃料取扱建屋に可搬式排気ファン及び仮設ダクトを設置する。</p>	<p>(1) 蒸気発生器補給用仮設中圧ポンプ（電動）を用いた蒸気発生器2次側による炉心冷却および同ポンプの機能を維持するための手順等</p> <p>対策の概略系統図を第14図に、電源車（3号炉および4号炉 蒸気発生器補給用仮設中圧ポンプ（電動）への給電用）（以下、「電源車（仮設中圧ポンプ用）」という。）および電源車（通信連絡設備用）による給電の概要を第2図に、通信連絡設備の電源系統の概要を第3図に、対応手順の概要を第4図に示すとともに、対策手順等を以下に示す。</p> <p>a. 蒸気発生器補給用仮設中圧ポンプ（電動）の準備作業</p> <p>火山影響等発生時において蒸気発生器補給用仮設中圧ポンプ（電動）の機能を維持するための対策として、電源車（仮設中圧ポンプ用）の移動および電源ケーブルの敷設・接続、電源車（通信連絡設備用）の移動および電源ケーブルの敷設・接続、可搬式排気ファンの設置、仮設ダクトの敷設・接続並びに可搬式ダストサンブラ等を設置するための手順を整備する。</p> <p>(a) 作業手順</p> <p>蒸気発生器補給用仮設中圧ポンプ（電動）の準備作業の概略手順は、以下のとおり。第5-1図、第6図にタイムチャートを示す。</p> <p>ア. 電源車（仮設中圧ポンプ用）による給電準備</p> <p>発電所対策本部長は、緊急安全対策要員へ電源車（仮設中圧ポンプ用）による給電準備を指示する。</p> <p>緊急安全対策要員は、燃料取扱建屋のスライド扉を開放し、電源車（仮設中圧ポンプ用）を保管場所から燃料取扱建屋内へ移動する。</p> <p>緊急安全対策要員は、電源車（仮設中圧ポンプ用）の燃料源となる電源車（3号炉および4号炉 蒸気発生器補給用仮設中圧ポンプ（電動）への給電用への燃料補給用X以下、「電源車（可搬式代替低圧注水ポンプ用）」という。）を燃料取扱建屋近傍へ移動する。</p> <p>緊急安全対策要員は、燃料取扱建屋のスライド扉を閉止し、人用扉を開く。</p> <p>緊急安全対策要員は、人用扉を通して電源車（仮設中圧ポンプ用）から蒸気発生器補給用仮設中圧ポンプ（電動）まで給電できるように電源ケーブルを敷設・接続する。</p> <p>緊急安全対策要員は、人用扉開口部にシート養生による目張りを実施する。</p> <p>緊急安全対策要員は、燃料取扱建屋に可搬式排気ファンおよび仮設ダクトを設置する。</p>	<p>・既認可保安規定の炉規則 第83条第一号口（3）の要求である「（2）に掲げるもののほか、火山影響等発生時に交流動力電源が喪失した場合における炉心の著しい損傷を防止するための対策に關すること。」に對する対策のうち、「電源車（仮設中圧ポンプ用）による給電準備」手順については、DNP層厚変更前から電源車（仮設中圧ポンプ用）を燃料取扱建屋に移動する手順であることから作業手順の変更はない。</p>

高浜発電所 火山影響等発生時における手順の比較

変 更 前 (平成30年12月17日付け、原規規発第1812176号)	変 更 後 (令和3年7月1日申請版)	理 由
<p>b. 蒸気発生器補給用仮設中圧ポンプ（電動）を用いた炉心冷却 火山影響等発生時に、全交流動力電源喪失となりタービン動補助給水ポンプを用いた蒸気発生器2次側による炉心冷却を行う際に、タービン動補助給水ポンプによる給水ができない場合は、電源車（仮設中圧ポンプ用）及び電源車（通信設備連絡用）を起動し、蒸気発生器補給用仮設中圧ポンプ（電動）を用いた蒸気発生器2次側による炉心冷却を行う。</p> <p>第14図に概略系統図、第18-2図にタイムチャートを示す。</p> <p>(a) 手順着手の判断基準 (中略)</p> <p>(b) 作業手順 ア. 電源車（仮設中圧ポンプ用）による給電開始 発電所対策本部長は、緊急安全対策要員に電源車（仮設中圧ポンプ用）による給電開始を指示する。 緊急安全対策要員は、可搬式ダストサンブラ等を用いて、電源車周辺の空気中の放射性物質濃度に異常がないことを確認する。 緊急安全対策要員は、電源車（仮設中圧ポンプ用）を起動し、運転状態を確認する。 緊急安全対策要員は、可搬式排気ファンを起動する。</p>	<p>b. 蒸気発生器補給用仮設中圧ポンプ（電動）を用いた炉心冷却 火山影響等発生時に、全交流動力電源喪失となりタービン動補助給水ポンプを用いた蒸気発生器2次側による炉心冷却を行う際に、タービン動補助給水ポンプによる給水ができない場合は、電源車（仮設中圧ポンプ用）および電源車（通信設備連絡用）を起動し、蒸気発生器補給用仮設中圧ポンプ（電動）を用いた蒸気発生器2次側による炉心冷却を行う。</p> <p>第1図に概略系統図、第5-2図にタイムチャートを示す。</p> <p>(a) 作業手順 ア. 電源車（仮設中圧ポンプ用）による給電開始 発電所対策本部長は、緊急安全対策要員に電源車（仮設中圧ポンプ用）による給電開始を指示する。 緊急安全対策要員は、可搬式ダストサンブラ等を用いて、電源車周辺の空気中の放射性物質濃度に異常がないことを確認する。 緊急安全対策要員は、電源車（仮設中圧ポンプ用）を起動し、運転状態を確認する。 緊急安全対策要員は、可搬式排気ファンを起動する。</p>	<p>・既認可保安規定の炉規則 第83条第一号口（3）の要求である「（2）に掲げるもののほか、火山影響等発生時に交流動力電源が喪失した場合における炉心の著しい損傷を防止するための対策に関すること。」に対する対策のうち、「電源車（仮設中圧ポンプ用）による給電開始」手順については、DNP層厚変更前から電源車仮設中圧ポンプ用を燃料取扱建屋に移動する手順であることから作業手順の変更はない。</p>

高浜発電所 火山影響等発生時における手順の比較

変更前（平成31年6月21日付け、原規規発第19062110号）	変更後（令和3年7月1日申請版）	理由
<p>(4) 作業手順</p> <p>電源車（通信連絡設備用）による給電の準備及び給電開始の手順は以下のとおり。第6図に給電準備のタイムチャートを示し、第7図に給電開始のタイムチャートを示す。</p> <p>ア．電源車（通信連絡設備用）による給電準備</p> <p>発電所対策本部長は、緊急安全対策要員へ電源車（通信連絡設備用）による給電準備を指示する。</p> <p>緊急安全対策要員は、タービン建屋のオープンハッチシャッターを開放し、電源車（通信連絡設備用）を保管場所からタービン建屋内へ移動する。</p> <p>緊急安全対策要員は、電源車（通信連絡設備用）の燃料源となる電源車（緊急時対策所用）をタービン建屋近傍へ移動する。</p> <p>緊急安全対策要員は、タービン建屋のオープンハッチシャッターを閉止する。</p> <p>緊急安全対策要員は、人用扉開口部にシート養生による目張りを実施する。</p> <p>ウ．蒸気発生器補給用仮設中圧ポンプ（電動）を用いた炉心冷却準備</p> <p>作業手順は、設置（変更）許可添付書類十追補による。</p> <p>イ．電源車（通信連絡設備用）による給電開始</p> <p>発電所対策本部長は緊急安全対策要員に、当直課長は運転員等に電源車（通信連絡設備用）による給電開始を指示する。</p> <p>緊急安全対策要員及び運転員等は、不要負荷をしゃ断器開放操作にて切り離す。</p> <p>緊急安全対策要員は、電源車（通信連絡設備用）から安全系メタクラまで電源ケーブルを敷設・接続する。</p> <p>緊急安全対策要員は、タービン建屋に可搬式排気ファン及び仮設ダクトを設置する。</p> <p>緊急安全対策要員は、電源車（通信連絡設備用）を起動し、運転状態を確認する。</p> <p>緊急安全対策要員は、可搬式排気ファンを起動する。</p> <p>運転員等は、パワーセクタへの給電操作を行い、母線電圧にて受電確認を実施する。</p> <p>ウ．蒸気発生器補給用仮設中圧ポンプ（電動）を用いた炉心冷却</p> <p>作業手順は、設置（変更）許可添付書類十追補による。</p>	<p>イ．電源車（通信連絡設備用）による給電準備</p> <p>発電所対策本部長は、緊急安全対策要員へ電源車（通信連絡設備用）による給電準備を指示する。</p> <p>緊急安全対策要員は、燃料取扱建屋 1 のスライド扉 2 を開放し、電源車（通信連絡設備用）を保管場所から燃料取扱建屋 1 内へ移動する。</p> <p>緊急安全対策要員は、電源車（通信連絡設備用）の燃料源となる電源車（緊急時対策所用）を燃料取扱建屋 1 近傍へ移動する。</p> <p>緊急安全対策要員は、燃料取扱建屋 1 のスライド扉 2 を閉止し、人用扉を開く。</p> <p>緊急安全対策要員は、人用扉を通して電源車（通信連絡設備用）から安全系母線に給電できるように可搬式代替電源接続盤 3 まで電源ケーブルを敷設・接続する。</p> <p>緊急安全対策要員は、人用扉開口部にシート養生による目張りを実施する。</p> <p>緊急安全対策要員は、燃料取扱建屋 1 に可搬式排気ファンおよび仮設ダクトを設置する。</p> <p>ウ．蒸気発生器補給用仮設中圧ポンプ（電動）を用いた炉心冷却準備</p> <p>作業手順は、設置（変更）許可添付書類十追補による。</p> <p>イ．電源車（通信連絡設備用）による給電開始</p> <p>発電所対策本部長は緊急安全対策要員に、当直課長は運転員等に電源車（通信連絡設備用）による給電開始を指示する。</p> <p>運転員等は、不要負荷をしゃ断器開放操作にて切り離す。</p> <p>緊急安全対策要員は、可搬式ダストサンブラ等を用いて、電源車（通信連絡設備用）周辺の空気中の放射性物質濃度に異常がないことを確認する 4。</p> <p>緊急安全対策要員は、電源車（通信連絡設備用）を起動し、運転状態を確認する。</p> <p>緊急安全対策要員は、可搬式排気ファンを起動する。</p> <p>運転員等は、メタクラ 3・パワーセクタへの給電操作を行い、母線電圧にて受電確認を実施する。</p> <p>ウ．蒸気発生器補給用仮設中圧ポンプ（電動）を用いた炉心冷却</p> <p>作業手順は、設置（変更）許可添付書類十追補による。</p>	<p>・既認可保安規定の炉規則第83条第一号(3)の要求である「(2)に掲げるもののほか、火山影響等発生時に交流動力電源が喪失した場合における炉心の著しい損傷を防止するための対策に関すること。」に対する対策のうち、「電源車（通信連絡設備用）による給電準備」手順および「電源車（通信連絡設備用）による給電開始」手順については、DNP層厚変更を踏まえ、下部のとおり作業手順を変更する。</p> <p>1 電源車の設置場所変更に伴う建屋名称の見直し</p> <p>2 電源車の設置場所変更に伴う扉名称の見直し</p> <p>3 電源車の設置場所変更に伴うケーブル接続箇所の見直しによる</p> <p>4 電源車の設置場所を管理区域である燃料取扱建屋に変更したことに伴う追記</p> <p>（変更前の「電源車（通信連絡設備用）」による給電開始）の、は変更後の「電源車（通信連絡設備用）」による給電準備、で実施）</p>

高浜発電所 火山影響等発生時における手順の比較

変更前（平成30年12月17日付け、原規規発第1812176号）	変更後（平成31年6月21日付け、原規規発第19062110号）	理由
<p>(7) その他体制の整備に係る手順等</p> <p>a. 緊急時対策所の居住性確保に関する手順等</p> <p>火山影響等発生時において、必要な数の要員を収容する等の発電所対策本部としての機能を維持するため、緊急時対策所（指揮所）の居住性を確保する。</p> <p>緊急時対策所（指揮所）は、1号炉及び2号炉原子炉補助建屋内に配置しているため、緊急時対策所（指揮所）の居住性は、緊急時対策所（指揮所）扉を開放することにより居住性を確保する。概要を第2.0図に示す。</p> <p>(a) 手順着手の判断基準</p> <p>気象庁が発表する降灰予報（「速報」又は「詳細」）により発電所への「多量」の降灰が予想された場合、気象庁が発表する噴火に関する火山観測報において地理的領域（発電所敷地から半径160km）内の火山に20km以上の噴煙が観測されたが噴火後の10分以内に降灰予報が発表されない場合又は降下火砕物による発電所への重大な影響が予想される場合。</p> <p>なお、その後降灰予報が発表され、発電所への降灰が「多量」未満もしくは範囲外となつた場合は、体制を解除する。</p> <p>(b) 作業手順</p> <p>緊急時対策所の居住性確保のための概略手順は以下のとおり。</p> <p>発電所対策本部長は、緊急安全対策要員へ緊急時対策所扉の開放を指示する。 緊急安全対策要員は、緊急時対策所の扉を開放する。</p>	<p>1. 緊急時対策所の居住性確保に関する手順等</p> <p>(1) 対応手段と設備の選定の考え方</p> <p>火山影響等発生時において、必要な数の要員を収容し、緊急時対策本部としての機能を維持するため、緊急時対策所の居住性を確保する。</p> <p>緊急時対策所の居住性確保のために必要な設備として、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・緊急時対策所非常用空気浄化ファン ・緊急時対策所非常用空気浄化フィルタユニット <p>が設置されているが、降灰時においてはフィルタの閉塞が懸念されるため、上記設備は使用せず、緊急時対策所入口扉を開放し、仮設フィルタを設置することにより対応する。</p> <p>仮設フィルタ設置の概要を第1図に示すとともに、対策内容を以下に示す。なお、仮設フィルタは緊急時対策所内に保管・設置することとしており、フィルタ閉塞時は適宜フィルタの交換を行うことから、降下火砕物の影響を受けることはない。</p> <p>(2) 手順着手の判断基準</p> <p>気象庁が発表する降灰予報（「速報」又は「詳細」）により高浜町への「多量」の降灰が予想された場合、気象庁が発表する噴火に関する火山観測報において、地理的領域（発電所敷地から半径160km）内の活火山に20km以上の噴煙が観測されたが噴火後10分以内に降灰予報が発表されない場合又は降下火砕物による発電所への重大な影響が予想された場合。</p> <p>(3) 作業手順</p> <p>緊急時対策所の居住性確保のために、仮設フィルタを設置する手順は以下のとおり。第2図にタイムチャートを示す。</p> <p>発電所対策本部長は、仮設フィルタの取り付けを指示する。 緊急安全対策要員は、緊急時対策所扉を開放する。 緊急安全対策要員は、緊急時対策所扉（2箇所）に仮設フィルタを取り付ける。</p>	<p>・既認可保安規定の炉規則第83条第四号の要求である「前三号に掲げるもののほか、設計想定事象、重大事故等又は大規模損壊の発生時における発電用原子炉施設の必要な機能を維持するための活動を行うために必要な体制を整備すること。」に対する対策のうち、「緊急時対策所の居住性確保に関する手順等」については、新緊急時対策所の認可（平成31年6月21日付け、原規規発第19062110号）の際に変更後のおり手順を変更しており、火山灰層厚の増加によっても仮設フィルタの取り付け方法に変更はなく、緊急時対策所内の酸素濃度および二酸化炭素濃度を監視し必要に応じて仮設フィルタを取替えることに変更はないことから、手順の変更はない。</p>

高浜発電所 火山影響等発生時における手順の比較

変更前（平成30年12月17日付け、原規規発第1812176号）	変更後（平成31年6月21日付け、原規規発第19062110号）	理由
<p>b. 通信連絡設備に関する手順等</p> <p>(a)対応手段と設備の選定の考え方</p> <p>火山影響等発生時における通信連絡については、新規制基準対応として整備した設計基準事故対処設備（重大事故等対処設備との兼用を含む。）の通信連絡設備のうち、降下火砕物の影響を受けない有線系の設備を複数手段確保することにより機能を確認する。なお、発電所外への通信連絡設備については、災害時優先契約回線に加えて輻輳等による制限を受けない専用通信回線にも接続している。</p> <p>(中略)</p> <p>(b)対応手段と設備の選定の結果</p> <p>火山影響等発生時に使用する通信連絡設備は以下のとおり。発電所内外の通信連絡設備の概要を第21図に示す。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・運転指令装置（事故一斉放送装置） ・保安電話 ・加入電話、加入ファクシミリ ・統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備（TV会議システム、IP電話、IP-FAX） ・安全パラメータ表示システム（SPDS）SPDS表示装置及び安全パラメータ伝送システム ・携行型通話装置 <p>これらの設備については、降下火砕物堆積荷重に対して構造健全性を有する建屋内に設置されており、また有線系の通信回線有することから降下火砕物の影響を受けることはない。</p> <p>(中略)</p>	<p>2. 通信連絡設備に関する手順等</p> <p>(1)対応手段と設備の選定の考え方</p> <p>火山影響等発生時における通信連絡については、新規制基準対応として整備した設計基準事故対処設備（重大事故等対処設備との兼用を含む。）の通信連絡設備のうち、降下火砕物堆積荷重に対して構造健全性を有する建屋内に設置されており、降下火砕物の影響を受けない有線系の設備を複数手段確保することにより機能を確認する。なお、発電所外への通信連絡設備については、災害時優先契約回線に加えて輻輳等による制限を受けない専用通信回線にも接続している。</p> <p>(中略)</p> <p>(2)対応手段と設備の選定の結果</p> <p>火山影響等発生時に使用する通信連絡設備は以下のとおり。設備の概要を第3図に示す。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・運転指令装置（事故一斉放送装置） ・保安電話 ・加入電話、加入ファクシミリ ・統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備（TV会議システム、IP電話、IP-FAX） ・安全パラメータ表示システム（SPDS）SPDS表示装置及び安全パラメータ伝送システム ・携行型通話装置 <p>上記設備について、電源系統の概要を第4図に、電源車（通信連絡設備用）による給電の概要を第5図に示すとともに、対応手順等を以下に示す。</p> <p>(中略)</p>	<p>・既認可保安規定の炉規則第83条第四号の要求である前三号に掲げるもののほか、設計想定事象、重大事故等又は大規模損壊の発生時における発電用原子炉施設の必要な機能を維持するための活動を行うために必要な体制を整備すること。」に対する対策のうち、「b.通信連絡設備に関する手順等」については、新緊急時対策所の認可（平成31年6月21日付け、原規規発第19062110号）の際に変更後のとおり変更しており、火山灰層厚の増加によっても変更後に記載している考え方、設備を使用した対応を行うことに変更はない。</p>

高浜発電所 火山影響等発生時における手順の比較

凡例 赤下線：簡易変更に伴う変更箇所
 青下線：変更前後の差異箇所
 緑文字：実際には記載のない補足記載

変 更 前 (平成30年12月17日付け、原規規発第1812176号)	変 更 後 (平成31年6月21日付け、原規規発第19062110号)	理 由
<p>(c) 手順着手の判断基準</p> <p>ア．電源車（通信連絡設備用）及び電源車（緊急時対策所用）(DB)による給電準備 気象庁が発表する降灰予報（「速報」又は「詳細」）により発電所への「多量」の降灰が予想された場合、気象庁が発表する噴火に関する火山観測報において、地理的領域（発電所敷地から半径160km）内の火山に20km以上の噴煙が観測されたが噴火後の10分以内に降灰予報が発表されない場合又は降下火砕物による発電所への重大な影響が予想される場合。 <u>なお、その後降灰予報が発表され、発電所への降灰が「多量」未満もしくは範囲外となつた場合は、体制を解除する。</u></p> <p>イ．電源車（通信連絡設備用）及び電源車（緊急時対策所用）(DB)による給電開始 火山影響等発生時において外部電源喪失が発生し、3号炉又は4号炉のディーゼル発電機全台が機能喪失した場合、電源車（通信連絡設備用）による給電を開始する。 <u>火山影響等発生時において外部電源喪失が発生し、1号炉のディーゼル発電機全台が機能喪失した場合、電源車（緊急時対策所用）(DB)による給電を開始する。</u></p> <p>(d) 作業手順 通信連絡設備への給電準備及び給電開始の概略手順は以下のとおり。 第18-1図及び第23-1図に給電準備のタイムチャートを示す。 第18-2図及び第23-2図に給電開始のタイムチャートを示す。</p> <p>ア．電源車（通信連絡設備用）による給電準備 「(4) a. (b)イ．電源車（通信連絡設備用）による給電準備」による。</p> <p>イ．電源車（緊急時対策所用）(DB)による給電準備 発電所対策本部長は、緊急安全対策要員へ電源車（緊急時対策所用）(DB)による給電準備を指示する。 緊急安全対策要員は、1号炉燃料取扱建屋のシャッターを一部開口部を残して閉止</p>	<p>(3) 手順着手の判断基準</p> <p>ア．電源車（通信連絡設備用）による給電準備 気象庁が発表する降灰予報（「速報」又は「詳細」）により高浜町への「多量」の降灰が予想された場合、気象庁が発表する噴火に関する火山観測報において、地理的領域（発電所敷地から半径160km）内の活火山に20km以上の噴煙が観測されたが噴火後10分以内に降灰予報が発表されない場合又は降下火砕物による発電所への重大な影響が予想された場合。</p> <p>イ．電源車（通信連絡設備用）による給電開始 火山影響等発生時において外部電源喪失が発生し、3号炉又は4号炉のディーゼル発電機全台が機能喪失した場合、電源車（通信連絡設備用）による給電を開始する。</p> <p style="color: green;">（作業手順については、8ページに記載の「電源車（通信連絡設備用）による給電準備」 「電源車（通信連絡設備用）による給電開始」のとおり）</p>	<p>・既認可保安規定の炉規則 第83条第四号の要求である「前三号に掲げるもののほか、設計想定事象、重大事故等又は大規模損壊の発生時における発電用原子炉施設の必要な機能を維持するための活動を行うために必要な体制を整備すること。」に対する対策のうち、「b．通信連絡設備に関する手順等」については、新緊急時対策所（認可（平成31年6月21日付け、原規規発第19062110号）の際に変更後）のとおり変更しており、 「電源車（通信連絡設備用）による給電準備、給電開始」および「電源車（緊急時対策所用）(DB)による給電準備、給電開始」については、「電源車（通信連絡設備用）による給電準備および給電開始」手順に集約されており、変更後の手順は8ページのとおり。</p>

高浜発電所 火山影響等発生時における手順の比較

変更前（平成30年12月17日付け、原規規発第1812176号）	変更後（令和3年7月1日申請版）	理由
<p>する。</p> <p>緊急安全対策要員は、シャッターの開口を通して電源車（緊急時対策所用）(DB)から緊急時対策所まで給電できるように電源ケーブルを敷設・接続する。</p> <p>緊急安全対策要員は、シャッター開口部にシート養生による目張りを実施する。</p> <p>緊急安全対策要員は、1号炉燃料取扱建屋に可搬式排気ファン及び仮設ダクトを設置する。</p> <p>ウ．電源車（通信連絡設備用）による給電開始 「(4) b. (b)イ．電源車（通信連絡設備用）による給電開始」による。</p> <p>エ．電源車（緊急時対策所用）(DB)による給電開始 発電所対策本部長は、緊急安全対策要員に電源車（緊急時対策所用）(DB)による給電開始を指示する。</p> <p>緊急安全対策要員は、不要負荷を切り離す。</p> <p>緊急安全対策要員は、可搬式ダストサンブラ等を用いて、電源車周辺の空気中の放射性物質濃度に異常がないことを確認する。</p> <p>緊急安全対策要員は、電源車（緊急時対策所用）(DB)を起動し、運転状態を確認する。</p> <p>緊急安全対策要員は、可搬式排気ファンを起動する。</p> <p>ク．電源車（仮設中圧ポンプ用）および電源車（通信連絡設備用）の燃料確保に関する手順等</p> <p>火山影響等発生時における電源車（仮設中圧ポンプ用）の燃料確保については、新規制基準対応として整備した電源車（可搬式代替低圧注水ポンプ用）を燃料源として使用し、燃料を抜き取り給油することで、燃料を補給する。</p> <p>火山影響等発生時における電源車（通信連絡設備用）の燃料確保については、緊急時対策所用を燃料源として使用し、燃料を抜き取り給油することで、燃料を補給する。</p> <p>電源車（仮設中圧ポンプ用）および電源車（通信連絡設備用）の燃料確保の概略図を第2.5図に示す。</p> <p>電源車の燃料を確保するために必要となる燃料源の電源車（電源車（可搬式代替低圧注水ポンプ用） 電源車（緊急時対策所用））による燃料補給の手順等を以下のとおり整備する。</p> <p>(a) 電源車（可搬式代替低圧注水ポンプ用） 電源車（緊急時対策所用）の建屋近傍への移動</p>	<p>変 更 後 (令 和 3 年 7 月 1 日 申 請 版)</p> <p>・既認可保安規定の炉規則 第8.3条第一号口(3)の要求である「(2)に掲げるもののほか、火山影響等発生時に交流動力電源が喪失した場合における炉心の著しい損傷を防止するための対策に關すること。」に對する対策のうち、「電源車(可搬式代替低圧注水ポンプ用)電源車(緊急時対策所用)の建屋近傍への移動」手順については、DNP層厚変更を踏まえ、下線部のとおり作業手順を変更する。</p> <p>5 電源車の設置場所変更に伴う建屋名称の見直し</p> <p>(3) 電源車（仮設中圧ポンプ用）および電源車（通信連絡設備用）の燃料確保に関する手順等</p> <p>火山影響等発生時における電源車（仮設中圧ポンプ用）の燃料確保については、新規制基準対応として整備した電源車（可搬式代替低圧注水ポンプ用）を燃料源として使用し、燃料を抜き取り給油することで、燃料を補給する。</p> <p>また、火山影響等発生時における電源車（通信連絡設備用）の燃料確保については、新規制基準対応として整備した電源車（緊急時対策所用）を燃料源として使用し、燃料を抜き取り給油することで、燃料を補給する。</p> <p>電源車（仮設中圧ポンプ用）および電源車（通信連絡設備用）の燃料確保の概略図を第7図に示す。</p> <p>電源車の燃料を確保するために必要となる燃料源の電源車（電源車（可搬式代替低圧注水ポンプ用） 電源車（緊急時対策所用））による燃料補給の手順等を以下のとおり整備する。</p> <p>a. 電源車（可搬式代替低圧注水ポンプ用） 電源車（緊急時対策所用）の建屋近傍への移動</p>	<p>理由</p>

凡例 赤下線：層厚変更に伴う変更箇所
 青下線：変更前後の差異箇所
 緑文字：実際には記載のない補足記載

高浜発電所 火山影響等発生時における手順の比較

変更前（平成30年12月17日付け、原規規発第1812176号）	（令和3年7月1日申請版）	理由
<p>火山影響等発生時において、燃料補給における降灰の影響を低減させるため、電源車（可搬式代替低圧注水ポンプ用）電源車（緊急時対策所用）を燃料取扱建屋近傍及びタービン建屋近傍へ移動させる。</p> <p>ア．手順着手の判断基準</p> <p>（中略）</p> <p>イ．作業手順</p> <p>電源車（可搬式代替低圧注水ポンプ用）電源車（緊急時対策所用）の建屋近傍への移動の概略手順は以下のとおり。第26図にタイムチャートを示す。</p> <p>発電所対策本部長は、緊急安全対策要員に電源車（可搬式代替低圧注水ポンプ用）電源車（緊急時対策所用）の建屋近傍への移動を指示する。</p> <p>緊急安全対策要員は、電源車（可搬式代替低圧注水ポンプ用）を燃料取扱建屋近傍に、電源車（緊急時対策所用）をタービン建屋近傍に移動させる。</p> <p>(b) 電源車（可搬式代替低圧注水ポンプ用）電源車からの燃料補給</p> <p>火山影響等発生時において、電源車の燃料を確保するための対策として電源車（可搬式代替低圧注水ポンプ用）電源車からの燃料補給を行う手順を整備する。</p> <p>ア．手順着手の判断基準</p> <p>（中略）</p> <p>イ．作業手順</p> <p>電源車（可搬式代替低圧注水ポンプ用）電源車からの燃料補給の概略手順は以下のとおり。</p> <p>第27図にタイムチャートを示す。</p> <p>発電所対策本部長は、緊急安全対策要員に電源車（可搬式代替低圧注水ポンプ用）電源車からの燃料補給を指示する。</p> <p>緊急安全対策要員は、電源車の油量を確認し、必要に応じ、電源車（可搬式代替低圧注水ポンプ用）電源車から燃料を抜き取り、給油を実施する。</p>	<p>火山影響等発生時において、燃料補給における降灰の影響を低減させるため、電源車（可搬式代替低圧注水ポンプ用）電源車（緊急時対策所用）を燃料取扱建屋近傍へ移動させる。</p> <p>(a) 作業手順</p> <p>電源車（可搬式代替低圧注水ポンプ用）電源車（緊急時対策所用）の建屋近傍への移動の概略手順は以下のとおり。第8図にタイムチャートを示す。</p> <p>発電所対策本部長は、緊急安全対策要員に電源車（可搬式代替低圧注水ポンプ用）電源車（緊急時対策所用）の建屋近傍への移動を指示する。</p> <p>緊急安全対策要員は、電源車（可搬式代替低圧注水ポンプ用）電源車（緊急時対策所用）を燃料取扱建屋近傍に移動させる。</p> <p>(「電源車（可搬式代替低圧注水ポンプ用）電源車からの燃料補給」作業手順については変更なし)</p>	<p>・既認可保安規定の炉規則 第83条第一号口（3）の要求である「（2）に掲げるもののほか、火山影響等発生時に交流動力電源が喪失した場合における炉心の著しい損傷を防止するための対策に関すること。」に 対する対策のうち、「電源車（可搬式代替低圧注水ポンプ用）電源車（緊急時対策所用）の建屋近傍への移動」手順については、DNP層厚変更を踏まえ、下線部のとおり作業手順を変更する。</p> <p>5 電源車の設置場所変更に伴う建屋名称の見直し</p>

蒸気発生器への注水による炉心冷却の成立性の見直しと
蒸気発生器補給用仮設中圧ポンプ（電動）による注水作業の変更について

1. はじめに

火山影響発生時において、全交流動力電源喪失が発生した場合でも、蒸気発生器補給用仮設中圧ポンプ（電動）（以下、「仮設中圧ポンプ」という。）により蒸気発生器へ注水することで、炉心の著しい損傷を防止できることについて確認しているが、層厚の見直しによる、仮設中圧ポンプによる蒸気発生器への注水作業の変更点を説明する。

2. 層厚見直し後の解析条件の変化について

火山影響発生時における対応手順が解析条件に影響する部分は「2次系強制冷却開始(主蒸気逃がし弁開)」であり、仮設中圧ポンプによる蒸気発生器への注水準備の完了時間が設定条件となっている。この準備完了時間は、変更前が150分(原子炉トリップから135分)、変更後が125分(原子炉トリップから110分)となっている。

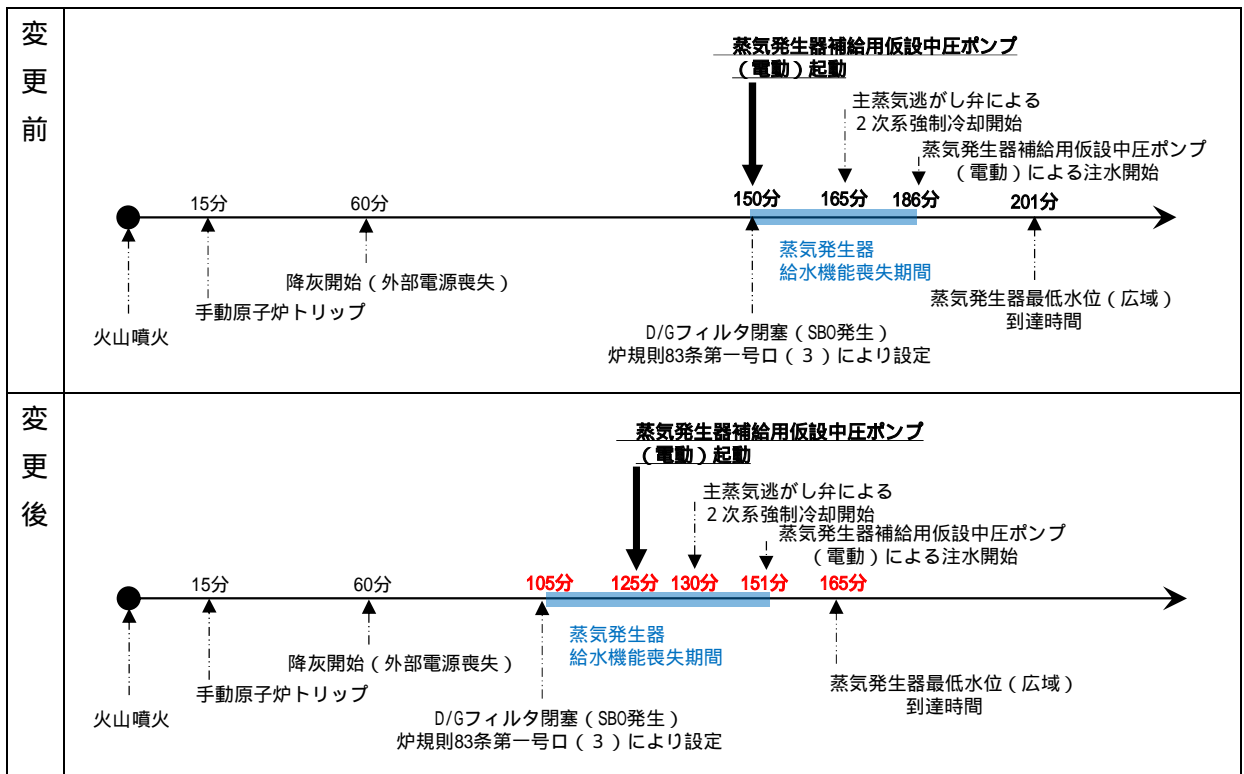


表 1 火山噴火以降の事象進展と対応手順

3. 層厚見直し後の仮設中圧ポンプによる蒸気発生器への注水作業の変化について

仮設中圧ポンプによる蒸気発生器への注水作業は、作業着手タイミングの変更や号機間の並行作業化により、仮設中圧ポンプの準備完了、起動時間が150分から125分へ短縮されている。

仮設中圧ポンプによる蒸気発生器への注水作業の層厚変更前後のタイムチャートを表2に示す。

変更前は可搬式排気ファン及び仮設ダクト等の設置作業を3号炉側と4号炉側で連続して作業を行っていたが、変更後は3号炉側と4号炉側で別の要員が時間を並行して設置作業を行うこととなっている。

また、仮設中圧ポンプのホース接続、系統構成、注水準備については、変更前は噴火発生から90分経過後に作業を着手することとしていたが、変更後は降灰予報(多量)発令、発電所対策本部長による作業開始指示が行われてから速やかに着手することとなっている。また、変更後はホース接続、系統構成、注水準備と起動操作時間の間隔が空くことから、操作場所への移動を考慮し、起動操作を20分設けている。

変更前	仮設中圧ポンプによる蒸気発生器への注水準備		経過時間(分)																		備考
			0	10	20	30	40	50	60	70	80	90	100	110	120	130	140	150	160	170	
手順の項目	要員(名) (作業に必要な要員数)	噴火発生 発電所敷地への降灰到達 降灰予報(多量)発令、発電所対策本部長による作業開始指示																			
燃料取扱建屋の扉開放	緊急安全対策要員(1ユニットあたり) 1(3号炉) 1(4号炉)	20分																			
電源車の移動	緊急安全対策要員(1ユニットあたり) 2(3号炉) 2(4号炉)	30分																			
電源車電源ケーブルの敷設・接続	緊急安全対策要員(1ユニットあたり) 2(3号炉) 2(4号炉)	80分																			
可搬式排気ファン及び仮設ダクト等の設置作業	緊急安全対策要員(3、4号炉合計) 6(3、4号炉合計)	40分(3号炉) 40分(4号炉)																			
ホース接続、系統構成、注水準備、起動	緊急安全対策要員(1ユニットあたり) 5(3号炉) 5(4号炉)	60分 (ホース接続、系統構成、注水準備、起動)																			
備考																					
変更後	仮設中圧ポンプによる蒸気発生器への注水準備		経過時間(分)																		備考
			0	10	20	30	40	50	60	70	80	90	100	110	120	130	140	150	160	170	
手順の項目	要員(名) (作業に必要な要員数)	噴火発生 発電所敷地への降灰到達 降灰予報(多量)発令、発電所対策本部長による作業開始指示																			
燃料取扱建屋の扉開放	緊急安全対策要員(1ユニットあたり) 1(3号炉) 1(4号炉)	20分																			
電源車の移動	緊急安全対策要員(1ユニットあたり) 2(3号炉) 2(4号炉)	30分																			
電源車電源ケーブルの敷設・接続	緊急安全対策要員(1ユニットあたり) 2(3号炉) 2(4号炉)	80分																			
可搬式排気ファン及び仮設ダクト等の設置作業	緊急安全対策要員(1ユニットあたり) 6(3号炉) 6(4号炉)	40分(3号炉) 40分(4号炉)																			
ホース接続、系統構成、注水準備、起動	緊急安全対策要員(1ユニットあたり) 5(3号炉) 5(4号炉)	60分 (ホース接続、系統構成、注水準備) 20分 (起動)																			
備考																					

表2 仮設中圧ポンプによる蒸気発生器への注水作業におけるタイムチャート

火山影響発生時に使用する設備の設置場所変更に伴う手順の変更について

1. 設置位置を変更する設備について

既認可保安規定の炉規則第 8 3 条に対する対策として、対応時の設置位置をタービン建屋に定めている設備があるが、火山灰降灰層厚増加を考慮して、より頑健な建屋である燃料取扱建屋に設置場所を変更する対応をとっている。

設置位置をタービン建屋に定めている設備は以下のとおりであり、これらの設備は対応時の設置位置を燃料取扱建屋に変更する。

- ・ 電源車（通信連絡設備用）
- ・ 電源車（緊急時対策所用）

各電源車の変更する詳細配置は添付「火山影響等発生時における配置図、タイムチャートの比較」に示す。

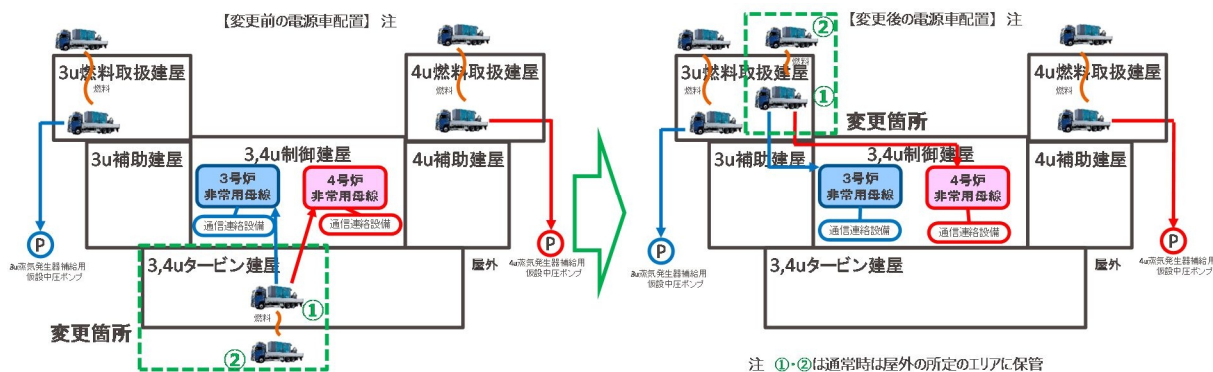


図 1 火山影響発生時に使用する設備の設置場所変更の概要

(① は電源車（通信連絡設備用） ② は電源車（緊急時対策所用）を示す)

2. 設置場所を変更に伴う作業手順の変更について

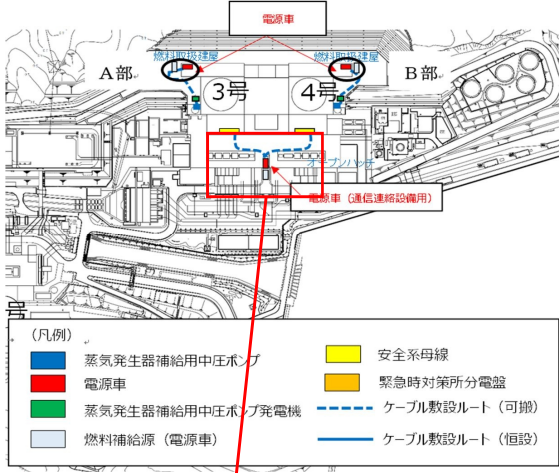

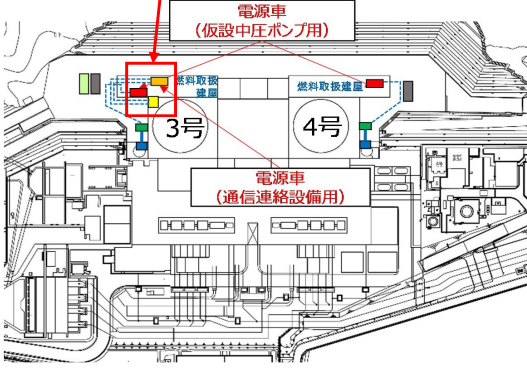
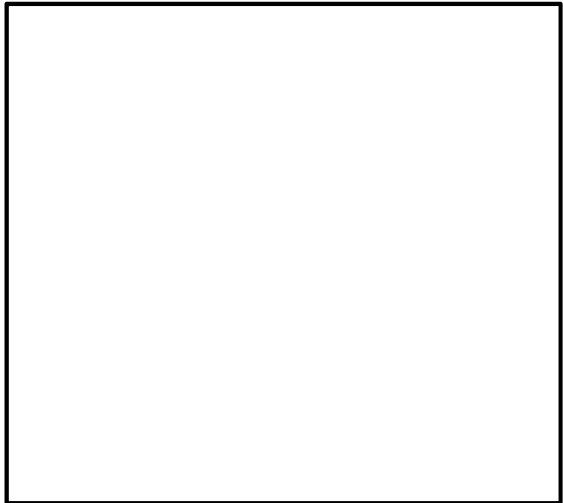
電源車（通信連絡設備用）と電源車（緊急時対策所用）の手順項目と各手順に対する作業量とタイムチャートへの影響を表 1 に示す。

各手順に対する作業量とタイムチャートへ影響があるものは電源車（通信連絡設備用）の給電ケーブルの敷設・設置であり、当該作業については作業時間と人数の変更を行う。

各手順に対する詳細な作業とタイムチャートは 添付「火山影響等発生時における配置図、タイムチャートの比較」に示す。

	手順項目	作業量・タイムチャートへの影響
電源車 (通信連絡設備用)	電源車の移動	無 (移動先は変更となるが、移動距離に大きな差はないため、作業量に変動はない)
	給電ケーブルの敷設・設置	有 (電源車の移動先変更、接続先の変更に伴い、敷設するケーブルの長さが変わるため、作業量の変動する)
	可搬式ファン及び 仮設ダクト等の設置	無 (設置位置が変更となるがダクト長が変わらないため、作業量の変動がない)
電源車 (緊急時対策所用)	電源車の移動	無 (移動先は変更となるが、移動距離に大きな差はないため、作業量に変動はない)
	燃料補給	無 (設置位置が変更となるが補給ホース長が変わらないため、作業量の変動はない)

表1 各手順に対する作業量とタイムチャートへの影響

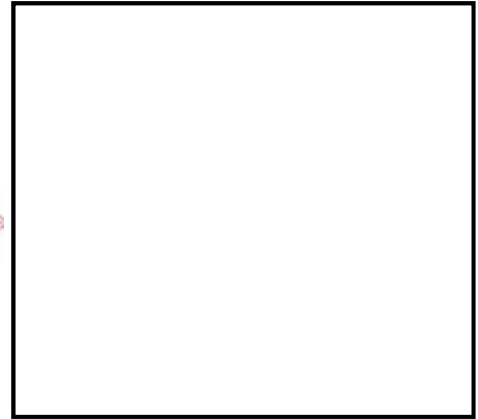
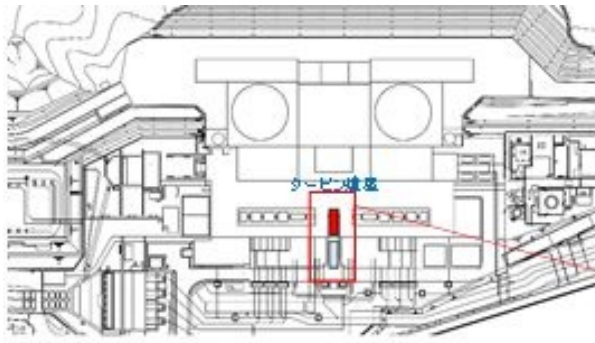
<p>変更前</p>		 <p>3号炉及び4号炉 タービン建屋</p>
<p>変更後</p>		 <p>燃料取扱建屋（3号炉の例※）</p> <p>※電源車(通信連絡設備用)は3号炉と4号炉のいずれかの電源接続盤に接続する運用となっている</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。</p> </div>
<p>理由</p>	<p>・既認可保安規定の炉規則第83条第一号口(3)の要求である「(2)に掲げるもののほか、火山影響等発生時に交流動力電源が喪失した場合における炉心の著しい損傷を防止するための対策に関すること。」に対する対策のうち、「電源車(通信連絡設備用)による給電準備」手順において、上流文書にて火山灰が影響を与える評価対象施設として評価し、火山灰降灰層厚増加を考慮し、より頑健な建屋である燃料取扱建屋に電源車(通信連絡設備用)の配置場所を変更する。</p>	

高浜発電所 火山影響等発生時における配置図、タイムチャートの比較

変更前		経過時間(分)																	備考
		0	10	20	30	40	50	60	70	80	90	100	110	120	130	140	150	160	
電源車及び電源車(通信連絡設備用)による給電開始		通信連絡設備への給電完了																	
手順の項目	要員(名) (作業に必要な要員数)	蒸気発生機用低圧中圧ポンプ(電動)による 蒸気発生機への注水可能																	
電源車の給電開始	4	電源車起動																	
電源車(通信連絡設備用)の給電開始	3	不要負荷切り離し、受電操作																	
備考	可搬式排気ポンプ(電動)等の設置作業は、電源車起動まで完了する旨を要員間で確認する。 蒸気発生機用低圧中圧ポンプ(電動)による蒸気発生機への注水開始の注水開始と同時に、他の要員の手順である。																		
変更後		経過時間(分)																	備考
変更後		0	10	20	30	40	50	60	70	80	90	100	110	120	130	140	150	160	
		電源車(仮設中圧ポンプ)および電源車(通信連絡設備用)による給電開始		通信連絡設備への給電完了															
手順の項目	要員(名) (作業に必要な要員数)	蒸気発生機用低圧中圧ポンプ(電動)による 蒸気発生機への注水可能																	
電源車(仮設中圧ポンプ)の給電開始	2	電源車(仮設中圧ポンプ)起動																	
電源車(通信連絡設備用)の給電開始	1	電源車(通信連絡設備用)起動																	
備考	可搬式排気ポンプ(電動)等の設置作業は、電源車起動まで完了する旨を要員間で確認する。 蒸気発生機用低圧中圧ポンプ(電動)による蒸気発生機への注水開始の注水開始と同時に、他の要員の手順である。 不要負荷切り離し、受電操作																		
理由	<p>・既認可保安規定の炉規則第83条第一号ロ(3)の要求である「(2)に掲げるもののほか、火山影響等発生時に交流動力電源が喪失した場合における炉心の著しい損傷を防止するための対策に関すること。」に対する対策のうち、「電源車(仮設中圧ポンプ)による給電開始」手順および「電源車(通信連絡設備用)による給電開始」手順については、電源車(通信連絡設備用)の配置場所変更を踏まえ、ケーブル敷設・接続および可搬式排気ファンおよび仮設ダクトの設置作業手順を見直したことにより、変更後のとおり変更する。</p>																		

高浜発電所 火山影響等発生時における配置図、タイムチャートの比較

変更前



3号炉及び4号炉 タービン建屋

変更後



3号炉燃料取扱建屋(管理区域電源車配置図)

4号炉燃料取扱建屋(管理区域電源車配置図)



枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。

理由

・既認可保安規定の炉規則第83条第一号口(3)の要求である「(2)に掲げるもののほか、火山影響等発生時に交流動力電源が喪失した場合における炉心の著しい損傷を防止するための対策に関すること。」に対する対策のうち、「電源車(緊急時対策所用)の建屋近傍への移動」手順において、上流文書にて火山灰が影響を与える評価対象施設として評価し、火山灰降灰層厚増加を考慮し、より頑健な建屋である燃料取扱建屋に電源車(通信連絡設備用)の配置場所を変更することに伴い、電源車(緊急時対策所用)の配置場所を燃料取扱建屋近傍に変更する。

高浜発電所 火山影響等発生時における配置図、タイムチャートの比較

		経過時間(分)											備考
		0	10	20	30	40	50	60	70	80	90		
変更前	手順の項目	噴火発生 降灰予報(多量)発令、発電所対策本部長による作業開始指示 発電所敷地へ降灰到達 準備完了											
	電源車の移動	緊急安全対策要員 2 電源車(蒸気発生警報給用仮設中圧ポンプ(電動)への給電用)の移動 電源車(蒸気発生器補給用仮設中圧ポンプ(電動)への給電用)の燃料源電源車の移動 電源車(通信連絡設備への給電用(3,4号分則)の燃料源電源車の移動)											
変更後	手順の項目	噴火発生 降灰予報(多量)発令、発電所対策本部長による作業開始指示 準備完了											
	電源車(緊急時対策所用)の移動	緊急安全対策要員 2 電源車(緊急時対策所用)の移動											
理由	電源車の移動	噴火発生 降灰予報(多量)発令、発電所対策本部長による作業開始指示 噴火発生 降灰予報(多量)発令、発電所対策本部長による作業開始指示											
	電源車の移動	緊急安全対策要員 4 電源車(仮設中圧ポンプ)の移動 電源車(可搬式代替低圧注水ポンプ)の移動 燃料取搬車の増設 電源車(緊急時対策所用)の移動											

・既認可保安規定の炉規則第83条第一号口(3)の要求である「(2)に掲げるもののほか、火山影響等発生時に交流動力電源が喪失した場合における炉心の著しい損傷を防止するための対策に関すること。」に対する対策のうち、「電源車(可搬式代替低圧注水ポンプ用) 電源車(緊急時対策所用)の建屋近傍への移動」手順において、上流文書にて火山灰が影響を与える評価対象施設として評価し、火山灰降灰層厚増加を考慮し、より頑健な建屋である燃料取搬建屋に電源車(通信連絡設備用)の配置場所を変更することに伴い、電源車(緊急時対策所用)の配置場所を燃料取搬建屋近傍に変更するが、各作業時間の変更なく実施できている。

作業の成立性について

【ディーゼル発電機への改良型フィルタ取付】

1. 本申請に伴う変更有無
 発電所敷地へ降灰到達前に実施する手順であることから、火山灰層厚が 10 cmから 27 cmに変更になっても降灰到達時間の変更はなく、手順としては変更ない。

2. 作業概要

火山影響等発生時においてディーゼル発電機の機能を維持するための対策として、**フィルタの取替・清掃が容易な改良型フィルタ（アタッチメント含む）の取付および既設フィルタの取外を2人1組で行う。**

3. 必要要員数及び作業時間

変更前			変更後		
想定【分】	実績【分】	人数【人/ユニット】	想定【分】	実績【分】	人数【人/ユニット】
50	37	8	50	37	8
移動 20	移動 14		移動 20	移動 14	
作業 30	作業 23		作業 30	作業 23	

手順の項目	要員(名)(1ユニットあたり) (作業に必要な要員数)	経過時間(分)										備考
		0	10	20	30	40	50	60	70	80		
		噴火発生 降灰予報(多量)発令、発電所対策本部長による作業開始指示 発電所敷地へ降灰到達準備完了										
改良型フィルタ取付	緊急安全対策要員 8			移動 20分			改良型フィルタ取付 既設フィルタ取外 30分					

4. 作業の成立性

アクセス性	ヘッドライト・懐中電灯等を携行していることから、アクセス可能である。
作業環境	ディーゼル発電機改良型フィルタの設置エリア周辺には、作業を行う上で支障となる設備はなく、また、作業員はヘッドライト・懐中電灯等を携行していることから、作業は実施可能である。なお、高所作業となるため、安全帯を使用する。
作業性	既設のディーゼル発電機吸気消音器に改良型フィルタを取付する作業で、工具が不要であり、容易に実施可能である。
連絡手段	火山影響等発生時においても、運転指令設備等にて通話可能である。



【ディーゼル発電機改良型フィルタの取替・清掃】

1. 本申請に伴う変更有無

降灰開始後、改良型フィルタの取替・清掃を実施するものであり、火山灰層厚が 10 cm から 27 cm に変更になると閉塞時間が短くなるため、フィルタの取替周期としては降灰開始後 120 分から 90 分に変更となるが、清掃・取替の手順内容は変わらないことから、手順として変更はない。

2. 作業概要

火山影響等発生時において外部電源喪失が発生し、ディーゼル発電機が起動した場合において、吸気フィルタの閉塞を防止するため、**フィルタの取替・清掃を 2 人 1 組で行う。**

3. 必要要員数及び作業時間（1 交換サイクル当たり）

変更前			変更後		
想定【分】	実績【分】	人数【人/ユニット】	想定【分】	実績【分】	人数【人/ユニット】
80	33	4	80	33	4
取替 20 清掃 60	取替 16 清掃 17		取替 20 清掃 60	取替 16 清掃 17	

手順の項目	要員(名)(1ユニットあたり) (作業に必要な要員数)	経過時間(時間)												備考		
		0	0.5	1	1.5	2	2.5	3	3.5	4	4.5	5	5.5		6	24
ディーゼル発電機改良型フィルタの取替・清掃 ¹	緊急安全対策要員 4							取替	清掃 ²	取替	清掃 ²	取替	清掃 ²			27 分は清掃は 4 人中 2 人が次回取替えまでの間に実施する
																20 分 60 分

4. 作業の成立性

アクセス性	ヘッドライト・懐中電灯等を携行していることから、アクセス可能である。
作業環境	フィルタの取替を行うディーゼル発電機改良型フィルタの設置エリア周辺には、作業を行う上で支障となる設備はなく、また、作業員はヘッドライト・懐中電灯等を携行していることから、作業は実施可能である。
作業性	フィルタの取替は工具が不要であり、容易に実施可能である。また、フィルタの清掃は火山灰除けのためのテント内で、振動を加え、付着している灰を落とす。なお、高所作業となるため、安全帯を使用する。
連絡手段	火山影響等発生時においても、運転指令設備等にて通話可能である。



【電源車（仮設中圧ポンプ用）による給電準備】

1. 本申請に伴う変更有無

電源車の移動、電源ケーブルの敷設・接続、可搬式排気ファン及び仮設ダクト等の設置を実施するものであり、火山灰層厚が 10 cm から 27 cm に変更になっても、電源車の移動、電源ケーブルの敷設・接続、可搬式排気ファン及び仮設ダクト等の設置内容に変更はなく、手順として変更はない。

2. 作業概要

火山影響等発生時において、蒸気発生器補給用仮設中圧ポンプ（電動）に給電するために必要な設備の電源対策として、電源車（仮設中圧ポンプ用）の移動および電源ケーブルの敷設・接続、可搬式排気ファンおよび仮設ダクトの敷設・接続並びに可搬式ダストサンプラ等の設置を行う。

3. 必要要員数および作業時間

変更前			変更後		
想定【分】	実績【分】	人数【人/エツト】	想定【分】	実績【分】	人数【人/エツト】
80	55	4	80	55	4

なお、可搬式排気ファンの設置、仮設ダクトの敷設・接続並びに可搬式ダストサンプラ等の設置については、緊急安全対策要員 6 名（現場）が作業時間 40 分以内で行う。

手順の項目	要員（名） （作業に必要な要員数）	経過時間（分）																		備考
		0	10	20	30	40	50	60	70	80	90	100	110	120	130	140	150	160	170	
電源車（仮設中圧ポンプ用）及び電源車（通信連絡設備用）による給電準備		噴火発生 降灰予報（多量）発生、発電所対策本部長による作業開始指示 発電所敷地への降灰到達 準備完了																		
電源車の移動	緊急安全対策要員 （3、4号砂防計）	燃料貯蔵庫裏の準備用（室内） 電源車（緊急給電用）の移動 （室内） 電源車（仮設中圧ポンプ用） 電源車（可搬式排気ファン用）及び 電源車（通信連絡設備用）の移動（室内）																		可搬式排気ファン及び仮設ダクト等の設置作業は、電源車移動後にて、緊急安全対策要員6名が40分以内を実施する。
電源車ケーブルの敷設・接続	緊急安全対策要員 （3、4号砂防計）	電源ケーブルの敷設・接続（屋外） 電源ケーブルの敷設・接続（屋内）																		
電源車（通信連絡設備用）電源ケーブルの敷設・接続	緊急安全対策要員 （3、4号砂防計）	作業着手から 電源ケーブルの敷設・接続（屋外）																		

4. 作業の成立性

アクセス性	ヘッドライト・懐中電灯等を携行していることから、アクセス可能である。
作業環境	電源車（仮設中圧ポンプ用）の保管場所周辺および燃料取扱建屋には、作業を行う上で支障となる設備はなく、作業員はヘッドライト・懐中電灯等を携行していることから、作業は実施可能である。
作業性	電源車（仮設中圧ポンプ用）の固縛解除、移動および電源ケーブルの敷設・接続は容易に実施可能である。また、可搬式排気ファン、仮設ダクトおよび可搬式ダストサンプラ等は可搬式であり、容易に移動・設置が可能である。
連絡手段	火山影響等発生時においても、運転指令設備等にて通話可能である。



【蒸気発生器補給用仮設中圧ポンプ（電動）による蒸気発生器への注水準備】

1. 本申請に伴う変更有無

蒸気発生器補給用仮設中圧ポンプ（電動）の補助給水系統への接続及び系統構成を実施するものであり、火山灰層厚が 10 cm から 27 cm に変更になっても、弁操作やホース接続内容に変わりはなく、手順として変更はない。

2. 作業概要

火山影響等発生時において、蒸気発生器補給用仮設中圧ポンプ（電動）から蒸気発生器への注水のための系統構成、注水準備を行う。

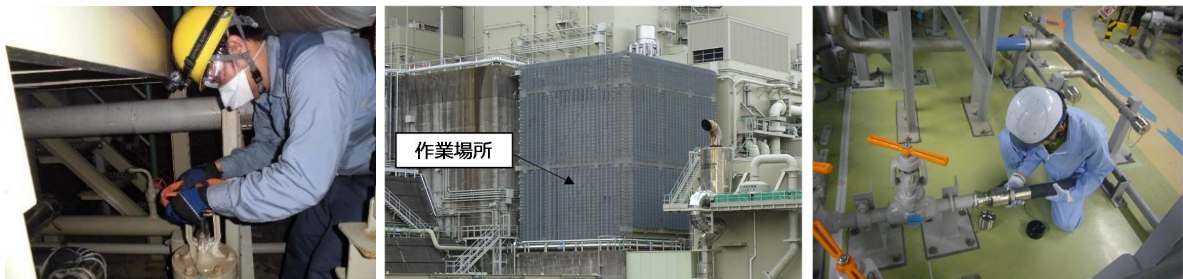
3. 必要要員数及び作業時間

変更前			変更後		
想定【分】	実績【分】	人数【人/エツト】	想定【分】	実績【分】	人数【人/エツト】
60	46	5	60	46	5

蒸気発生器補給用仮設中圧ポンプ(電動)を用いた炉心冷却準備		経過時間(分)																									
手順の項目	要員(名)(3,4号炉合計) (作業に必要な要員数)	0	10	20	30	40	50	60	70	80	90	蒸気発生器補給用仮設中圧ポンプ (電動)による蒸気発生器への注水可能															
蒸気発生器補給用仮設中圧ポンプ(電動)による蒸気発生器への注水	4	移動																									
		20分																									
	1	移動																									
		20分																									

4. 作業の成立性

アクセス性	ヘッドライト・懐中電灯等を携行していることから、アクセス可能である。
作業環境	蒸気発生器補給用仮設中圧ポンプ（電動）の設置場所周辺には、作業を行う上で支障となる設備はなく、作業員はヘッドライト・懐中電灯等を携行していることから、作業は実施可能である。
作業性	蒸気発生器補給用仮設中圧ポンプ（電動）から蒸気発生器への注水のための系統構成は、弁操作やホース接続（フランジ接続又はカプラ式）であり、容易に実施可能である。
連絡手段	火山影響等発生時においても、運転指令設備等にて通話可能である。



アクセス性	ヘッドライト・懐中電灯等を携行していることから、アクセス可能である。
作業環境	電源車(通信連絡設備用)の保管場所周辺には、作業を行う上で支障となる設備はなく、また、作業員はヘッドライト・懐中電灯等を携行していることから、作業は実施可能である。
作業性	電源車(通信連絡設備用)の固縛解除、移動および電源ケーブルの敷設・接続は容易に実施可能である。また、可搬式排気ファン、仮設ダクトおよび可搬式ダストサンプラ等は可搬式であり、容易に移動・設置が可能である。
連絡手段	火山影響等発生時においても、運転指令設備等にて通話可能である。



【電源車（可搬式代替低圧注水ポンプ用）、電源車（緊急時対策所用）の建屋近傍への移動】

1. 本申請に伴う変更

電源車（蒸気発生器補給用仮設中圧ポンプ用）および電源車（通信連絡設備用）へ燃料補給するための燃料源電源車を燃料取建屋付近に移動、補給を実施するもので、移動に関しては、降灰前に実施するものであるが、以下の手順が変更になった。

火山灰層厚が 10 cm から 27 cm への変更に伴って、燃料源電源車の移動場所がタービン建屋からより頑強な燃料取扱建屋近傍へ変更になった。なお、燃料取扱建屋近傍の屋外における補給操作については、火山灰層厚が 10 cm から 27 cm に変更になっても、補給操作内容は変わらないため、手順として変更はない。

2. 作業概要

火山影響等発生時において、燃料補給における降灰の影響を低減させるため、燃料源として電源車（可搬式代替低圧注水ポンプ用）1 台 / ユニットの燃料取扱建屋近傍に、電源車（緊急時対策所用）1 台 / 2 ユニットの燃料取扱建屋近傍へ移動させる。

3. 必要要員数および作業時間

変更前			変更後		
想定【分】	実績【分】	人数【人/2ユニット】	想定【分】	実績【分】	人数【人/2ユニット】
移動 30	移動 21 ：給電用 電源車の移動 時間を含む	4 (3,4号炉合計)	移動 50	移動 32 ：給電用 電源車の移動 時間を含む	4 (3,4号炉合計)

電源車の移動		経過時間(分)								備考	
手順の項目	要員(名)(3,4号炉合計) (作業に必要な要員数)	0	10	20	30	40	50	60	70		80
											噴火発生 降電所敷地へ降灰到達 準備完了
											降灰予報(多量)発令、発電所対策本部長による作業開始指示
電源車の移動	緊急安全対策要員 4										電源車(仮設中圧ポンプ用)の移動
											電源車(可搬式代替低圧注水ポンプ用)の移動
											電源車(通信連絡設備用)の移動
											燃料取扱建屋の扉開放 電源車(緊急時対策所用)の移動

4. 作業の成立性

アクセス性	ヘッドライト・懐中電灯等を携行していることから、アクセス可能である。
作業環境	電源車（可搬式代替低圧注水ポンプ用）、電源車（緊急時対策所用）の保管場所周辺、燃料取扱建屋近傍には、作業を行う上で支障となる設備はなく、作業員はヘッドライト・懐中電灯等を携行していることから、作業は実施可能である。
作業性	電源車の固縛解除、電源車の移動は容易に実施可能である。
連絡手段	火山影響等発生時においても、運転指令設備等にて通話可能である。



【電源車（可搬式代替低圧注水ポンプ用）、電源車（緊急時対策所用）を用いた電源車及び電源車（通信連絡設備用）への燃料補給】

1. 本申請に伴う変更有無

電源車（蒸気発生器補給用仮設中圧ポンプ用）および電源車（通信連絡設備用）へ燃料補給するための燃料源電源車を燃料取建屋付近に移動、補給を実施するもので、移動に関しては、降灰前に実施するものであるが、以下の手順が変更になった。

火山灰層厚が 10 cm から 27 cm への変更に伴って、燃料源電源車の移動場所がターピン建屋からより頑強な燃料取扱建屋近傍へ変更になった。なお、燃料取扱建屋近傍の屋外における補給操作については、火山灰層厚が 10 cm から 27 cm に変更になっても、補給操作内容は変わらないため、手順として変更はない。

2. 作業概要

火山影響等発生時において、電源車（可搬式代替低圧注水ポンプ用）及び電源車（通信連絡設備用）の燃料を確保するための対策として、燃料源として、それぞれ電源車（可搬式代替低圧注水ポンプ用）及び電源車（緊急時対策所用）から燃料を抜き取り給油する。

3. 必要要員数及び作業時間

変更前			変更後		
想定【分】	実績【分】	人数【人/ユニット】	想定【分】	実績【分】	人数【人/ユニット】
補給 30	補給 21	2	補給 30	補給 21	2

手順の項目	要員(名) (作業に必要な要員数)	経過時間(分)										備考		
		0	10	20	30	40	50	60	70	80	90			
電源車(緊急時対策所用)からの燃料補給	緊急安全対策要員 2				30分									
					燃料補給									

4. 作業の成立性

アクセス性	ヘッドライト・懐中電灯等を携行していることから、アクセス可能である。
作業環境	燃料取扱建屋には、作業を行う上で支障となる設備はなく、作業員はヘッドライト・懐中電灯等を携行していることから、作業は実施可能である。
作業性	電源車（可搬式代替低圧注水ポンプ用）、電源車（緊急時対策所用）から燃料を抜き取り給油する作業に特殊な操作はないことから、容易に作業でき、屋外作業時には、ヘッドライト・懐中電灯等携行し、作業性を確保する。また、燃料源とする電源車給油口から給電用の電源車給油口までの距離約 1.2 m に対し、電動ポンプの給油ホース長は約 1.5 m あるため問題ない。なお、燃料源とする電源車は建屋近傍へ配置するが、火山灰混入防止対策を行うことで、降灰環境下でも作業可能である。
連絡手段	火山影響等発生時においても、運転指令設備等にて通話可能である。



高濃度の降下火砕物環境下における作業時の対応について

1 概要

火山影響等発生時に屋外にて行う作業は、高濃度の降下火砕物環境下で実施するが、作業時に装着する防護具、視認性向上のための対応について取りまとめる。

2 火山影響等発生時に屋外において実施する作業項目

火山影響等発生時に屋外にて行う主な作業は以下のとおりであるが、いずれの作業も複雑な手順を要求されない作業であるため、広範囲の視界が必要となるものではない。

ディーゼル発電機の関連作業

- ・改良型フィルタのフィルタ取付¹、取替、清掃²

1 改良型フィルタ取付は降下火砕物が発電所敷地に到達する前までに完了することから、高濃度の降下火砕物環境下での作業とはならない。

2 フィルタ清掃は、火山灰除けのためのテント内で実施するため、高濃度の降下火砕物環境下での作業とはならない。

蒸気発生器補給用仮設中圧ポンプ（電動）関連作業

- ・蒸気発生器 2 次側へ給水するための給電用の電源車の移動³及び系統構成⁴

3 蒸気発生器補給用仮設中圧ポンプ（電動）に用いる電源車の移動は降下火砕物が発電所敷地に到達する前までに完了することから、高濃度の降下火砕物環境下での作業とはならない。

4 蒸気発生器補給用仮設中圧ポンプ（電動）に係る屋外の系統構成は、竜巻対策として設置された防護設備内において、火山灰除けのための資機材を用いて降下火砕物の影響を受けないうよう実施する。

通信連絡設備関連作業

- ・通信連絡設備への給電用の電源車（通信連絡設備用）の移動⁵

5 通信連絡設備に用いる電源車（通信連絡設備用）の移動は降下火砕物が発電所敷地に到達する前までに完了することから、高濃度の降下火砕物環境下での作業とはならない。

燃料補給作業

- ・電源車及び電源車（通信連絡設備用）の燃料を確保するための対策として、燃料源として、それぞれ電源車（可搬式代替低圧注水ポンプ用）及び電源車から燃料を抜き取り給油する。

図 1 に高濃度の降下火砕物環境下における屋外作業場所を示す。

3 高濃度の降下火砕物環境下での作業時に着用する防護具

高濃度の降下火砕物環境下での作業時は、作業着を着用の上、ヘルメット、ゴーグル、マスク、

手袋を着用する。また、作業性向上の観点で、昼夜を問わずヘッドライトを着用する。さらに、降灰の状況により必要に応じて雨合羽を着用する。

図 2 に高濃度の降下火砕物環境下での作業時に着用する防護具の状況を示す。

降下火砕物の終端速度は 2.8m/s (1.414mm) であり、一般的な雨 (2~10m/s) と同等である。

4 高濃度の降下火砕物環境下での視認性向上のための対応

高濃度の降下火砕物環境下においては視界が悪くなることから、資機材等の運搬、人の移動時の衝突等を避けるため以下の対応を行う。

- ・屋外で作業を行う者の視認性向上を図るため、ヘッドライトを着用する。
- ・屋外作業エリアの明示を図るため、チューブライト及び可搬照明を配備する。

図 3 に高濃度の降下火砕物環境下における視認性向上のために使用する資機材の例を示す。

5 気中降下火砕物濃度を越える降下火砕物濃度環境下での対応

気中降下火砕物濃度を越える降下火砕物濃度環境下であったとしても、屋外にて行ういずれの作業も複雑な手順を要求されない作業であり、また、広範囲の視界が必要となるものではない。したがって、ヘッドライトの着用や屋外作業エリアの明示による対応で視認性に問題はない。マスクについては適宜交換することで十分対応可能である。

6 まとめ

火山影響等発生時に屋外において実施する作業にあたっては、作業員防護の観点からヘルメット、ゴーグル、マスク、手袋等の防護具を適切に着用するとともに、視界が悪くなることを考慮して、ヘッドライトを着用する。

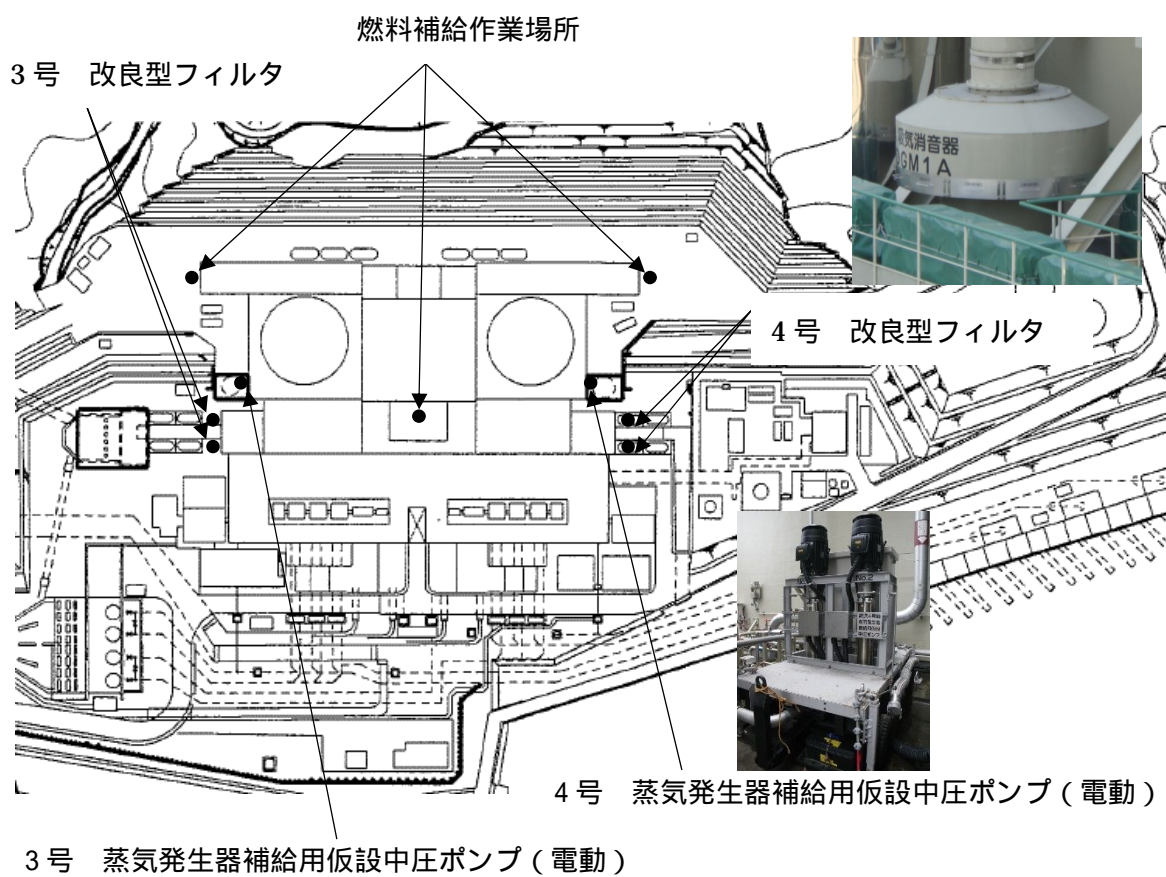


図1 高濃度の降下火砕物環境下での主な屋外作業場所



図2 高濃度の降下火砕物環境下における作業時の防護具着用状況



ヘッドライト



チューブライト



可搬照明

図3 高濃度の降下火砕物環境下における視認性向上のための資機材（例）

降灰状況における視界について

1 概要

高濃度の降下火砕物環境下では、視界が悪化し各種の作業に影響が生じる可能性があるため、参考としてどの程度の視界となるか確認を行った。

2 確認方法

降下火砕物による視認性への影響を確認するため、図1に示す装置を用いて、カメラの前に火山灰付着シートを挿入し目標物の撮影を行う。

火山灰付着シートは火山灰を粘着シートにふるいで一様に分散させて作成する。

火山灰付着シートへの火山灰付着量 (g/m^2) は、気中降下火砕物濃度を包絡する濃度 $4(\text{g}/\text{m}^3)$ と視認距離 (m) の積により決定し、火山灰付着量を変化させて写真を撮影する。

なお、降下火砕物環境下では照度も低下するため、ヘッドライトを照らしながら実施する。

3 確認結果

確認結果を図2に示す。

今回実施した確認においては、少なくとも視認距離 6m 程度までは目標物の輪郭が明確に視認できる結果となった。また、視認距離 10m でも目標物自体の視認性に問題はなく、気中降下火砕物濃度を越える気中降下火砕物濃度であったとしても、屋外作業が必要な範囲で目標物の視認が可能である。

4 火山灰付着シートの設置位置及び枚数による影響について

今回の確認においては、視点と目標物の間の空間に存在する降下火砕物を平面上に落とし込んで火山灰付着量を決定しているため、視認距離 6m (火山灰付着量 $24\text{g}/\text{m}^2$) において火山灰付着シートの設置位置及び枚数を変化させ影響確認を行った。確認結果を図3に示す。見え方に差異はあるものの、いずれも目標物の視認は可能である。

5 結論

降下火砕物環境下では、視認距離は 6m 程度確保でき、目標物も視認できることから、降下火砕物環境下においてヘッドライトを着用することで作業が可能である。

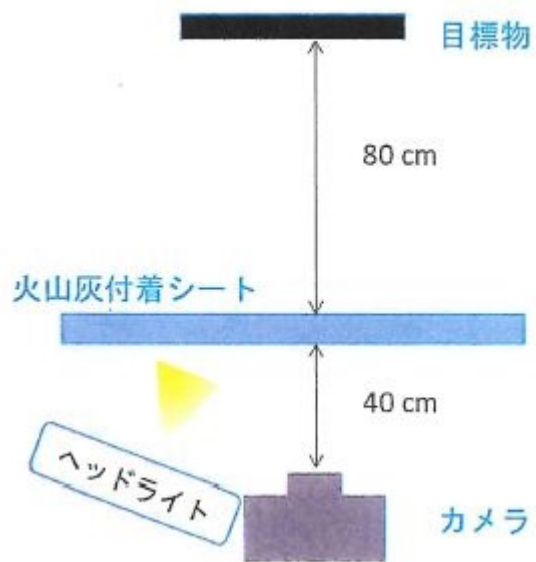


図1 装置概要










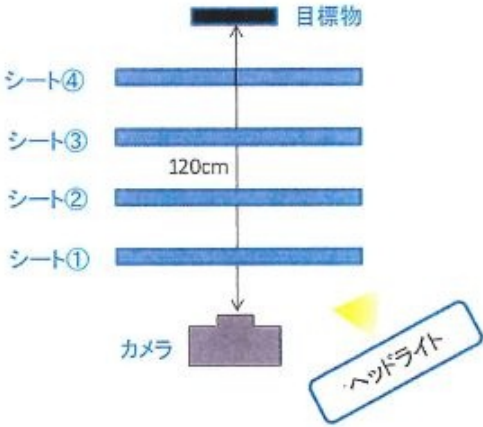



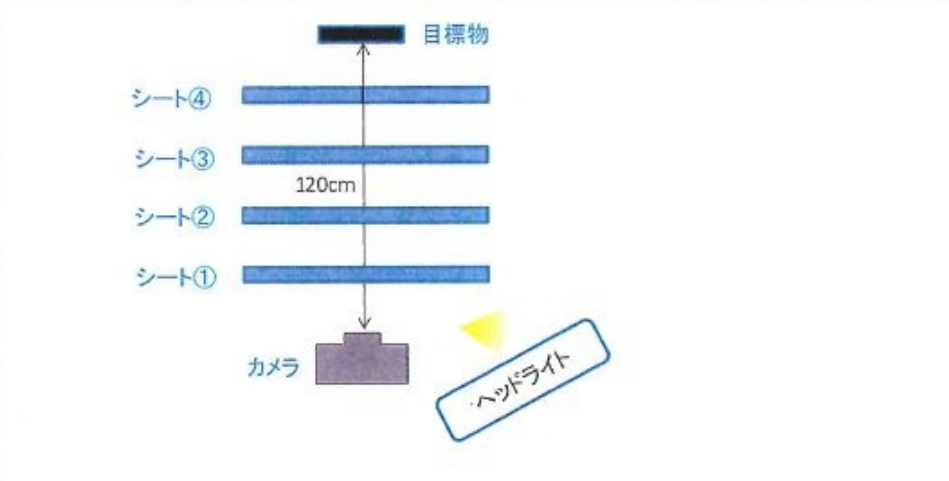
視認距離(m)	0	1
火山灰付着量(g/m ²)	0	4.0
写真		
視認距離(m)	2	4
火山灰付着量(g/m ²)	8.0	16.0
写真		
視認距離(m)	6	10
火山灰付着量(g/m ²)	24.0	40.0
写真		
視認距離(m)	14	16
火山灰付着量(g/m ²)	56.0	64.0
写真		

図2 確認結果

		基本ケース	位置変更①	位置変更②	枚数分割①	枚数分割②
視認距離		6m (24g/m ²)				
シート①	火山灰付着量	24g/m ²	24g/m ²	24g/m ²	12g/m ²	6g/m ²
	設置位置※	40cm	20cm	100cm	40cm	24cm
シート②	火山灰付着量	-	-	-	12g/m ²	6g/m ²
	設置位置※				80cm	48cm
シート③	火山灰付着量	-	-	-	-	6g/m ²
	設置位置※					72cm
シート④	火山灰付着量	-	-	-	-	6g/m ²
	設置位置※					96cm
写真						
確認状況		 <p>目 標 物</p> <p>シート④</p> <p>シート③</p> <p>120cm</p> <p>シート②</p> <p>シート①</p> <p>カメラ</p> <p>ヘッドライト</p>				

※ カメラからの距離

図3 火山灰付着シートの設置位置及び枚数による影響確認結果

高浜3・4号機 降下火砕物対応における電源車の整理

FHB:燃料取扱建屋

工認名称	SA 利用目的	識別番号	DNP 使用 ¹ (通信連絡設備を 3uFHB で運用する場合)	DNP 使用 ¹ (通信連絡設備を 4uFHB で運用する場合)
電源車	設計基準事故対応設備の電源が喪失(全交流動力電源喪失)した場合に、重大事故等の対応として、空冷式非常用発電装置を使用する。最低限必要な設備に電力を供給する可搬型代替電源設備として電源車を使用する。	3A	4u 仮設中圧ポンプ用	4u 仮設中圧ポンプ用 or 通信連絡設備用 (4uFHB で使用する場合) ²
		3B	-	-
		4A	3u 仮設中圧ポンプ用 & 通信連絡設備用	3u 仮設中圧ポンプ用
		4B	通信連絡設備用 (3uFHB で使用する場合) ²	4u 仮設中圧ポンプ用 or 通信連絡設備用 (4uFHB で使用する場合) ²
		予備機 (T1234u で1台)	-	-
		3A	燃料補給源 (4u 仮設中圧ポンプ用)	燃料補給源 (4u 仮設中圧ポンプ用)
電源車(可搬式代替低圧注水ポンプ用)	炉心注水機能が喪失した場合等を想定した可搬型重大事故防止設備(代替炉心注水)として、可搬式代替低圧注水ポンプを配備し原子炉へ注水できる設計としている。 可搬式代替低圧注水ポンプは駆動源として電源車(可搬式代替低圧注水ポンプ用)を使用する。	3B	-	-
		4A	燃料補給源 (3u 仮設中圧ポンプ用)	燃料補給源 (3u 仮設中圧ポンプ用)
		4B	-	-
		予備機 (T1234u で1台)	-	-
電源車(緊急時対策所用) (1・2・3・4号機共用)	緊急時対策所は、代替電源設備からの給電を可能としており、全交流動力電源が喪失した場合、代替電源設備としての電源車(緊急時対策所用)を使用する。	A	燃料補給源 (通信連絡設備用)	燃料補給源 (通信連絡設備用)
		B	-	-
		予備機 (T1234u で1台)	-	-

1. 使用する想定である電源車を記載。被災状況によって、使用する電源車が違いう場合有り。(緊急時対策所用の電源車を除き、燃料消費量・発電容量・燃料保有量の仕様は全て同じ)

2. 電源車は同仕様であるため、どちらの電源車を使用しても問題ない。従ってFHBへ搬入後の配置状況によって、使用する電源車を決める。

5. 海水ポンプおよび海水ストレーナに対する気中降下火砕物濃度の影響について

既認可保安規定（平成 30 年 12 月 17 日付け、原規規発第 1812176 号）の補足説明資料からの層厚変更に伴う変更箇所を下線で示す。

1. 概要

海水ポンプおよび海水ストレーナに対する降下火砕物の影響として、新規制基準適合性審査時において荷重、閉塞、腐食、磨耗による影響評価を実施しているが、DNP 噴出規模見直しを踏まえた気中降下火砕物濃度を考慮した影響評価を実施する。

2. 気中降下火砕物濃度に対して評価が必要な影響因子

海水ポンプおよび海水ストレーナに対する降下火砕物による影響因子（荷重、閉塞、腐食、磨耗）について、新規制基準適合性審査時の評価結果を踏まえ、気中降下火砕物濃度を考慮した評価を行う。

（1）海水ポンプ

荷重

【DNP 設工認における評価】

設置許可において設定した層厚「27cm」に積雪および風を考慮して荷重評価を行い、問題ないことを評価している。

【気中降下火砕物濃度を考慮した評価】

想定する降下火砕物の層厚「27cm」は変わらないことから、荷重に対する評価に影響はない。

閉塞

【新規制基準適合性審査時における評価】

設置許可において設定した降下火砕物の粒径「1mm 以下」に対し、流水部、軸受の間隙（異物逃がし溝）が降下火砕物の粒径より大きいこと、および電動機が全閉型であることから、閉塞するおそれはないと評価している。

【気中降下火砕物濃度を考慮した評価】

想定する降下火砕物の粒径「1mm 以下」は変わらないことから、閉塞に対する評価に影響はない。

なお、気中降下火砕物濃度を考慮すると、短時間で降下火砕物が海面に降ることにより、海水中の降下火砕物濃度が上昇する可能性が懸念されるが、以下の理由により閉塞に対する評価に影響はない。

- ・ 降下火砕物は、粒径分布に関わらず、海水との密度差により海水面に浮くか又は短時間で海底に沈むため、海水中の降下火砕物濃度が極めて高くなることは考えにくい。
- ・ 海水中の降下火砕物の性質（沈むものの割合、沈降速度等）は粒径により変化するものと考えられるが、想定する層厚「27cm」に対して海水ポンプ室底面は十分な深さ（6.45m）があり、仮に降下火砕物が海水中に均一に分散したとしても、濃度は7wt%程度である。（表 - 1 参照）
- ・ 層厚増加に伴い濃度が4wt%程度から7wt%程度に増加するが、図 - 1 で示す火山灰の容積濃度とせん断抵抗の関係図では、火山灰濃度が7wt%程度の領域で、せん断応力の著しい増加はないことから、火山灰層厚の増加に伴う海水の著しい粘性増加は起こらない。したがって、火山灰層厚の増加が海水ポンプの運転に影響を及ぼすことはない。
- ・ 海水ポンプ室へ入る降下火砕物は、取水口から海水取水トンネルを通過して海水ポンプ室へ流入するものが想定されるが、海水取水トンネルの形状により、海水ポンプ室外の海面へ降った降下火砕物が海水ポンプ室へ多量流入する可能性は低い。（海水ポンプ室および海水取水トンネルの形状を図 2 に示す。）
- ・ 海水ポンプ吸い込み口は海水ポンプ室底面より1m以上高いレベルにある。したがって、降下火砕物が海水ポンプ室底面に堆積しても海水ポンプの取水に影響を及ぼすことはない。

表 - 1 層厚と海水中の濃度

プラント	見直し後の層厚	海水ポンプ底面の深さ	濃度	【参考】層厚見直し前の濃度
高浜3, 4号炉	27cm	6.45m	7wt%	4wt%

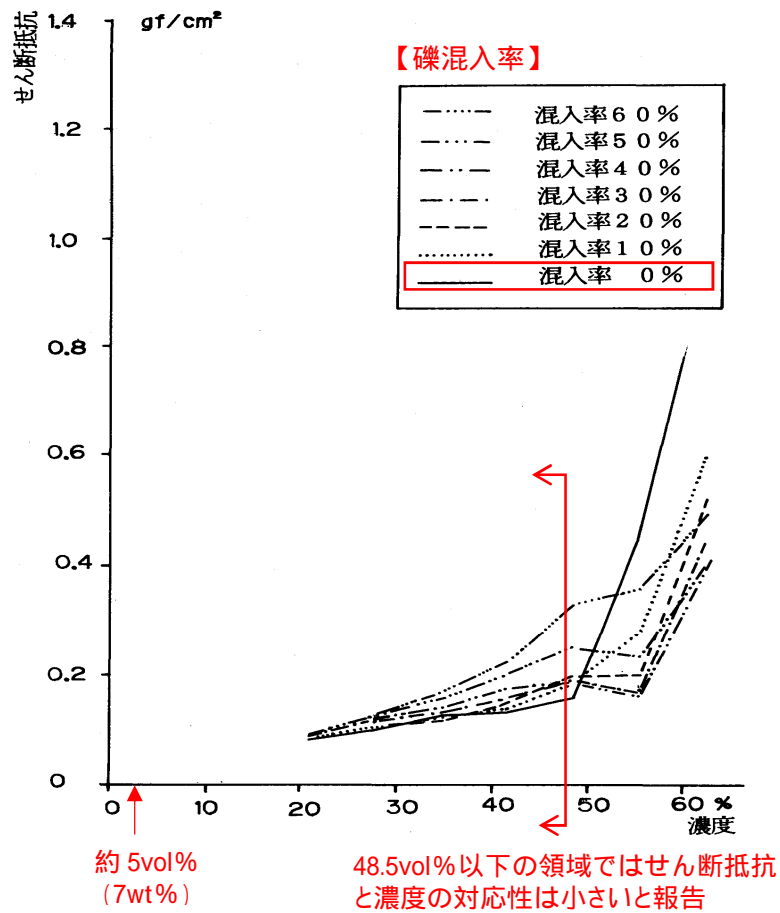


図 - 1 Taniguchi (1994) における礫混入火山灰泥流の濃度とせん断抵抗の関係

谷口 義信(1994)：桜島火山灰泥流のレオロジー特性、新砂防、Vol.47(195)、P28-P35

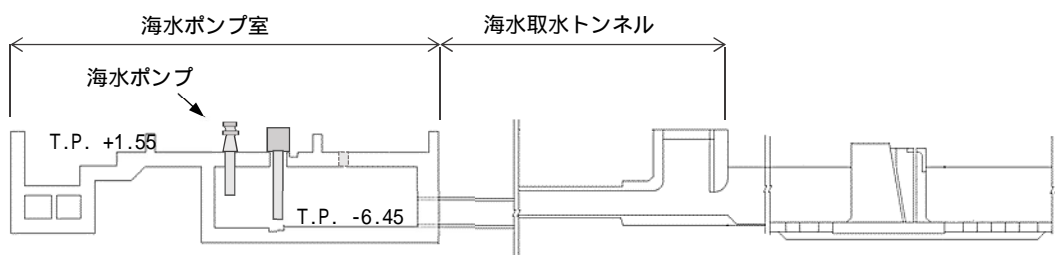


図 - 2 海水ポンプ室および海水取水トンネルの形状

腐食

【新規制基準適合性審査時における評価】

海水ポンプは防汚塗装を施しており、海水と金属が接することはない。海水ポンプモータは、全閉構造であることから、火山灰の侵入による影響はない。

【気中降下火砕物濃度を考慮した評価】

気中降下火砕物濃度を考慮しても、腐食に対する評価に影響はない。

磨耗

【新規制基準適合性審査時における評価】

海水ポンプモータが全閉構造であることから、磨耗への影響はないことを確認している。

【気中降下火砕物濃度を考慮した評価】

気中降下火砕物濃度を考慮しても、磨耗に対する評価に影響はない。

なお、気中降下火砕物濃度を考慮すると、短期間で降下火砕物が海面に降ることにより、海水中の降下火砕物濃度が上昇する可能性が懸念されるが、以下の理由により磨耗に対する評価に影響はない。

- ・海水ポンプは通常運転時においても磨耗を引き起こす要因となりうる砂を含む海水を通水しながら運転しており、特に台風等の強風時は海底の砂を多量に含んだ海水を通水しているが、海水ポンプの磨耗によるトラブルは発生していない。
- ・降下火砕物は海水との密度差により海水面に浮くか又は短時間で海底に沈むため、海水中の降下火砕物濃度が極めて高くなることは考えにくい。したがって、短期(24時間)でポンプの運転に支障をきたすような磨耗が発生することは考えにくい。

(2) 海水ストレーナ

閉塞

【新規制基準適合性審査時における評価】

設置許可において設定した降下火砕物の粒径「1mm以下」に対し、海水ストレーナメッシュが大きいことから、閉塞するおそれはないと評価している。また、下流設備である非常用ディーゼル機関の冷却器、空調用冷凍機、原子炉補機冷却水冷却器においても閉塞することはないと評価している。

【気中降下火砕物濃度を考慮した評価】

想定する降下火砕物の粒径「1mm以下」は変わらないことから、閉塞に対する評価に影響はない。

なお、気中降下火砕物濃度を考慮すると、短期間で降下火砕物が海面に降ることにより、海水中の降下火砕物濃度が上昇する可能性が懸念されるが、以下の理由により閉塞に対する評価に影響はない。

- ・ 降下火砕物は、粒径分布に関わらず、海水との密度差により海水面に浮くか又は短時間で海底に沈むため、海水中の降下火砕物濃度が極めて高くなることは考えにくい。
- ・ 海水中の降下火砕物の性質（沈むものの割合、沈降速度等）は粒径により変化するものと考えられるが、想定する層厚「27cm」に対して海水ポンプ室底面は十分な深さ（6.45m）があり、仮に降下火砕物が海水中に均一に分散したとしても、濃度は7wt%程度である。（表 - 1 参照）
- ・ 層厚増加に伴い濃度が4wt%程度から7wt%程度に増加するが、図 - 1 で示す火山灰の容積濃度とせん断抵抗の関係図では、火山灰濃度が7wt%程度の領域で、せん断応力の著しい増加はないことから、火山灰層厚の増加に伴う海水の著しい粘性増加は起こらない。したがって、火山灰層厚の増加が海水ポンプの運転に影響を及ぼすことはない。
- ・ 海水ポンプ室へ入る降下火砕物は、取水口から海水取水トンネルを通過して海水ポンプ室へ流入するものが想定されるが、海水取水トンネルの形状により、海水ポンプ室外の海面へ降った降下火砕物が海水ポンプ室へ多量流入する可能性は低い。（海水ポンプ室および海水取水トンネルの形状を図 2 に示す。）

腐食

【新規基準適合性審査時における評価】

海水ストレーナは外装塗装が施されていることから、直ちに腐食により機能を喪失することはない。

【気中降下火砕物濃度を考慮した評価】

気中降下火砕物濃度を考慮しても、腐食に対する評価に影響はない。

3. まとめ

海水ポンプおよび海水ストレーナに対する降下火砕物の影響は、荷重、閉塞、腐食、磨耗が想定されるが、各影響因子に対して気中降下火砕物濃度を考慮した影響評価を実施した結果、健全性に問題がないことを確認した。

以 上

6. 火山灰除けテントについて

既認可保安規定（平成 30 年 12 月 17 日付け、原規規発第 1812176 号）の補足説明資料からの層厚変更に伴う変更箇所を下線で示す。

（1）テント設営手順について

a. テント運搬について

テント保管場所は図 1 に示すとおりフィルタ清掃エリア近傍であり、重量は約 40 kg で容易に運搬可能である。

b. テント設営について

図 2 に示すとおり、組立てが容易な折畳み式であり、緊急安全対策要員 4 人が約 5 分以内に設営可能である。

なお、テント設営作業は降下火砕物が発電所敷地に到達する前に実施するため降灰による影響はない。

（2）火山灰荷重の考慮について

層厚見直し（27cm）に伴い火山灰荷重が増加することになるが、テント天井部は傾斜を設け、防汚処理としてフッ素系表面処理を行うことにより、火山灰がテント天井部に積もらないようにしていることから、火山灰荷重による影響はない。

また、テント内にはフィルタ清掃要員がプラント毎に 2 人いることから、万が一、テント天井部に火山灰の堆積が確認された場合においても、除灰することで火山灰荷重による影響がないようにする。

一方、火山灰は水蒸気の凝縮に伴い火山灰粒子が集結すること（火山豆石）が知られているが、火山豆石に関する文献によると、火山から 50km 以上離れると火山豆石の大きさは 2mm を下回るとされている。大山から高浜発電所までの距離は約 180km であるが、仮に 2mm の火山豆石が到達したとしても火山灰除けテントに衝突し、グラスファイバー製のテント（引張強度 約 360kgf / 幅 3cm）を貫通することは考えにくい。

早川 由紀夫(1983)：火山豆石として降下堆積した十和田火山八戸火山灰

（火山 第 2 集 第 28 巻（1983）第 1 号 33 頁）

火山豆石の保存状態が最もよい HP 1 上部の各露頭における火山豆石の最大粒径を Fig. 9 に示す。必ずしも火口に近いほど火山豆石の粒径が大きいとは限らず、火口から 20~30 km 離れた地点の粒径が大きい傾向が読みとれる。50 km 以上離れると、火山豆石の大きさは小さくなり、火山礫 (lapilli) の下限 2 mm を下回るようになる。

HP はよく成層しているが、傾斜 30° を超える急斜面上に堆積しながらその成層構造を全く乱さずに整然と堆

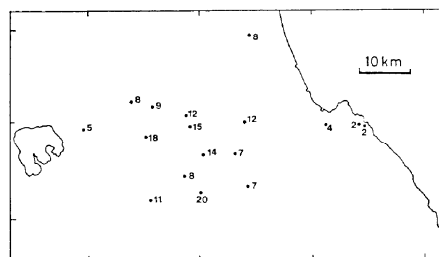


Fig. 9. Map showing the maximum diameter of accretionary lapilli in the upper part of HP1 ash unit. Values are in millimeters.

(3) 風の考慮について

図 2 のとおり、ロープおよびフックによる固定を併用することにより、風の影響を受けにくい設計とする。

(4) その他の考慮事項について

テントは耐火シートとする。また、出入口はファスナー式とし、降灰による影響を受けずに出入りが可能な設計とする。

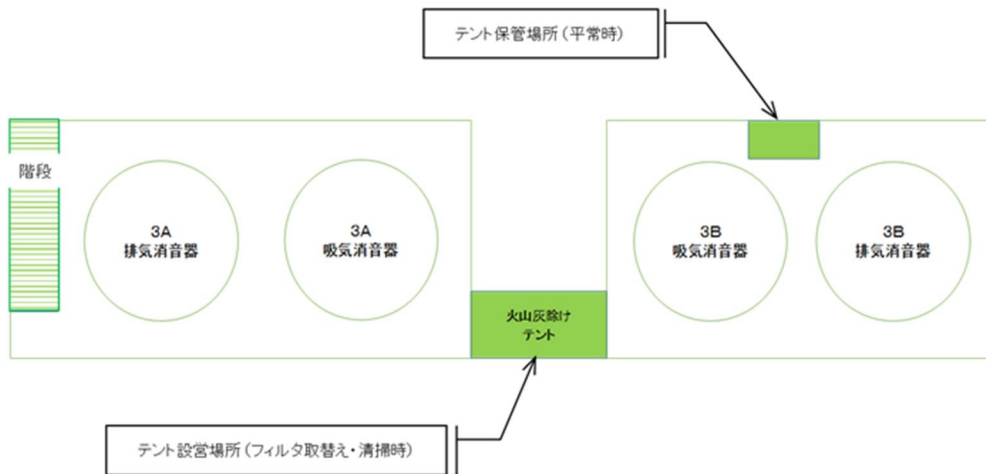


図1 火山灰除けテント設営位置図

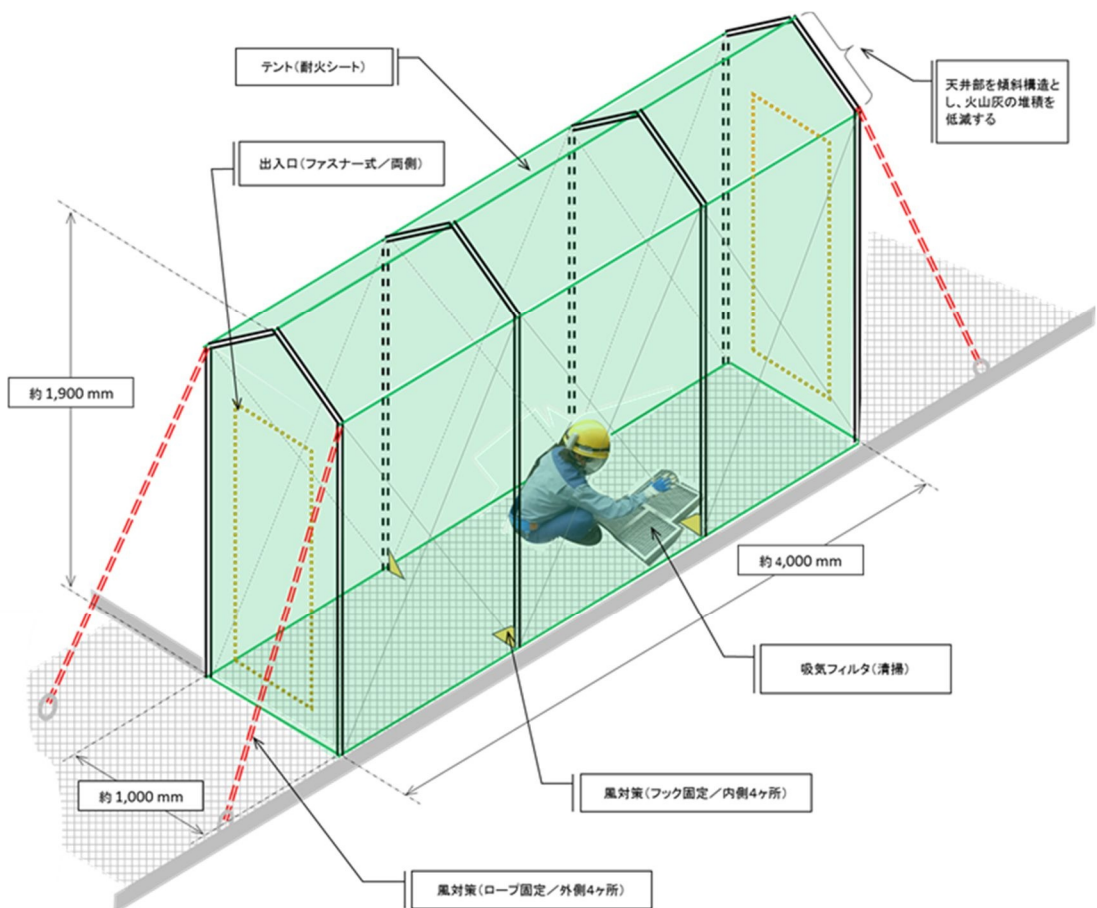


図2 火山灰除けテントイメージ図

以上